志木市将来ビジョン
第五次志木市総合振興計画

後期実現計画

－令和3年度～令和7年度－

市民力でつくる 未来へ続くふるさと 志木市

～ ずっと住み続けたい、住んでみたいまちをめざして ～

志木市

この計画書の各ページには、視覚に障がいがある人などのために音声コード（Uni-Voice）を印刷してあります。このコードに、文字情報が組み込まれており、専用の読み上げ機械やスマートフォンのアプリを使うと、紙面の内容を音声で聞くことができます。

半円形の切り込みは、このコードが印刷されている場所を示しています。

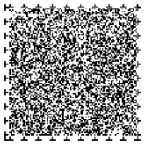

志木市　将来ビジョン

後期実現計画

将来構想及び実現計画の概要図

まちの将来像
「市民力でつくる 未来へ続くふるさと 志木市」
～ずっと住み続けたい、住んでみたいまちをめざして～

計画の構成
■将来構想
平成 28 年度から
令和 7 年度まで
■実現計画
前期：平成 28 年度から
令和 2 年度まで
後期：令和 3 年度から
令和 7 年度まで
■実行計画
（3 年ごとのローリング）

将来推計人口
令和 7 年（2025 年）
72,500 人

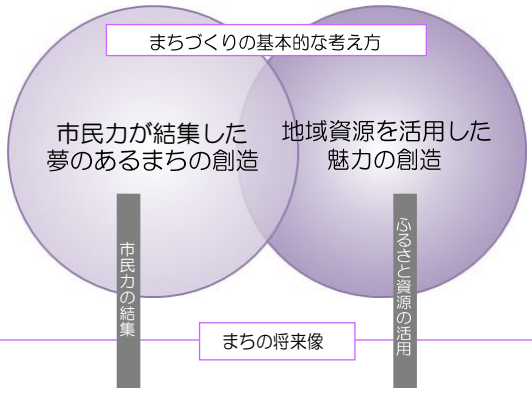

将来像を実現するための施策の柱
1 市民力が生きるまちづくり
2 市民を支える快適なまちづくり
3 活力と潤いのあるまちづくり
4 未来を支えるまちづくり
5 健全でわかりやすい行政運営

将来構想
基本目標（政策）

1 市民力が生きるまちづくり
（1）子育て支援
（2）学校教育
（3）高齢者福祉
（4）市民協働
（5）人権・勤労者支援

2 市民を支える快適なまちづくり
（1）健康
（2）地域福祉・障がい者福祉
（3）生涯学習
（4）生涯スポーツ

3 活力と潤いのあるまちづくり
（1）産業振興
（2）観光
（3）自然・緑地
（4）環境保全
（5）ごみとリサイクル

4 未来を支えるまちづくり
（1）都市基盤
（2）交通環境
（3）消防・防犯
（4）防災

5 健全でわかりやすい行政運営
（1）行財政
（2）情報化

実現計画
基本的施策

具体的施策

実行計画
事業

策定にあたって

本市では、平成２８年３月に、１０年間のまちづくりの指針となる「志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）」を策定し、これに位置づけられた将来構想の実効性を確保するため、「志木市将来ビジョン前期実現計画」に基づき、各種施策を展開してまいりました。

この間、少子高齢化や高度情報化の急速な進展などを背景に市民生活の多様化は進み、市民ニーズはより複雑かつ専門的なものへと変化する一方で、高度経済成長期を中心に建設された公共施設が更新時期を迎えるなど、本市を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。さらに、未曾有の災禍が、地域経済活動や市民の暮らしなど、あらゆる面において大きな変容をもたらし、新たな課題への対応も求められています。

こうした状況の中、このたび策定した「志木市将来ビジョン後期実現計画」では、これまでの取組の柱である４つの戦略プロジェクトや分野ごとの施策体系に基づき、社会情勢の変化に的確に対応するため、今後５年間に取り組む具体的な施策の方向性や成果指標等の見直しを行いました。

また、世界共通の目標である「ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）」を推進するとともに、高齢化の進展をはじめとするあらゆる地域課題に全市的に対応するため、「ＳＤＧｓの達成」及び「地域包括ケアの深化・推進」につながる主な具体的施策と、各目標との関連づけを施策横断的に行ったところです。

今後とも、まちの将来像である「市民力でつくる 未来へ続くふるさと 志木市」の実現に向け、地域の関係団体との連携や民間活力の積極的な活用により施策の充実に努めるとともに、本市自慢の幅広い市民力を結集し、今後のまちづくりに邁進してまいる所存でありますので、皆様のより一層の市政への積極的なご参画をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり「市民意識調査」や意見公募手続などを通じてご協力賜りました多くの市民の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和３年２月

志木市長 香川 武文

志 木 市 民 憲 章

わたくしたちは、武蔵野の自然に恵まれ、長い歴史と伝統にはぐくまれた志木市民であることに誇りと責任を持ち、やすらぎと希望に満ちた住みよい志木市をめざしてこの憲章を定めます。

1　自然を愛し、美しいまちをつくりましょう。

1　教養を高め、豊かなまちをつくりましょう。

1　きまりを守り、明るいまちをつくりましょう。

1　スポーツに親しみ、健康なまちをつくりましょう。

1　互いに助け合い、しあわせなまちをつくりましょう。

（昭和 55 年 10 月 26 日制定）

市章

志木市がますます四方に発展すると同時に丸をあしらって調和のとれた発展を図案化した。
（昭和 45 年 10 月 26 日制定）

市の木−モクセイ

広く庭木として植えられる常緑樹で、高さ３ｍ～４ｍ。10 月頃黄・白色などの花が咲く。香気の花といわれ、よい香りがする。
（昭和 55 年 10 月 26 日制定）

市の花−ツツジ

庭に植える常緑低木。５月頃赤・紫・白色などの美しい花が咲く。園芸品種が非常に多い。
（昭和 55 年 10 月 26 日制定）

志木市きれいな水とみどり豊かな健康平和都市宣言

今、地球環境の保護と世界の恒久平和が叫ばれている中で、わたしたち志木市民共通の願いは、まず、身近な自然を愛し、健康を育み、平和な社会をつくることです。

そのため、わたしたちは、水に親しみ、みどりを育てます。

健康な心とからだを育てます。

平和で自由な世界が確立されることを強く訴えます。

そして、これらのことを市民一人ひとりが努力し、次代に引き継ぐことを誓います。

わたしたち志木市民は、市制施行２０周年にあたり、ここに、きれいな水とみどり豊かな健康平和都市の宣言をします。

（平成２年 10 月 26 日制定）

市民の木−チョウショウインハタザクラ

花は大きく、一重咲きの花に雄しべの一部が旗の形をした花びら（１～２枚）のあるヤマザクラの一種。

（平成 15 年４月１日制定）

志木市子ども憲章

わたしたちは、水とみどり豊かな郷土・志木市の伝統を守り、一人ひとりが２１世紀をつくる社会の一員として、互いに人権を尊重し合い、無限の可能性に向かい、生き生きと成長していくため、この憲章を定めます。

未 来 へ・・わたしたちは、大きな夢や希望をもち続けます。
【希　望】　明るい未来に向かって、自ら考え、成長していきます。

自 分 へ・・目標を常にもち、今できることに精一杯努力します。
【自　立】　たくさんのことを学び、歩んでいきます。

人間として・・すべての人々の個性を認め合い、いじめや差別をなくします。
【人　権】　一人ひとりの人権を尊重します。

周囲の人へ・・友だちや周囲の人を思いやります。
【思いやり】　誰とでも笑顔であいさつを交わします。

ふるさとへ・・豊かな自然に恵まれたこのまちを大切にします。
【郷　土】　リサイクルやボランティアの活動に進んで参加します。

（平成 12 年 10 月 26 日制定）

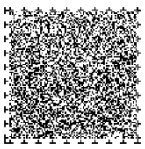

志木市子育て憲章　~みんなで育てる元気な志木っ子~

わたくしたちは、２１世紀の志木市を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長することを願い、子育てに夢と希望を持ち、子育てを通し、人間として自らも成長し、“地域で子育て”をする環境を整え、“元気な志木っ子”をはぐくむためのまちづくりを推進するため、この憲章を定めます。

自　立　良いこと、悪いことを自分で判断し、社会の一員として責任ある行動ができる子どもに育てます。

希　望　未来に向かって生きていく力を養い、夢と希望を持ち続けられる子どもに育てます。

郷　土　自然を大切にし、遊び場や子どもたちの居場所があり、声を掛け合い協力して子育てできるふるさとをつくります。

家　庭　心が安らぐ居場所としての家庭を築き、マナーやしつけは大人が行動で示し、手本となります。

人　権　一人ひとりの個性を認め合い、“いのち”の大切さが感じとれる、やさしい子どもに育てます。

（平成 16 年 10 月 26 日制定）

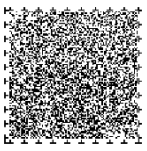

志木市教育大綱

■基本理念

次代を担うたくましい志木っ子と

地域を支える市民を育む教育

次代を担う子どもたちが、社会の激しい変化の中でも自立し、夢を持って元気に成長できるよう、一人ひとりの可能性を伸ばし、豊かな人間性と新しい時代を生き抜く力を家庭や地域とともに育みます。

すべての市民が心豊かで生きがいのある人生を過ごせるよう、生涯学習の充実や地域文化及びスポーツの振興を図ります。

■基本方針

1　確かな学力と健やかな体、そして新しい時代を生き抜く力の育成

学力向上、体力向上の取組を推進し、児童生徒が学習に主体的に取り組む意欲を高めながら、基礎学力、基礎体力を育み、それらを活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力などの能力を育成します。

2　一人ひとりの可能性を伸ばす質の高い教育の推進

子どもたち一人ひとりの可能性を伸ばし、豊かな人間性を育むため、少人数学級編制や少人数指導などを絶えず検証し発展させるとともに、幼保小の連携強化や小中一貫教育の取組により、質の高い教育を推進します。

また、志や夢を持ち未来を拓く自立した子どもたちが成長するために、国語力を基礎に、新たな教育課題である、外国語教育、ＩＣＴ教育など次世代を見据えた教育を展開します。

さらに、すべての子どもたちが、その個に応じた教育が受けられるよう、習熟度別授業や、特別支援教育の充実などを図ります。

3　家庭と地域、学校が一体となって子どもたちを育む教育の推進

子どもたちに基本的な生活習慣や倫理観、道徳心などを育むためには、家庭における教育が一番の原点であることから、保護者に対する意識付けを図るとともに、地域と学校が一体となって子どもたちを育むことのできる教育環境の推進を図ります。

また、地域ぐるみで、笑顔あふれる元気でたくましい子どもたちを育むために、地域とともに歩む学校づくりに取り組みます。

4　日本そして郷土を愛し、文化・芸術に親しむ豊かな心を育む教育の推進

子どもたちが、日本人として誇りを持ち成長できるよう、我が国を愛し、ふるさと志木、郷土志木を理解し、日本、そして郷土の歴史や伝統文化を継承していく心を育みます。

また、地域文化活動を継承するため、子どもたちが文化芸術に親しむ環境作りを進めるとともに、市民生活が心豊かなものとなるよう、市民の文化活動を支援します。

5　生涯学習を通じた市民力の醸成とスポーツの振興

生涯学習環境を充実し共に支え合う地域社会を進めるため、学んで得た知識等を地域社会で生かすため、生涯学習を通じた市民力の醸成を図ります。

また、市民の誰もがスポーツを身近に感じられるよう、志木市スポーツ推進計画に基づき、市民の健康ライフスタイルの支援を中核に、民間施設など多くの機関と連携し、スポーツの推進に取り組みます。

（平成 28 年 3 月 15 日制定）

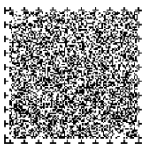

志木っ子教育大綱

基本理念

笑顔あふれる元気でたくましい志木っ子をめざして！

目　標

1　元気にあいさつをしよう！

あいさつは、生活の一番の基本です。あいさつをすることで、とても気持ちがよくなりお互いが笑顔になります。楽しい会話のきっかけにもなるでしょう。家族や友達、先生、地域の人、まわりの人みんなに大きな声であいさつしましょう。

2　思いやりを持とう！

思いやりは、相手の気持ちを考えてみること、相手の立場に立つことから生まれます。相手の気持ちを考え、やさしい心で、家族、友達、まわりの人みんなに思いやりの気持ちを持ちましょう。

3　いじめはやめよう！

いじめは決して許されないことです。誰もが、一人ひとりかけがえのない大切な存在です。いじめは絶対にやめましょう。もしも、いじめを見たり、いじめを受けたら、強い心で勇気を持ち、まわりの人に相談しましょう。

4　朝ごはんをしっかり食べよう！

早寝早起きなど規則正しい生活を送り、朝ごはんをしっかり食べることで、脳と体にエネルギーが送られて、朝から元気いっぱいに活動できます。やる気も出て、勉強や運動も頑張ることができます。朝ごはんをしっかり食べて、元気でたくましい子になりましょう。

5　いろいろなことに進んで取り組もう！

いろいろなことに、やる気を持って挑戦してみることはとても大切なことです。そこから得られる経験は、大きな財産になります。家庭でのお手伝いや地域の清掃活動、ボランティア活動など、積極的に取り組みましょう。

（平成 28 年 3 月 15 日制定）

目　次

第１部　総論

１．計画の名称……14
２．後期実現計画の趣旨……14
３．後期実現計画の計画期間……14
４．後期実現計画の見方……16

第２部　各論

第１章　市民力が生きるまちづくり

基本的施策 1-1　子育てしやすいまちづくり……26
基本的施策 1-2　地域ぐるみで子どもたちを育むまちづくり……30
基本的施策 1-3　高齢者がいきいき暮らすまちづくり……34
基本的施策 1-4　市民が協働するまちづくり……38
基本的施策 1-5　一人ひとりが輝くまちづくり……42

第２章　市民を支える快適なまちづくり

基本的施策 2-1　健康に暮らせるまちづくり……48
基本的施策 2-2　福祉が充実したまちづくり……52
基本的施策 2-3　豊かな文化を育むまちづくり……56
基本的施策 2-4　スポーツを楽しむまちづくり……60

第３章　活力と潤いのあるまちづくり

基本的施策 3-1　地域産業が活発なまちづくり……64
基本的施策 3-2　魅力的なまちづくり……68
基本的施策 3-3　水と緑にあふれるまちづくり……70
基本的施策 3-4　地球環境にやさしいまちづくり……74
基本的施策 3-5　資源循環型のまちづくり……76

第４章　未来を支えるまちづくり

基本的施策 4-1　都市基盤を生かしたまちづくり……80
基本的施策 4-2　交通の利便性が高いまちづくり……84
基本的施策 4-3　安全で安心なまちづくり……88
基本的施策 4-4　災害に強いまちづくり……92

第５章　健全でわかりやすい行政運営

基本的施策 5-1　健全な行財政のまちづくり……96
基本的施策 5-2　様々な情報にふれられるまちづくり……100

参考資料

１．将来構想 106
２．持続可能な開発目標（SDGs）の取組について 134
３．志木市民意識調査 142
４．意見公募手続制度の結果 166

第1部　総論

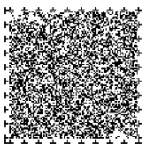

1. 計画の名称

この計画の名称は、「志木市将来ビジョン後期実現計画」（以下「後期実現計画」という。）とします。

2. 後期実現計画の趣旨

この後期実現計画は、将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）に位置付けられた将来構想の実効性を確保するため、行政の主要施策を分野別に取りまとめ、その方向性と体系的な枠組みを明らかにして、将来構想に掲げる目標を達成するために必要な基本姿勢と施策を示すものです。

策定にあたっては、将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）前期実現計画の成果・到達点・課題などを踏まえ、長期的な展望に配慮し、将来構想に定めたまちの将来像の実現に向け、総合性を確保した計画として策定するものです。

3. 後期実現計画の計画期間

後期実現計画の計画期間は、令和３年度から令和7年度までの５年間とします。

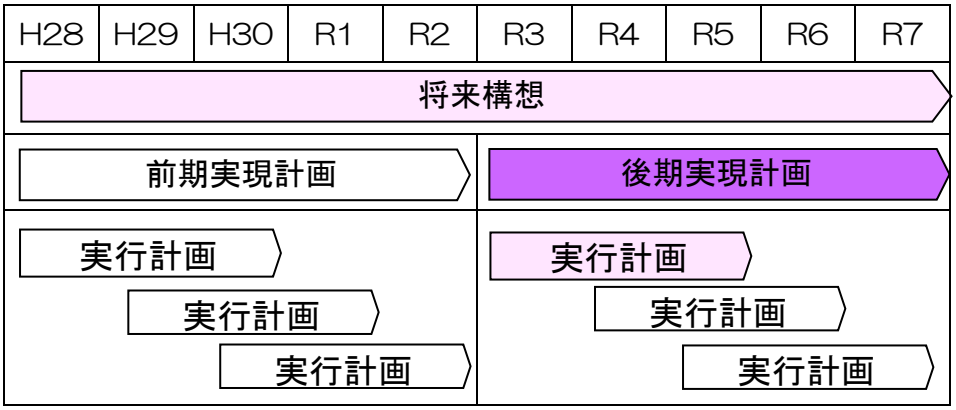

※将来ビジョンは将来構想、実現計画、実行計画の３層構造で構成されています。

将来構想・・・まちづくりの基本的な考え方やまちの将来像を実現するための柱を掲げ、戦略プロジェクトと施策を体系的に示すもの（10か年計画）

実現計画・・・将来構想を実現するための基本的施策に基づき、戦略プロジェクトの施策や分野ごとの施策を体系的に示すもの（前期・**後期**の5か年計画）

実行計画・・・実現計画に掲げた施策を実行するため、予算と連動した具体的施策や事務事業を示すもの（毎年ローリングの3か年計画）

4. 後期実現計画の見方

後期実現計画は、基本的施策ごとに整理しており、下図に示す構成でまとめています。

志木市将来構想の施策の大綱に位置づけた基本的施策名

基本的施策の内容をイメージする写真を掲載しています。

基本的施策を推進することにより目指す今後 5 年間の方向性を掲載しています。

基本的施策にかかる現状を簡潔に掲載しています。

現状を踏まえ、解決すべき課題を掲載しています。

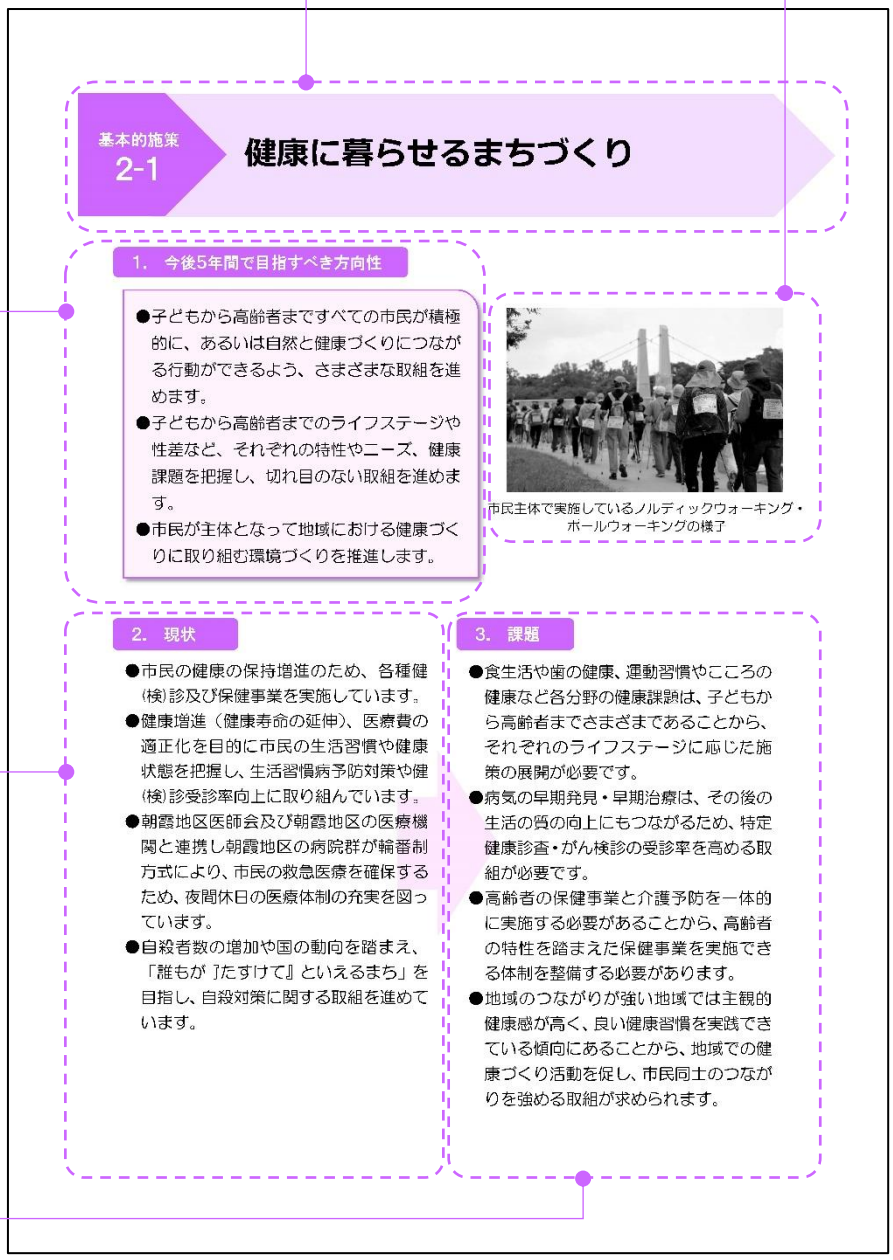

戦略プロジェクトにかかる施策が、どのプロジェクトに該当するかをロゴで示しています。

- 健康 ……市民の健康づくりプロジェクト
- 育て ……子育て世代定住プロジェクト
- 暮し ……暮らしやすさ向上プロジェクト
- 魅力 ……魅力発信プロジェクト

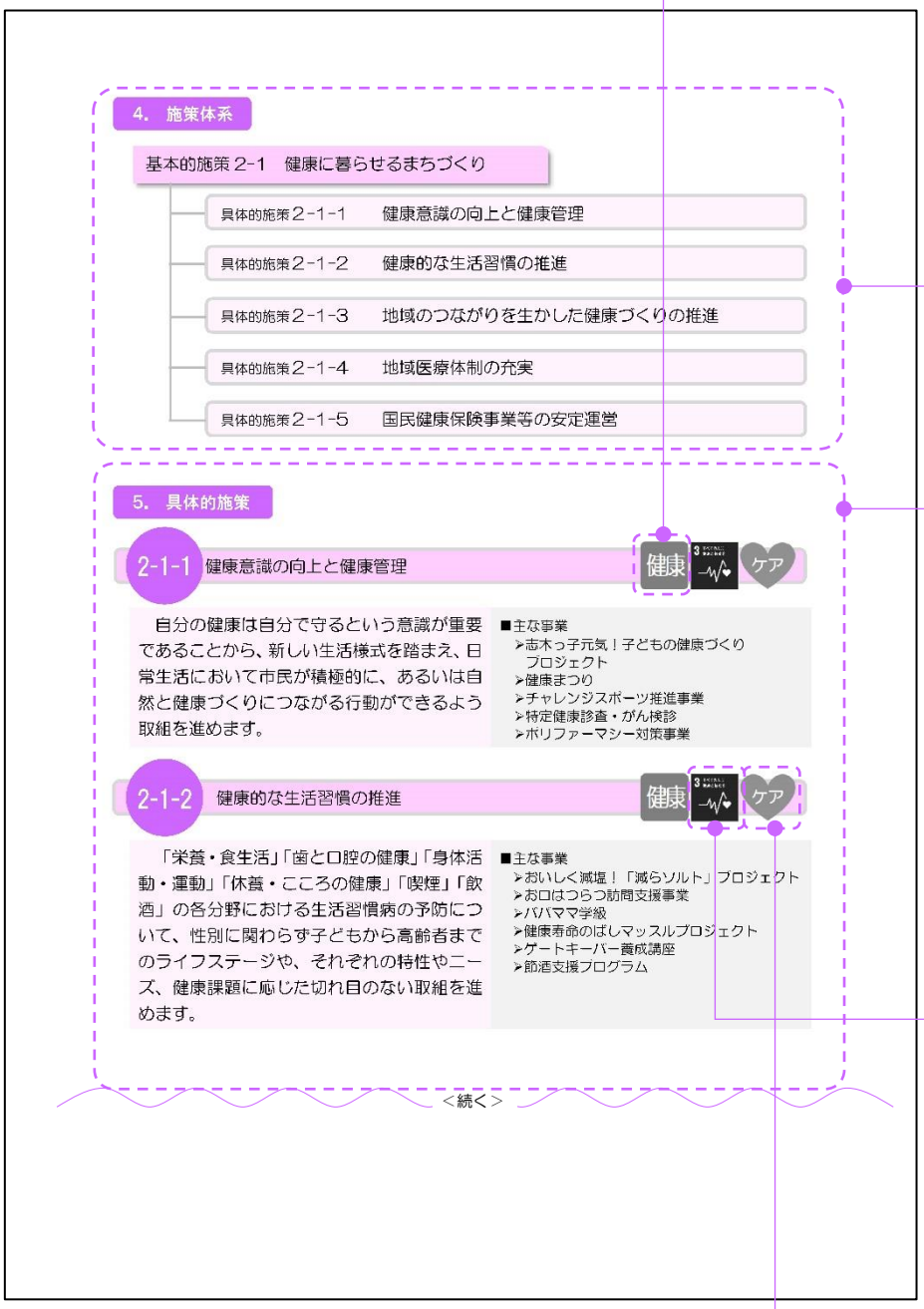

基本的施策を構成する具体的な施策を明らかにしています。

具体的施策ごとに、その取組内容の概要と具体的に実施する主な事業を掲載しています。

SDGsの17の目標のうち、具体的施策と関係性が強い目標をロゴで示しています。

地域包括ケアの推進につながる主な具体的施策を、ロゴで示しています。

基本的施策を推進することによって目指す目標を具体的な数値で示しています。目標値の達成状況をみることで、施策の成果を評価することができます。

指標	現状値（R1）	目標値（R7）
自殺死亡率 市内における過去５年間の平均自殺死亡率を示す指標です。	17.1%	13.5%以下
目標歩数達成グループ数 いろは健康ポイント事業の令参加者を男女・年齢別に６グループに分け、１日の平均歩数が目標歩数を達成したグループ数を示す指標です。	5 グループ	6 グループ
足指力・膝間力 足部機能や走行骨格の発達の重要な時期である小学生期（４年生）の足指力（歩行中の蹴りだし、バランス能力の発揮に関係する筋力）・膝間力（階段の上り下りやスポーツを行うときに身体を支える筋力）を示す指標です。	【小学校４年生】 （足指力（右）） 男子：3.5kgf 女子：3.0kgf （膝間力（内）） 男子：13.0kgf 女子：10.8kgf	【小学校４年生】 （足指力（右）） 男子：3.6kgf 超 女子：3.0kgf 超 （膝間力（内）） 男子：13.0kgf 超 女子：12.0kgf 超
妊婦歯科検診受診率 歯科保健の大切さや重要性を知ってもらい、その後の子育てや家族の歯科保健の向上に役立てるため、妊娠期における歯科検診の受診率を示す指標です。	24.7%	35%
市民食育サポーターによる「食育の場」の拠点数 養成講座を受講した「市民食育サポーター」が地域において活躍できる「食育の場」の拠点数を示す指標です。	―	2 か所

7. 関連する分野別計画

- 志木市いろは健康２１プラン（第４期）・志木市食育推進計画（第２期）・志木市歯と口腔の健康プラン（第２期）……令和元年度～令和５年度
- 第２期志木市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）……平成 30 年度～令和５年度
- 第３期志木市特定健康診査等実施計画……平成 30 年度～令和５年度
- 市民のこころと命を守るほっとプラン（志木市自殺対策計画）……平成３１年度～令和５年度
- 第４期志木市地域福祉計画……令和２年度～令和６年度
- 第４期志木市障がい者計画……平成 30 年度～令和５年度
- 志木市高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画……令和３年度～令和５年度
- 第２期志木市子ども・子育て支援事業計画（母子保健計画）……令和２年度～令和６年度

市内公共施設に設置されたいろは健康ポイント事業の「あるこう！かざすくん」

後期実現計画を推進するために、より具体的な分野別計画が策定されています。その主なものを掲載しています。

■持続可能な開発目標（SDGs）について

（1）持続可能な開発目標（SDGs※）とは？

・持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標です。
・持続可能でよりよい世界を目指すための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っています。

※「SDGs（エスディージーズ）」とは、「Sustainable Development Goals」の略称です。

（2）SDGsと自治体の関係

SDGsは、すべての自治体が取り組むべき目標であり、国においても、地方自治体におけるSDGsの一層の推進が期待されていることから、後期実現計画においては、すべての施策にSDGsの考え方を反映することとしました。

後期実現計画を推進することは、SDGsの達成に向けた取組につながるものであることから、各具体的施策とSDGsの関連性をロゴにより示しています。

※ SDGsの17の目標については、参考資料134頁参照

■地域包括ケアから地域共生社会への深化

（1）地域包括ケアのまちづくりとは？

地域包括ケアとは、今後、団塊の世代が 75 歳以上となることや、認知症高齢者の増加が見込まれている中で、高齢になっても住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるまちづくりを目指すものです。

地域社会を構成する住民それぞれの自立を基本とし、重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの支援が一体的に受けられる仕組みを構築していきます。

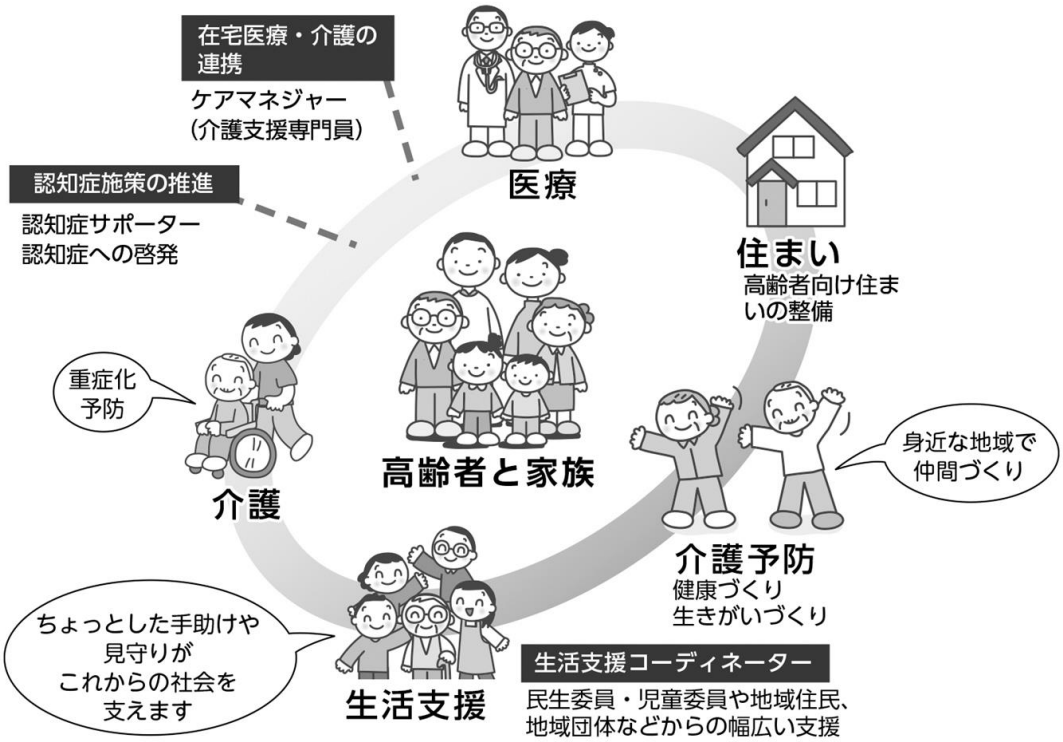

（2）地域共生社会への深化とは？

地域共生社会とは、高齢社会の進展に伴い、持続可能なまちづくりを進める地域包括ケアの考え方に対して、子どもから高齢者まで年代を問わず、また、障がいの有無や、性別、国籍など、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係性を超えて、人や地域の資源が「丸ごと」つながることで、共に生きる社会を創っていくものです。

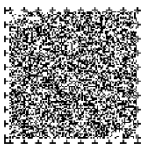

第2部　各論

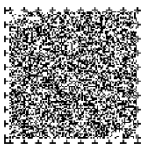

第1章　市民力が生きるまちづくり

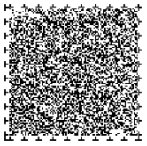

基本的施策
1-1

子育てしやすいまちづくり

1. 今後5年間で目指すべき方向性

●保育の需給バランスをしっかりと見極めながら、待機児童対策を引き続き推進するとともに、保護者のニーズを踏まえて一時保育や就学児童の放課後対策など、多様な保育サービスの提供を行います。
●子どもの人権を尊重するとともに、子育て家庭の孤立感や子育てにかかる負担感を軽減するため、地域における子育て相談や見守り体制の充実、在宅子育て支援、市民力を活用した子育て支援など、すべての子育て家庭を支援する施策を展開します。

小学校の敷地を活用した民設民営保育園

2. 現状

●子どもや子育てをめぐる環境は、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化などにより、大きく変化しています。
●これまで微増傾向にあった年少人口も、今後は減少が予測されています。また、女性の就業率の上昇や生活スタイルの変化により、共働き世帯や核家族が増加傾向にあります。
●安心して楽しく子育てができるまちの実現に向け、子どもの成長過程に応じた相談体制の充実、幼児教育から小学校教育への円滑な移行支援、子育てと仕事の両立を支援するための民設民営保育園の整備支援や児童の放課後における居場所づくりの拡充など、子どもを育てやすい環境づくりを進めています。

3. 課題

●誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境の整備と、子どもたちが自ら生きる力を育むことができる環境づくりが求められます。特に、子どもの育ちと学びをつなげるための支援では、引き続き幼保小の連携に努め、発達段階を踏まえた継続教育の推進と学校や地域との連携を促進することが必要です。
●今後も、社会情勢や環境の変化、多様化する市民ニーズに的確に対応するため、各種事業の充実を図るとともに、家庭、学校、地域、職域など、あらゆる分野における連携を強化し、課題解決に向けた取組が必要です。

4. 施策体系

基本的施策 1-1　子育てしやすいまちづくり

- 具体的施策 1-1-1　子育て家庭への支援
- 具体的施策 1-1-2　子どもと家庭の健康づくり
- 具体的施策 1-1-3　子どもの育ちと学びをつなげるための支援
- 具体的施策 1-1-4　子育てと仕事の両立
- 具体的施策 1-1-5　地域と連携した子育て支援

5. 具体的施策

1-1-1 子育て家庭への支援

育て　3 すべての人に健康と福祉を

出産や育児に伴う経済的・精神的な不安を軽減し、すべての子育て家庭が、安全・安心で楽しく子育てができるよう、ライフステージや家庭にあわせた支援を行うとともに、児童虐待防止に向けて連携体制の強化に努めます。

■主な事業
- ➢児童センター、子育て支援センター運営事業
- ➢子育てコーディネーターの配置
- ➢乳幼児医療費助成事業
- ➢子ども医療費助成事業
- ➢児童手当支給事業
- ➢家庭児童相談室事業
- ➢ファミリー・サポート・センター事業
- ➢児童虐待ゼロをめざす事業

1-1-2 子どもと家庭の健康づくり

健康　育て　3 すべての人に健康と福祉を

妊娠を望む人から子育て中の人まで、切れ目のない支援を行う「しきっ子あんしん子育てサポート事業」を展開し、母子保健の充実を図ります。

また、乳幼児健診等を通じて、発育や発達に不安がある子、障がいのある子の早期発見に努めるとともに、児童発達相談センター等による適切な支援につなげます。

■主な事業
- ➢乳幼児健康診査、保健指導事業
- ➢予防接種事業
- ➢母子保健推進事業
- ➢新生児、未熟児訪問指導事業
- ➢妊婦健康診査事業
- ➢不妊検査費・治療費助成事業
- ➢不育症検査費・治療費助成事業
- ➢児童発達相談センター事業

1-1-3 子どもの育ちと学びをつなげるための支援

育

幼児期の情緒的・知的な発達や社会性を育むとともに、幼児教育から小学校教育への円滑な移行を図ることで「小1プロブレム」を解消するため、関係機関の連携体制をさらに強化し、発達段階を踏まえた継続教育を推進します。

また、就学児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所づくりを推進します。

■主な事業
- ➢幼保小子育て連絡協議会
- ➢放課後志木っ子タイム
- ➢特別支援教育プログラム事業

1-1-4 子育てと仕事の両立

育

子育てと仕事の両立を支援するため、男女が共同で子育てできる環境づくりを進めます。

また、就業や働き方の変化により多様化する保育ニーズを的確に捉え、保育環境や保育サービスの充実を図ります。

■主な事業
- ➢保育園運営事業
- ➢保育園施設補修事業
- ➢特定教育保育施設及び特定地域型保育委託等事業
- ➢学童保育クラブ運営委託事業
- ➢学童保育クラブ施設整備事業
- ➢一時保育事業
- ➢パパママ学級、お父さん参加事業
- ➢放課後志木っ子タイム

1-1-5 地域と連携した子育て支援

育 ケア

地域ぐるみの子育て支援が展開されるよう、地域の活動団体等との協働の取組や交流を促進し、子育て家庭にとってよりよい子育て環境の整備に努めます。

■主な事業
- ➢母子保健推進員連絡協議会
- ➢食生活改善推進員協議会
- ➢世代間交流事業
- ➢民生委員・児童委員協議会

6. 成果指標

指　標	現状値（R1）	目標値（R7）
子育て支援センター利用者数 市内５か所にある子育て支援センターの利用者数です。	54,052 人	57,600 人
こんにちは赤ちゃん事業実施率 生後４か月までの乳児がいる家庭へ訪問し、親子の心身の状況の把握や相談などを行う子育て支援を実施した割合を示す指標です。	95.3%	97.0%
保育園の待機児童数 保育園に入園申請しているにもかかわらず、入園できていない児童数です。	47 人	0 人
学童保育クラブの待機児童数 学童保育クラブに入所申請しているにも関わらず、入所できていない児童数です。	18 人	0 人

7. 関連する分野別計画

- ◆ 第２期志木市子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画、新・放課後子ども総合プラン、母子保健計画）……令和２年度～令和６年度
- ◆ 第６次志木市男女共同参画基本計画……令和３年度～令和７年度

基本的施策
1-2

地域ぐるみで子どもたちを育むまちづくり

1. 今後5年間で目指すべき方向性

●子どもたちがさまざまな社会的変化を乗り越え、未来を生き抜く力を育むため、複数・少人数指導の充実、GIGA スクール構想を踏まえた教育 ICT 環境の実現、基礎体力の向上など、きめ細かな教育施策を展開します。

●幼保小の連携、小中の連携等、学校とさまざまな関係機関とが協力し合いながら、子どもたち一人ひとりの可能性を伸ばし、豊かな人間性を育む取組を推進します。また、小中一貫教育の取組を引き続き推進します。

●コミュニティ・スクールを軸に据え、学校と地域が一体となって、地域から愛され地域を愛する子どもたちを育みます。

複数・少人数指導体制～スマート・クラス～

2. 現状

●本市独自の事業である複数・少人数指導体制推進事業～スマート・クラス～の実施や地域に根差した教育推進事業などにより、子どもたち一人ひとりへのきめ細かな指導を行う体制を整えています。

●ICT 環境の整備や体育館への空調設備の設置など、快適で質の高い教育環境の整備を進めています。

●市民力・地域力を学校教育に生かすコミュニティ・スクールを全小中学校に設置し、地域と連携した教育環境の充実に取り組んでいます。

3. 課題

●今後においては、年少人口の減少が見込まれており、これからの時代を創る子どもたち一人ひとりの個性を伸ばす、個に応じた学習指導を推進するとともに、「知・徳・体」をバランスよく育む教育の重要性はこれまで以上に高まっています。

●学校施設の老朽化に伴い、適切な維持管理に努めていく必要があります。

●子どもたちや学校を取り巻く課題が複雑化・多様化する中、学校・家庭・地域が連携し、地域の特色を生かした教育活動をさらに進める必要があります。

4. 施策体系

基本的施策 1-2　地域ぐるみで子どもたちを育むまちづくり

- 具体的施策 1-2-1　知・徳・体の育成
- 具体的施策 1-2-2　地域社会に開かれた教育の推進
- 具体的施策 1-2-3　安全で安心な学校づくり
- 具体的施策 1-2-4　特別なニーズに対応した教育の推進
- 具体的施策 1-2-5　青少年の健全育成

5. 具体的施策

1-2-1 知・徳・体の育成

育て　魅力　4 質の高い教育をみんなに

子どもたち一人ひとりが、「主体的・対話的で深い学び」を通して、「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」をバランスよく身に付け、未来を生き抜く力を育むことのできる教育環境の充実を図るため、複数・少人数指導や教育 ICT 環境の実現、基礎体力を高める取組など、きめ細かな質の高い指導を行います。

■主な事業
- ➢複数・少人数指導体制推進事業
- ➢外国語教育推進事業
- ➢教育 ICT 推進事業
- ➢小学校体力向上事業

1-2-2 地域社会に開かれた教育の推進

魅力　4 質の高い教育をみんなに　ケア

学校における課題解決に向け、幅広い外部人材の活用や、教職員研修の充実などにより指導力の向上を図るとともに、職場環境の改善を図ります。

また、コミュニティ・スクールを軸に、学校・家庭・地域の三者が連携することで、学校ごとの特色に応じた夢のある教育活動と「地域ぐるみで子どもたちを育む学校づくり」を進めます。

■主な事業
- ➢地域に根差した教育推進事業
- ➢教職員研究会
- ➢コミュニティ・スクール推進事業

1-2-3 安全で安心な学校づくり

多くの学校施設が建設後 40 年以上経過していることから、中長期的な視点に基づく費用の平準化を踏まえた維持管理を適切に行います。

また、児童・生徒が安全で安心して学校生活を送れるよう、学校施設の整備と環境の充実を図ります。

■主な事業
- ➢学校施設長寿命化計画に基づく大規模改修事業
- ➢給食室改修事業・空調設備設置事業
- ➢学校施設樹木更新事業
- ➢学校巡回パトロール員・警備員配置事業

1-2-4 特別なニーズに対応した教育の推進

児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズや置かれている状況に配慮し、特別支援教育や教育相談を一層充実させることにより、自立して社会で生きていく基礎を育てます。

■主な事業
- ➢特別支援教育支援員派遣事業
- ➢教育相談事業
- ➢特別支援教育プログラム事業

1-2-5 青少年の健全育成

「志木市子育て憲章」を基本として、各関係機関と協力し、地域ぐるみで自立心や社会性を身につけた健全な青少年の育成に努めます。また、青少年を犯罪から守り、非行や薬物乱用の防止を推進します。

■主な事業
- ➢青少年健全育成事業
- ➢非行・薬物乱用防止啓発事業
- ➢更生保護事務

6. 成果指標

指　　標	現状値（R1）	目標値（R7）
埼玉県学力・学習状況調査において、前年度より学力が伸びた児童・生徒の割合が７０％以上だった教科数（全１１教科） 本市の小学校５年生から中学校３年生を対象に、児童・生徒一人ひとりの、１年間の学力の伸びを測る指標です。	8 教科	11 教科
小中学校新体力テストの５段階絶対評価で、上位３ランク（A+B+C）の児童・生徒の割合 各学校で実施している体力テストの種目ごとの記録を得点化し、その合計を５段階絶対評価することで、体力向上の状況を把握する指標です。	（小）77% （中）83%	（小）80% （中）85%

7. 関連する分野別計画

- ◆ 志木市教育行政重点施策……各年度
- ◆ 学校施設長寿命化計画……令和２年度～令和１２年度
- ◆ 志木市再犯防止推進計画……令和２年度～令和６年度

民間のスポーツクラブにおける水泳授業

基本的施策
1-3

高齢者がいきいき暮らすまちづくり

1. 今後5年間で目指すべき方向性

●高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく生きがいを持って健康で自立した生活ができるよう、「自立」「健康」「生きがい・社会参加」「安心のある暮らし」を総合的に推進するため、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築し、高齢者の生活実態やニーズを踏まえた施策を展開します。

いろは百歳体操

2. 現状

●高齢者福祉施策と介護保険事業は、幾多の制度改正の変遷を経てサービスの改善がなされてきましたが、単身高齢者世帯や認知症高齢者の増加など、多くの課題を抱える社会環境により、介護等を必要とする家庭にとって、なくてはならない制度として定着しています。

●高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を続けていくことができるよう、地域密着型サービスの提供や各種事業を推進しており、市内のすべての圏域に整備された高齢者あんしん相談センターなどと連携しながら、高齢者の介護・保健・福祉サービスの充実と支え合いにあふれる地域づくりに取り組んでいます。

3. 課題

●すべての団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる 2025（令和 7）年以降、介護サービスの必要な人が急速に増加することが予想されます。介護を必要とする高齢者が、必要な時に必要とするサービスが受けられるよう、持続可能で安定した介護保険制度を維持するため、医療と介護が連携した取組を引き続き推進していくとともに、住み慣れた地域で、健康でいつまでも自分らしく生活できるまちづくりを進める必要があります。

●高齢者をはじめとしたボランティアが、培ってきた知識や経験を生かしながら、地域社会で役割を持ち、重要な担い手として活躍できるよう、多様な社会参加ができる環境整備を進める必要があります。

4. 施策体系

基本的施策 1-3　高齢者がいきいき暮らすまちづくり

- 具体的施策 1-3-1　地域包括ケアシステムの深化・推進
- 具体的施策 1-3-2　高齢者福祉の充実
- 具体的施策 1-3-3　介護予防と認知症支援の充実
- 具体的施策 1-3-4　医療と介護の連携と「人生会議」の推進
- 具体的施策 1-3-5　生きがいづくりと居場所づくりの推進
- 具体的施策 1-3-6　質が高く安定した介護保険事業運営

5. 具体的施策

1-3-1 地域包括ケアシステムの深化・推進

健康

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、市民、団体、行政等が連携し、医療・介護・予防・住まい・生活支援を包括的、一体的に提供する仕組みづくりを推進します。

また、今後は地域包括ケアシステムの取組を深化させ、高齢者を含むすべての人が、地域の課題を「我が事」としてとらえ、助け合い支え合いによってつながる、地域共生社会の実現に向けた取組を進めます。

■主な事業
- ➢高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定と推進
- ➢地域福祉計画、成年後見制度利用促進基本計画の策定と推進
- ➢高齢者あんしん相談センターの相談機能強化
- ➢要援護高齢者等ネットワーク体制の強化

1-3-2 高齢者福祉の充実

健康

高齢者及び要介護者等が住み慣れた地域で自立した自分らしい生活を継続できるよう、市独自の取組を実施し、本人や家族等を支援します。高齢者あんしん相談センターや事業所等関連機関と協力し、支援内容を周知するとともに適切にサービスが行き届くよう連携を図ります。

■主な事業
- ➢老人福祉施設（老人ホーム）入所措置
- ➢緊急時連絡システム事業
- ➢高齢者日常生活用具購入費助成事業
- ➢訪問理美容サービス事業
- ➢救急医療情報キットの配布

1-3-3 介護予防と認知症支援の充実

健康 ケア

介護予防・生活支援サービス事業や一般介護予防事業、認知症総合支援事業等の各施策の充実に努めます。

また、市民主体の介護予防やフレイル予防、認知症の見守り支援の取組をはじめ、多様な主体によるサービス提供体制の充実を図ることで、対象者の状態に応じた最適な支援を行います。

■主な事業
- ➢介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- ➢高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- ➢認知症総合支援事業
- ➢生活支援サービス体制の整備の推進
- ➢いろは百歳体操
- ➢フレイル予防プロジェクト

1-3-4 医療と介護の連携と「人生会議」の推進

健康

要介護状態や持病を抱えながらも住み慣れた地域で、自分らしい在宅生活が送れるよう、地域の医療と介護を一体的に提供できる体制を構築していくとともに、本人や家族の理解の促進を図ります。

また、人生の最期まで個人の尊厳と意思が尊重されるよう「人生会議」の普及啓発を進めます。

■主な事業
- ➢在宅医療・介護連携の推進・強化
- ➢「人生会議」（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発

1-3-5 生きがいづくりと居場所づくりの推進

健康 ケア

地域住民同士が支え合う環境の構築に向け、町内会や社会福祉協議会等と連携して、地域の実情に応じた社会福祉活動を推進します。

また、住民が支え合いに関心を持てるよう、高齢者の社会参加のきっかけづくりや生涯学習意欲の向上を図るとともに、地域活動を行っている団体の育成と支援を行います。

■主な事業
- ➢老人福祉センター運営事業
- ➢老人クラブ補助事業
- ➢地域敬老会支援事業
- ➢いきがいサロン事業
- ➢街なかふれあいサロン事業
- ➢生活支援体制整備事業

1-3-6 質が高く安定した介護保険事業運営

介護が必要な状態になっても、自立した生活を送ることができ、介護する側の負担の軽減を図るため、介護サービスの供給体制を確立するとともに、サービス事業者など関係機関との連携を強化し介護保険事業の安定運営を推進します。

■主な事業
- ➢サービス事業所の整備
- ➢ケアマネジメントの質の向上
- ➢介護給付の適正化

6. 成果指標

指　標	現状値（R1）	目標値（R7）
要介護認定率 介護保険のサービス利用を希望し、介護や支援が必要であると認められた高齢者の割合です。	14.63%	20.08%以下
健康寿命の延伸（埼玉県内順位） 65 歳に達した人が「あと何年、心身共に自立した生活を送ることができるか」を示した期間です。埼玉県では介護保険制度の要介護２以上に認定された時点を障がい発生時点と考え、それまでの期間を健康寿命としています。	男性　10 位 女性　2 位	男性　1 位 女性　1 位
フレイルサポーター養成者数 サポーター養成研修を通じて、養成する市民フレイルサポーターの数です。	0 人	50 人

7. 関連する分野別計画

- ◆ 志木市高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画 …… 令和３年度～令和５年度
- ◆ 第４期志木市地域福祉計画・第２期志木市成年後見制度利用促進基本計画 …… 令和２年度～令和６年度
- ◆ 志木市いろは健康２１プラン（第４期）・志木市食育推進計画（第２期）・志木市歯と口腔の健康プラン（第２期） …… 令和元年度～令和５年度
- ◆ 志木市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画） …… 平成30年度～令和５年度

エンディングノート「わたしの想いをつなぐノート」

基本的施策
1-4

市民が協働するまちづくり

1. 今後5年間で目指すべき方向性

●市民（市民団体）・企業と行政が対等なパートナーとして継続的に連携を図り、相互に市民協働のまちづくりを推進します。
●町内会活動のさらなる強化や住民主体による地域の世代間交流事業の促進、さらには市政運営に市民の意見を積極的に反映する取組などにより、市民主体のまちづくりを推進します。

市民協働による市制施行 50 周年記念事業検討の様子

2. 現状

●市民と協働で実施した地区まちづくり会議から得た課題等を整理し、解決に向けた新たな取組を行っています。
●市の政策に対して、市民が意見を述べられる制度の周知に努めています。
●多世代の市民が、世代を超えて交流できる地域活動の拠点として設置したふれあい館「もくせい」では、市民活動団体や NPO 法人の協力を得ながら、地域や施設の特性に合わせたさまざまな世代間交流事業を実施しています。
●地域コミュニティの基盤となる町内会への加入を促進するとともに、コミュニティ協議会と連携し、各種事業を通じて、コミュニティの創造とまちの活性化に取り組んでいます。

3. 課題

●少子高齢化の進展に伴い家族構成が変化する中で、地域コミュニティの重要性が高まっています。その担い手として、元気な高齢者をはじめとする多くの市民が地域活動に参加するきっかけづくりを行う必要があります。
●大規模マンション等においては、居住者と地域との関わりが薄れつつあることから、町内会への加入や新たな町内会の設立を促進するなど、地域との連携や交流を深めるための働きかけが必要です。
●地域の中で助け合い、支え合う「共助」の考え方が注目される中、地域が持っている相互扶助や連帯意識の醸成を促すとともに、世代間交流等を推進するため、これまで以上に地域における拠点の活用を図る必要があります。
●さらなる地域力の向上を目指し、町内会などの地域団体や PTA などの社会教育関係団体の協力と連携が必要であり、市民力の活用により積極的にコミュニティ活動が行われることが重要です。

4. 施策体系

基本的施策 1-4　市民が協働するまちづくり

- 具体的施策 1-4-1　市民がもっと主役となる市民主体の自治の実現
- 具体的施策 1-4-2　市民参加と協働の推進
- 具体的施策 1-4-3　地域コミュニティの活性化
- 具体的施策 1-4-4　コミュニティ拠点の整備

5. 具体的施策

1-4-1 市民がもっと主役となる市民主体の自治の実現

市民との協働による自治体経営を進めるため、市民が市の施策に対して意見を述べられる制度を継続して実施するとともに、より多くの意見を得られるよう、制度の周知を図ります。

■主な事業
- ➢意見公募手続制度
- ➢事業判定制度
- ➢ふれあいミーティング

1-4-2 市民参加と協働の推進

市民をはじめとする地域の多様な主体と行政とが協働し、地域の実情に基づく地域課題や行政だけでは対応が難しい課題の解決に向けた取組を推進します。

また、元気な高齢者をはじめとする多くの市民が地域活動に参加するきっかけづくりを行う等、市民力が発揮できる協働のまちづくりを推進します。

■主な事業
- ➢多世代交流事業
- ➢志民力人材バンク
- ➢アクティブシニア等社会参加支援事業

1-4-3 地域コミュニティの活性化

暮らし ケア

町内会をはじめとする地域のコミュニティ団体の育成や活動の支援を通じて、市民のコミュニティ意識の高揚と全市的な地域コミュニティの活性化を推進するとともに、地域の拠点のさらなる活用を図ります。

■主な事業
- ➢町内会長会議
- ➢町内会活動等支援・育成補助事業
- ➢コミュニティ及びボランティア振興事業
- ➢元気の出るまちづくり活動支援事業
- ➢コミュニティふれあいサロン事業

1-4-4 コミュニティ拠点の整備

暮らし

地域コミュニティの拠点である町内会館や集会所等について、安全で安心して利用できるよう、必要な整備と活用のための助成を行います。

■主な事業
- ➢コミュニティ拠点整備支援事業

6. 成果指標

指　標	現状値（R1）	目標値（R7）
地域活動に参加している市民の割合 地域活動への参加率を示す指標です。 基準は、令和元年度に実施した市民意識調査で地域活動に「毎回必ず参加している」または「都合がつけば参加している」を選択した市民の割合です。	26.4%	33.0%
志民力人材バンク利用者数 志民力人材バンクの利用者人数です。	16 人	36 人
町内会加入世帯数 市内の全世帯のうち、町内会へ加入している世帯数です。	19,514 世帯	19,900 世帯
コミュニティ協議会の加盟団体数 地域コミュニティを深めることを目的として設立されたコミュニティ協議会の加盟団体数です。	37 団体	40 団体

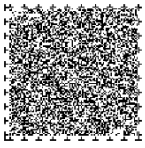

基本的施策
1-5

一人ひとりが輝くまちづくり

1. 今後5年間で目指すべき方向性

●同和問題をはじめとするあらゆる人権問題について正しい理解と認識を深めながら、人権意識の高揚を図り、差別や偏見のない明るい地域社会の実現に努めます。
●男女共同参画の推進については、第６次志木市男女共同参画基本計画に基づき、配偶者等による暴力の根絶や、女性の活躍、男性の家事・育児など、家庭生活への参画を促す取組を推進します。
●グローバル化が進展する中、誰もが住みやすい環境づくりに取り組むとともに、市内に居住する外国人との交流や理解を深める共生支援を行います。

2. 現状

●同和問題をはじめとするあらゆる人権問題について正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚が図られるよう、人権啓発・教育を推進しています。
●「配偶者暴力相談支援センター」等の関係機関との連携強化を図り、世帯の状況に応じて迅速に被害者の安全を確保し、安心して自立に向かえるよう対応に努めています。
●市民の就労においては、職業相談・紹介を行うほか、障がい者や生活困窮者については、生活支援と就労支援を一体的に実施しています。
●市内に居住する外国人が、身近に相談できる場を設けるとともに、国際交流団体との連絡会議を通じ、理解と交流の推進を図っています。

3. 課題

●性別による固定的な役割分担意識が根強く残る中、あらゆる場における男女共同参画の意識の普及啓発、配偶者等による暴力の根絶など、さらなる施策の推進が求められています。
●近年では、インターネット上での誹謗中傷やヘイトスピーチ、性的マイノリティに対する偏見など、新たな人権問題が顕在化しており、今後も継続した取組が必要です。
●経済や雇用環境等の変化に対応し、雇用機会の創出や待遇の確保、就業機会の充実及び労働条件の向上を図る必要があります。
●グローバル化が進展する中、国籍や人種を問わず、多様な市民が互いを尊重し安心して暮らせるよう、文化や習慣の相互理解を深めていくことが必要です。

4. 施策体系

基本的施策 1-5　一人ひとりが輝くまちづくり

- 具体的施策 1-5-1　男女共同参画の推進
- 具体的施策 1-5-2　ＤＶの根絶と被害者支援
- 具体的施策 1-5-3　人権啓発・教育の推進
- 具体的施策 1-5-4　就業支援の充実と労働環境の整備
- 具体的施策 1-5-5　異文化交流の支援

5. 具体的施策

1-5-1 男女共同参画の推進

あらゆる媒体や機会を活用して、男女共同参画意識の醸成を図るとともに、男性の家庭参画を積極的に促進します。

また、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、意欲を持って働くことができる環境整備に取り組みます。

■主な事業
- ➢男女共同参画啓発事業
- ➢男女共同参画推進月間特別図書展
- ➢企業人権問題研修会
- ➢男女共同参画審議会

1-5-2 ＤＶの根絶と被害者支援

DV の根絶に向けて啓発をさらに推進するとともに、事態が深刻になる前に相談に繋がるよう、配偶者暴力相談支援センターをはじめ、あらゆる関係機関とのネットワークを生かした支援体制の強化を図ります。

■主な事業
- ➢配偶者暴力相談支援センターにおける相談・緊急対応
- ➢女性相談・男性相談
- ➢ＤＶ対策ネットワーク会議

1-5-3 人権啓発・教育の推進

同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向け、さまざまな機会を通じて人権啓発・教育を効果的に推進することにより人権意識の高揚を図ります。

また、関係機関との連携により相談体制の充実に努めます。

■主な事業
- ➢人権研修会
- ➢企業人権問題研修会
- ➢人権相談
- ➢人権の花運動
- ➢人権教室

1-5-4 就業支援の充実と労働環境の整備

育て ケア

「ジョブスポットしき」による就労等に関する支援を広く周知することで利用拡大を図るとともに、求職者が持つ多様なニーズに応じた情報提供や職業相談を行うことで、就労につなげます。

また、誰もが働きやすい環境を作るため、勤労者や雇用者に対して労働に関する情報提供や啓発を行います。

■主な事業
- ➢職業相談員による求人情報の提供
- ➢ジョブスポットしき
- ➢セミナーの開催
- ➢中小企業退職金共済掛金補助制度

1-5-5 異文化交流の支援

多文化共生社会に対する市民の理解を深めるため、外国人と日本人とが交流する異文化交流の機会を創出します。

また、外国人申請・相談サポート事業を広く周知し、外国人が住みやすい環境づくりに努めます。

■主な事業
- ➢国際交流団体との連絡会議の開催
- ➢外国人申請・相談サポート事業

6. 成果指標

指　標	現状値（R1）	目標値（R7）
固定的な性別役割分担に同感しない人の割合 性別による固定的な役割分担意識に同感しない人の割合を示す指標です。 基準は、令和元年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査で「男は仕事、女は家庭」という考え方について「そう思わない」と回答した市民の割合です。	66.8%	75.0%
市役所における女性役付職員の割合 ※役付職員：「主査相当職」以上の職員 女性職員の役付職への登用状況を測る指標です。	40.1%	42.0%
人権研修会の参加者数 市民一人ひとりの人権意識の高揚を図る啓発・教育の取組を測る指標です。	1,049 人	1,100 人
ジョブスポットしきにおける職業紹介率 就労機会を拡充し、求職者の就職を促進する指標です。	43.39%	45.0%
外国人申請・相談件数 外国人が住みやすい環境づくりを推進する指標です。通訳で市役所の申請や相談等をサポートした件数です。	32 件	60 件

7. 関連する分野別計画

- ◆ 第６次志木市男女共同参画基本計画 ..... 令和３年度～令和７年度
- ◆ 志木市人権・同和行政実施計画 ..... 平成 30 年度～令和 4 年度

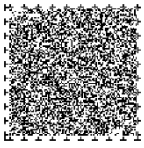

第2章　市民を支える快適なまちづくり

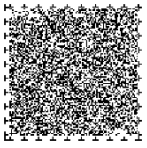

基本的施策
2-1

健康に暮らせるまちづくり

1. 今後5年間で目指すべき方向性

●子どもから高齢者まですべての市民が積極的に、あるいは自然と健康づくりにつながる行動ができるよう、さまざまな取組を進めます。
●子どもから高齢者までのライフステージや性差など、それぞれの特性やニーズ、健康課題を把握し、切れ目のない取組を進めます。
●市民が主体となって地域における健康づくりに取り組む環境づくりを推進します。

市民主体で実施している
ノルディックウォーキング・
ポールウォーキングの様子

2. 現状

●市民の健康の保持増進のため、各種健(検)診及び保健事業を実施しています。
●健康増進（健康寿命の延伸）、医療費の適正化を目的に市民の生活習慣や健康状態を把握し、生活習慣病予防対策や健(検)診受診率向上に取り組んでいます。
●朝霞地区医師会及び朝霞地区の医療機関と連携し朝霞地区の病院群が輪番制方式により、市民の救急医療を確保するため、夜間休日の医療体制の充実を図っています。
●自殺者数の増加や国の動向を踏まえ、「誰もが『たすけて』といえるまち」を目指し、自殺対策に関する取組を進めています。

3. 課題

●食生活や歯の健康、運動習慣やこころの健康など各分野の健康課題は、子どもから高齢者までさまざまであることから、それぞれのライフステージに応じた施策の展開が必要です。
●病気の早期発見・早期治療は、その後の生活の質の向上にもつながるため、特定健康診査・がん検診の受診率を高める取組が必要です。
●高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する必要があることから、高齢者の特性を踏まえた保健事業を実施できる体制を整備する必要があります。
●地域のつながりが強い地域では主観的健康感が高く、良い健康習慣を実践できている傾向にあることから、地域での健康づくり活動を促し、市民同士のつながりを強める取組が求められます。

4. 施策体系

基本的施策 2-1　健康に暮らせるまちづくり

- 具体的施策２-1-1　健康意識の向上と健康管理
- 具体的施策２-1-2　健康的な生活習慣の推進
- 具体的施策２-1-3　地域のつながりを生かした健康づくりの推進
- 具体的施策２-1-4　地域医療体制の充実
- 具体的施策２-1-5　国民健康保険事業等の安定運営

5. 具体的施策

2-1-1 健康意識の向上と健康管理

健康 3 ケア

自分の健康は自分で守るという意識が重要であることから、新しい生活様式を踏まえ、日常生活において市民が積極的に、あるいは自然と健康づくりにつながる行動ができるよう取組を進めます。

■主な事業
- ➢志木っ子元気！子どもの健康づくりプロジェクト
- ➢健康まつり
- ➢チャレンジスポーツ推進事業
- ➢特定健康診査・がん検診
- ➢ポリファーマシー対策事業

2-1-2 健康的な生活習慣の推進

健康 3 ケア

「栄養・食生活」「歯と口腔の健康」「身体活動・運動」「休養・こころの健康」「喫煙」「飲酒」の各分野における生活習慣病の予防について、性別に関わらず子どもから高齢者までのライフステージや、それぞれの特性やニーズ、健康課題に応じた切れ目のない取組を進めます。

■主な事業
- ➢おいしく減塩！「減らソルト」プロジェクト
- ➢おロはつらつ訪問支援事業
- ➢パパママ学級
- ➢健康寿命のばしマッスルプロジェクト
- ➢ゲートキーパー養成講座
- ➢節酒支援プログラム

2-1-3 地域のつながりを生かした健康づくりの推進

健康 3 すべての人に健康と福祉を ケア

健康づくりの取組を効果的・継続的に推進するため、市民同士のグループづくりをはじめとした、地域における市民主体の健康づくりを推進します。

■主な事業
- ➢いろは百歳体操
- ➢スマートウォーカー育成講座
- ➢認知症サポーター養成講座
- ➢ヘルスメイトクッキング
- ➢地域の「しょく（食・職）場づくり」担い手育成・食育推進事業

2-1-4 地域医療体制の充実

健康 3 すべての人に健康と福祉を

だれもが、いつでも、どこでも症状に応じた医療が受けられるよう、地域の医療関係団体と連携し地域医療体制の拡充に取り組みます。

■主な事業
- ➢休日及び夜間の第二次救急医療施設病院群輪番制病院の運営補助
- ➢小児救急医療の運営補助
- ➢地域医療連絡協議会の開催

2-1-5 国民健康保険事業等の安定運営

3 すべての人に健康と福祉を

医療費の適正化と保険税の納付促進を図ることで、国民健康保険事業の安定運営に努めます。また、埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者医療制度の安定運営を図ります。

■主な事業
- ➢糖尿病性腎症重症化予防対策事業
- ➢後発医薬品利用促進事業
- ➢ポリファーマシー対策事業
- ➢重複・頻回受診者、重複・多剤投与者訪問指導

6. 成果指標

指標	現状値（R1）	目標値（R7）
健康寿命の延伸（埼玉県内順位） 埼玉県では、65 歳に達した人が健康で心身共に自立した生活を送ることができる期間、具体的には介護保険制度の「要介護２」以上になるまでの期間を健康寿命として算出しており、その健康寿命の県内順位を示す指標です。	男性 10 位 女性 2 位	男性 1 位 女性 1 位
特定健診の受診率 脳卒中や糖尿病などの生活習慣病を予防するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施している特定健康診査の受診率を示す指標です。	41.4%	60%
がん検診の受診率 がんの予防と早期発見及び早期治療に結びつけるため、国の指針に基づき実施している各種がん検診の受診率を示す指標です。	胃がん 8.6% 子宮頸がん 11.2% 乳がん 18.7% 肺がん 6.3% 大腸がん 8.1%	胃がん 50.0% 子宮頸がん 50.0% 乳がん 50.0% 肺がん 50.0% 大腸がん 50.0%

指標	現状値（R1）	目標値（R7）
自殺死亡率 市内における過去５年間の平均自殺死亡率を示す指標です。	17.1%	13.5%以下
目標歩数達成グループ数 いろは健康ポイント事業の全参加者を男女・年齢別に６グループに分け、１日の平均歩数が目標歩数を達成したグループ数を示す指標です。	5 グループ	6 グループ
足指力・膝間力 足部機能や足部骨格の発達の重要な時期である小学生期（4 年生）の足指力（歩行中の蹴りだし、バランス能力の発揮に関係する筋力）・膝間力（階段の上り下りやスポーツを行うときに身体を支える筋力）を示す指標です。	【小学校 4 年生】 （足指力（右）） 男子：3.5kgf 女子：3.0kgf （膝間力（内）） 男子：13.0kgf 女子：10.8kgf	【小学校 4 年生】 （足指力（右）） 男子：3.6kgf 超 女子：3.0kgf 超 （膝間力（内）） 男子：13.0kgf 超 女子：12.0kgf 超
妊婦歯科検診受診率 歯科保健の大切さや重要性を知ってもらい、その後の子育てや家族の歯科保健の向上に役立てるため、妊娠期における歯科検診の受診率を示す指標です。	24.7%	35%
市民食育サポーターによる「食育の場」の拠点数 養成講座を受講した「市民食育サポーター」が地域において活躍できる「食育の場」の拠点数を示す指標です。	―	2 か所

7. 関連する分野別計画

- ◆ 志木市いろは健康２１プラン（第４期）・志木市食育推進計画（第２期）・志木市歯と口腔の健康プラン（第２期）……令和元年度～令和５年度
- ◆ 第２期志木市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）……平成 30 年度～令和５年度
- ◆ 第３期志木市特定健康診査等実施計画……平成 30 年度～令和５年度
- ◆ 市民のこころと命を守るほっとプラン（志木市自殺対策計画）……平成３１年度～令和５年度
- ◆ 第４期志木市地域福祉計画……令和２年度～令和６年度
- ◆ 第４期志木市障がい者計画……平成 30 年度～令和５年度
- ◆ 志木市高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画……令和３年度～令和５年度
- ◆ 第２期志木市子ども・子育て支援事業計画（母子保健計画）……令和２年度～令和６年度

市内公共施設に設置されたいろは健康ポイント事業の「あるこう！かざすくん」

基本的施策
2-2

福祉が充実したまちづくり

1. 今後5年間で目指すべき方向性

●多様化する福祉ニーズに対応するため、あらゆる機関と連携して、みんなで助け合う、支え合いのあるまちづくりを推進します。
●誰もが住み慣れた地域で、その人らしく暮らすことができ、適切な福祉サービスを利用できるよう、行政などによる公的な福祉サービスの質の向上を図るとともに、民間事業者等による多様な形態の福祉サービスの提供の支援に努めます。

障がい者の就労支援

2. 現状

●地縁・血縁の希薄化と高齢化の進展に伴い、8050 問題等の障がい福祉施策と高齢者施策、生活困窮施策等の垣根を超えた支援やサービスの展開が必要な場面が増えており、基幹福祉相談センターによる、制度を横断的に支援する包括的相談支援体制の整備に取り組んでいます。
●基幹福祉相談センターを基盤として積極的に後見制度の利用を促進しています。
●地域のつながりの希薄化が進む中、民生委員・児童委員による市民の見守りやさまざまな相談に対する助言など、市民に寄り添った福祉活動を行っています。

3. 課題

●在宅福祉や地域福祉を推進するために、社会福祉協議会など関係機関との連携や民生委員・児童委員の活動により、地域でのより一層の見守りや支援を行う必要があります。
●生活保護受給者が増加しており、経済的な問題だけでなく、心身の問題や高齢化に伴う日常生活が困難な状態に陥っている状況を的確に把握したうえで支援を行う必要があります。
●障がい者が地域で自立した生活を送るためには、制度に基づく福祉サービスと、地域の支え合いの取組を安心して受けられる環境整備が必要です。
●障がい者や介護者が住み慣れた地域で孤立することなく、安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、介護者の負担軽減のためのレスパイトケアや障がい者の受入れ施設の拡充、障がい者の社会参加の促進等を図る必要があります。

4. 施策体系

基本的施策 2-2　福祉が充実したまちづくり

- 具体的施策２-２-１　地域で支え合うまちづくり
- 具体的施策２-２-２　安心して生活するための福祉サービスが受けられるまちづくり
- 具体的施策２-２-３　利用者の立場に立った福祉サービスの充実
- 具体的施策２-２-４　障がい者の社会参加の促進と環境整備
- 具体的施策２-２-５　生活困窮者への継続的な支援
- 具体的施策２-２-６　国民年金制度の周知

5. 具体的施策

2-2-1 地域で支え合うまちづくり

暮らし　ケア

みんなで共に支え合う地域共生社会を実現するため、公的な福祉サービスだけでなく、民生委員・児童委員などの、地域住民をはじめとする関係団体、社会福祉協議会、行政が協働し、地域で展開する支え合いの取組を充実させます。

■主な事業
- ➢民生委員・児童委員活動の推進
- ➢基幹福祉相談センター事業
- ➢ホッとあんしん見守りネットワーク事業

2-2-2 安心して生活するための福祉サービスが受けられるまちづくり

支援を必要とする人が、自分らしく、住み慣れた地域で安心して生活していくために、必要な情報や支援を提供する体制を整備するとともに、利用しやすい相談の場や機会を提供する体制づくりを推進します。

■主な事業
- ➢障がい者等就労支援センター事業
- ➢自立支援協議会の活用
- ➢基幹福祉相談センター事業
- ➢法律相談・人権相談の実施

2-2-3 利用者の立場に立った福祉サービスの充実

暮らし

障がい者や家族等の介護者への支援体制を充実させ、福祉サービスの利用を必要とする人が、安心して地域で自分らしく暮らし続けることができるよう支援を実施します。

また、地域での生活を望む障がい者が、身近な地域で自立した生活を営むためのサービスの充実に努めます。

■主な事業
- ➢福祉サービスの充実
- ➢基幹福祉相談センター事業
- ➢地域定着支援、地域移行支援の充実
- ➢地域生活支援拠点の設置
- ➢自立支援協議会の活用

2-2-4 障がい者の社会参加の促進と環境整備

ケア

障がいのある人が、就労や地域活動をはじめ、さまざまな社会活動に、やりがいや意欲を持って参加できる環境を整備します。

また、企業や学校等に、継続的な福祉教育や体験学習、障がい者の職場体験等の機会を創出することで、障がいの特性に応じた合理的配慮に関する理解を深め、差別や偏見のない安心して障がい者が社会参加できる環境づくりに努めます。

■主な事業
- ➢障がい者理解促進事業
- ➢障がい者等就労支援センター事業
- ➢就労移行支援事業
- ➢就労定着支援事業

2-2-5 生活困窮者への継続的な支援

生活に困窮した人が、経済的な不安を解消して地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携して生活困窮者の把握と経済的支援に努めるとともに、各種相談に対応しながら就労・自立に向けた継続的な支援を図ります。

また、誰もが身近な地域で働くことができ、就労希望者のニーズに対応できる、多様な雇用の場の確保に努めます。

■主な事業
- ➢生活困窮者自立支援事業
- ➢基幹福祉相談センター事業
- ➢生活保護事務及び扶助事業
- ➢生活保護適正支援推進事業

2-2-6 国民年金制度の周知

国民年金制度を正しく理解し適正な年金給付が受けられるよう、関係機関と連携を図りながら、情報提供・相談体制の充実を図ります。

■主な事業
- ➢国民年金制度の周知
- ➢年金相談の実施

6. 成果指標

指　標	現状値（R1）	目標値（R7）
低所得者福祉施策に関する市民の満足度 低所得者のための施策に満足している人の割合を示す指標です。 基準は、令和元年度に実施した市民意識調査で「満足している」又は「やや満足している」を選択した市民の割合です。	6.6%	7.5%
障がい者福祉施策に関する市民の満足度 障がい者のための施策に満足している人の割合を示す指標です。 基準は、令和元年度に実施した市民意識調査で「満足している」又は「やや満足している」を選択した市民の割合です。	10.2%	15%
「ジョブスポットしき 就労支援センター」が関わり、就労した障がい者数 「ジョブスポットしき　就労支援センター」から支援を受け、就労した障がい者の数です。	40 人	45 人
訪問系サービス延べ利用者数 障がい者の在宅生活を支えるヘルパー派遣などの訪問系事業の利用人数の指標です。	1,675 人	1,933 人
障がい者の通所施設の利用者の拡充 障がいになっても、地域で、その人らしい生活ができるよう、通所施設を利用している障がい者の人数の指標です。	261 人	280 人
生活保護受給世帯のうち、就労指導等による就労収入の増加により保護廃止となった世帯数の割合 生活保護受給世帯における「その他世帯」のうち、ケースワーカーによる指導・支援によって保護廃止に至った世帯の割合を示す指標です。	11%	15%

7. 関連する分野別計画

- ◆ 第４期志木市地域福祉計画……令和２年度～令和６年度
- ◆ 第４期志木市障がい者計画……平成 30 年度～令和５年度
- ◆ 第６期志木市障がい福祉計画……令和３年度～令和５年度
- ◆ 第２期志木市障がい児福祉計画……令和３年度～令和５年度
- ◆ 第２期志木市成年後見制度利用促進基本計画……令和２年度～令和６年度

基本的施策
2-3

豊かな文化を育むまちづくり

1. 今後5年間で目指すべき方向性

●心の豊かさや生きがいを求める市民の学習意欲に応える生涯学習社会を目指します。
●継続的に家庭教育を推進する事業を展開し、家庭での教育力向上に努めます。
●国指定重要有形民俗文化財である志木の田子山富士塚を始めとする指定文化財等の積極的な活用を図るとともに、伝統文化・芸能を次世代へ継承し、地域文化の振興を図ります。

国指定重要有形民俗文化財
「志木の田子山富士塚」

2. 現状

●生涯学習推進指針に基づき、「いつでも、どこでも、誰でも学べるまち」を目指すとともに、一人ひとりが学んだことをつなげ、地域づくり、まちづくりとなるよう支援しています。
●元気に育つ志木っ子条例に基づき、家庭、学校、地域、行政がそれぞれの責務を果たしながら、家庭教育を支援するための事業に取り組んでいます。
●このまちを形成してきた人々からの贈り物であり、地域の誇りである文化財や伝統文化・芸能の継承に取り組んでいます。

3. 課題

●近年の社会問題のひとつであるインターネットやカードゲーム等に起因するトラブルに子どもたちが巻き込まれることを未然に防ぐため、家庭教育を支援する事業展開が必要です。
●高齢化が進行する中で、生涯学習へのニーズの高まりが予想されており、高齢者世代が元気にいきいきと活動を続けられるような学習の機会づくりが必要です。
●子育てがしやすく、また、子どもたちがさまざまな体験学習や異世代との交流の中で成長していけるような学習機会の場の提供が必要です。
●小学校高学年になるにつれ、読書離れが起きている傾向が見られることから、子どもたちが読書に興味や関心を継続して持ち続けられる取組が求められます。

4. 施策体系

基本的施策 2-3　豊かな文化を育むまちづくり

- 具体的施策２-３-１　さまざまな学習機会の提供
- 具体的施策２-３-２　生涯にわたり学ぶことができる環境づくり
- 具体的施策２-３-３　学びで支えるまちづくり
- 具体的施策２-３-４　文化を育む活動の支援

5. 具体的施策

2-3-1　さまざまな学習機会の提供

暮らし　ケア

さまざまな学習機会を提供することを目的に、わかりやすい生涯学習情報や指導者情報の提供を行うとともに、ライフステージに応じた学習機会の提供や、自主活動への支援を行います。

また、家庭教育を推進する事業を展開し、家庭での教育力向上に努めます。

さらに、子ども読書活動推進計画に基づき、読書を通じた子どもたちの健やかな成長につなげる取組を推進します。

■主な事業
- ➢生涯学習情報の提供
- ➢生涯学習相談の充実
- ➢学習機会の提供
- ➢いろは楽学塾
- ➢元気に育つ志木っ子条例関連事業の展開
- ➢子ども読書活動推進計画の推進

2-3-2　生涯にわたり学ぶことができる環境づくり

生涯学習の拠点となる施設について、それぞれの施設の特性を生かしながら、現在ある施設を有効活用し、利用しやすい施設の整備・活用を図ります。

■主な事業
- ➢生涯学習関連施設の活用と整備
- ➢いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館の管理運営

2-3-3 学びで支えるまちづくり

魅力 ケア

学びの成果を発表する機会を充実させるとともに、市民協働による施設運営やさまざまなボランティア活動の場の充実を図り、市民力によるまちづくりにつなげられるよう、学習した成果を生かす機会の充実を図ります。

■主な事業
- ➢志木市民文化祭
- ➢志木市美術展覧会
- ➢志木市芸能祭
- ➢放課後志木っ子タイム

2-3-4 文化を育む活動の支援

魅力

市民が伝統文化や郷土芸術に親しむ機会を充実させるとともに、その継承を図ることができるよう、伝統芸能や郷土に伝わる民俗芸能の発表の場を支援します。

また、国指定重要有形民俗文化財である志木の田子山富士塚を始めとする指定文化財等の保護と保存整備を進め、市民に積極的に紹介し、文化財保護意識の高揚を図ります。

■主な事業
- ➢文化体験道場
- ➢郷土芸能フェスティバル
- ➢文化財の保護と活用
- ➢志木の田子山富士塚の周知及び活用事業

6. 成果指標

指　標	現状値（R1）	目標値（R7）
社会教育・生涯学習に関する事業数 市民ニーズを踏まえた社会教育・生涯学習に関する事業数を示す指標です。 基準は、令和元年度に社会教育施設・生涯学習課において実施した事業数です。	145 事業	160 事業
いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館の施設の稼働率 市民の社会教育に関する活動状況を示す指標です。 基準は、令和元年度の 3 館の平均稼働率です。	69.4%	75.0%
文化祭・美術展覧会・芸能祭・文化体験道場の参加者数 市民の文化振興への関与度、理解度を示す指標です。 基準は、令和元年度の文化振興関係事業の参加者数です。	1,398 人	1,500 人
市内小中学生の不読率 児童・生徒が読書に親しむ機会を示す指標です。 基準は、年 1 回の読書調査で 1 か月間に、1 冊も図書を読んでいない児童・生徒の割合です。	小学生 3.60% 中学生 6.58%	小学生 2.00%以下 中学生 5.00%以下

7. 関連する分野別計画

- ◆ 志木市生涯学習推進指針……令和３年度～令和７年度
- ◆ 第三次志木市子ども読書活動推進計画……令和３年度～令和７年度

基本的施策
2-4

スポーツを楽しむまちづくり

1. 今後5年間で目指すべき方向性

●豊富なノウハウ等を有する民間事業者と積極的に連携を図りながら、市民一人ひとりのライフスタイルにあわせてスポーツができる環境づくりを推進し、スポーツ人口の拡大につなげます。

2. 現状

●スポーツを定期的に行っている人については、多様なライフスタイルに合わせ、個人や比較的少人数でできるスポーツを行っている人が多く、また、スポーツを行う動機として、健康や体力づくりを意識している傾向が見られます。

●市民体育館や秋ケ瀬運動場、武道館などの運動施設においては、施設を運営する指定管理者等の民間事業者とも連携しながら、市民ニーズを捉えた施設運営に取り組んでいます。

3. 課題

●スポーツに対する市民ニーズが多様化する中で、年代やライフスタイルに合わせた、スポーツをはじめやすく続けやすい環境を整える必要があります。

●建築から 40 年以上が経過し、老朽化が進行するとともに耐震性能が不足している市民体育館や武道館については、施設の再整備が急務となっています。

4. 施策体系

基本的施策 2-4　スポーツを楽しむまちづくり

- 具体的施策２-４-１　健康ライフスタイルの支援
- 具体的施策２-４-２　スポーツ・レクリエーション活動の支援
- 具体的施策２-４-３　スポーツ施設の整備・活用

5. 具体的施策

2-4-1 健康ライフスタイルの支援

健康　3

市民の誰もが、ライフスタイルに応じてスポーツに親しむことができるよう、関係課・関係団体に加え、民間事業者とも連携を図り、スポーツ事業に取り組みます。

■主な事業
- ➢スポーツ活動の推進
- ➢遊びを通した健康・体力づくり
- ➢高齢者のスポーツの推進

2-4-2 スポーツ・レクリエーション活動の支援

健康　3　ケア

スポーツに親しむ人やスポーツ関係団体等が、気軽に活動を行えるような環境づくりをはじめ、スポーツに関わる市民の育成等を行い、その活動を支援します。

■主な事業
- ➢スポーツ・レクリエーション団体の活動への支援
- ➢多様な指導者の活用
- ➢各種スポーツ大会、教室の充実

2-4-3 スポーツ施設の整備・活用

健康　3

市民のニーズに合わせて、安全・安心で快適にスポーツを行えるよう施設の管理運営を行い、活用の促進を図るとともに、老朽化した施設の再整備に向けた検討を進めます。

■主な事業
- ➢秋ケ瀬運動場施設の整備と活用
- ➢市民体育館等の整備と活用
- ➢快適なスポーツ環境整備
- ➢民間スポーツ施設との連携

6. 成果指標

指　標	現状値（R1）	目標値（R7）
成人のスポーツ実施率 週１回以上スポーツをする市民（成人）を示す指標です。 基準は、平成 29 年に実施した志木市民のスポーツに関するアンケートで「スポーツをする程度が週１回以上」と答えた市民（成人）の割合です。	60.2%	65%
学校開放登録者数 学校開放している市内小学校の校庭や体育館を、スポーツ会場として利用するために利用者登録している市民の数を示す指標です。	4,580 人	5,000 人
市民体育館・秋ケ瀬運動場施設・武道館利用人数 スポーツ・レクリエーション活動に親しんだ市民を示す指標です。 基準は、市民体育館・秋ケ瀬運動場施設・武道館を利用した人数を示す指標です。	315,942 人	350,000 人

7. 関連する分野別計画

- ◆ 第２期志木市スポーツ推進計画……平成 30 年度～令和４年度
- ◆ 志木市いろは健康２１プラン（第４期）・志木市食育推進計画（第２期）・志木市歯と口腔の健康プラン（第２期）……令和元年度～令和５年度
- ◆ 第２期志木市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）……平成 30 年度～令和５年度

第3章　活力と潤いのあるまちづくり

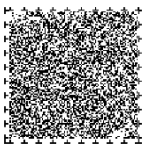

基本的施策
3-1

地域産業が活発なまちづくり

1. 今後5年間で目指すべき方向性

●駅前や中心市街地における商業・交流施設の集積を図るとともに、空き店舗の活用や、魅力ある店舗、商店会づくりを支援し、地域の魅力向上と活性化につなげます。
●農業経営の安定化と生産者の意欲向上を図るための支援を行うとともに、市民農園事業などを通じて、地元農業への理解を深めます。

採れたて！しきの野菜市

2. 現状

●都市の活力を維持するためには地域産業の活性化は必要不可欠であり、その主要な担い手である中小企業や商店へのきめ細かな支援は重要です。商工会及び市内の商工業関係団体が行う事業の支援や、中小企業の経営の安定化を図り、稼ぐ力の向上につながる事業を行っています。
●地域産業を取り巻く環境はこれまで以上に厳しく、近年の消費行動や社会構造の変化、災害による突発的な景気後退が生じています。市内商工業事業所も漸減傾向にあり、都市の立体的な低密度化が進行しています。
●農業については、都市化の進展とともに農業離れがさらに進む一方で、農産物の安全性や地産地消などへの関心は依然として高く、市内で栽培される安全・安心で新鮮な農産物を市民に周知する「採れたて！しきの野菜市」は多くの市民に好評を得ています。

3. 課題

●商工会との連携を強化し、市内事業者の事業継承や経営力の向上支援など、稼ぐ力を向上させる必要があります。
●増加しつつある空き店舗を活用して、創業支援や起業者の育成など、商工業振興策を進めるとともに、中心市街地においては面的な活性化に取り組む必要があります。
●農業従事者の高齢化や後継者不足は、農地の減少等、営農環境に大きな影響を与えています。また、付加価値の高い農産物栽培の促進により生産者の意欲向上を図るとともに、市民が自然に親しみ、野菜づくりを通じた交流の場を提供することで、農業への理解を深めていくことが必要です。

4. 施策体系

基本的施策 3-1　地域産業が活発なまちづくり

- 具体的施策３-１-１　中小企業の経営支援
- 具体的施策３-１-２　活気ある商工業の振興
- 具体的施策３-１-３　地域農業の活性化
- 具体的施策３-１-４　消費者の保護と自立支援

5. 具体的施策

3-1-1 中小企業の経営支援

魅力

市内中小企業の健全な企業運営や経営の安定化を図り、円滑かつ着実な事業運営を支援するため、補助事業の充実や商工振興に関する情報提供、各種支援の活用方法の周知を強化します。

■主な事業
- ➢中小企業支援情報の提供
- ➢小規模企業者融資制度
- ➢中小企業近代化資金融資制度
- ➢創業支援制度

3-1-2 活気ある商工業の振興

魅力

商工会との連携を強化し、創意工夫を凝らした魅力ある地域活性化事業や地元商店会の育成を支援します。

また、空き店舗の増加による商業機能低下を防ぐため、空き店舗情報を管理し、起業する事業主に対して情報提供することで、地域経済に元気と活気を創出します。

■主な事業
- ➢商工業支援事業
- ➢空き店舗等情報登録制度（空き店舗バンク）
- ➢空き店舗等活用事業補助制度

3-1-3 地域農業の活性化

魅力

農業経営基盤の強化を促進するとともに、生産者の意欲向上を図るための支援を行います。

また、市内で栽培される安全・安心で新鮮な農産物を地域で消費する地産地消を推進します。

■主な事業
- ➢市民農園
- ➢地産地消推進事業
- ➢頑張る農家支援事業

3-1-4 消費者の保護と自立支援

消費者安全の確保を図るため、多様化・複雑化する消費者トラブルに対応した消費生活相談を実施します。

また、地域の団体や関係機関と連携を図りながら、消費者教育の充実や、自立した消費生活を送るための知識や消費者意識の高揚を促進することで、消費生活における被害の未然防止に努めます。

■主な事業
- ➢消費生活相談の実施
- ➢消費者生活のセミナーの開催

6. 成果指標

指　標	現状値（R1）	目標値（R7）
空き店舗の活用件数 市内の空き店舗を減少させ、商業機能の活性化を示す指標です。	10 件	30 件
市民農園利用率 緑の保全と市民が野菜づくりを通じて自然に親しむことを目的に設置した市民農園の利用率を示す指標です。	90%	90%
頑張る農家支援事業利用件数 安全･安心な地場農産物の供給を推進するため、農業団体や特別栽培農産物生産農家を支援した件数を示す指標です。	38 件	40 件
消費生活相談利用件数 市の消費生活相談センターで問題解決のための支援を行った件数を示す指標です。基準は、全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）へ支援内容を登録した件数です。	439 件	460 件

7. 関連する分野別計画

◆ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

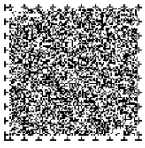

基本的施策
3-2

魅力的なまちづくり

1. 今後5年間で目指すべき方向性

●まちの魅力の発掘と発信を行い、訪れたくなるまちをつくります。

和舟回遊事業「いろはの渡し」

2. 現状

●志木市を訪れてもらうきっかけとなる各種観光事業の実施を支援し、情報発信を行うとともに、他の自治体との観光交流も行っています。

●スマートフォンを用いて情報収集する人が多い中、各ソーシャルメディアの特性を生かしたイベント情報の発信や拡散、広報紙面では紹介しきれない身近なまちの話題や写真を掲載するなど、効果的な情報発信に取り組んでいます。

志木駅東口駅前広場のイルミネーション

3. 課題

●志木市に訪れたい、住んでみたいと思ってもらえるように、まちの魅力向上と訪れるきっかけづくりが求められます。

●本市の魅力向上につながる地域資源を発掘すると同時に、訪れたくなるスポットを掲載したガイドブックやソーシャルメディアを通じて、これまで以上に積極的に市内外へ本市の魅力を発信していく必要があります。

●市民自らが本市の魅力に気づくことで地域への愛着を醸成するとともに、地域を推奨する意欲を高め、市民力を通じて市外から来訪するきっかけを作り、市外の人にも本市の魅力を感じてもらうことが重要です。

4. 施策体系

基本的施策 3-2　魅力的なまちづくり

- 具体的施策３-２-１　観光資源の発掘と活用
- 具体的施策３-２-２　シティプロモーションの推進

5. 具体的施策

3-2-1 観光資源の発掘と活用

魅力　ケア

観光協会をはじめとする関連団体等と連携して、地域特性を生かした観光資源の発掘と活用を図るとともに、魅力的なまちづくりにつながる各種事業を展開します。

■主な事業
- ➢各種観光事業の実施
- ➢にぎわいづくり創出支援事業

3-2-2 シティプロモーションの推進

魅力

本市の魅力を市内外に発信する体制を整備し、地域への誇りや愛着を深めるとともに、市外から来訪するきっかけづくりを進めます。

■主な事業
- ➢観光ガイドブック
- ➢ソーシャルメディアによる市の魅力発信

6. 成果指標

指　標	現状値（R1）	目標値（R7）
観光協会におけるイベント支援件数 志木市観光協会や、まちのにぎわい創出を目的として市民が自発的に開催するイベントに対して支援を行った件数です。	12 件	15 件
市公式 Facebook ページのいいね！数 本市で運営するソーシャルメディアのうち、本市の魅力発信を行っている市公式 Facebook ページにいいね！をしたユーザー数です。	1,088 人	1,884 人

基本的施策
3-3

水と緑にあふれるまちづくり

1. 今後5年間で目指すべき方向性

●河川とともに発展してきた歴史も踏まえ、自然とふれあうことができる憩いの場として、「いろは親水公園の魅力倍増に向けた基本計画」に基づく再整備を図るなど、水辺空間のさらなる活用に努めます。また、計画的な公園改修や、斜面緑地など民地に残る緑の保全を図りながら、市街地の潤いづくりを推進します。

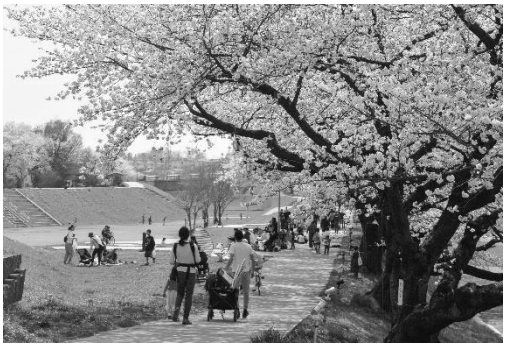

いろは親水公園

2. 現状

●健康で安全な生活を営むことができる住環境の創出に取り組むとともに、市民や市民団体との協働により、河川の環境保全に取り組んでいます。

●自然環境の保全のため、公共事業による環境への影響緩和や、市内に残された数少ない樹林地を市が土地所有者から無償で借用し、緑地の保全に努めるとともに、樹林地内には散策路を整備し、市民が緑とふれあえる場を提供しています。

●本市の貴重な地域資源であるいろは親水公園において、これまで以上のにぎわいを創出することを目的に策定した「いろは親水公園の魅力倍増に向けた基本計画」に基づき、民間活力を活用した新たな公園整備に向けて取り組んでいます。

3. 課題

●水辺や緑との親しみへの市民意識が高まっていることから、これまで以上に水辺や緑にふれあえるまちづくりへの取組が求められています。

●都市公園等安心安全化事業によりバリアフリー化されていないトイレや園路の改修工事は進んだものの、依然として老朽化が進んでいる公園施設も多く、健康志向の高まりなどにより市民ニーズも多様化していることから、市民ニーズを的確に捉え、市民が安心して利用できるよう、計画的な改修を進めるとともに、災害時にも安全に避難ができる広場として、防災機能を持った公園施設の整備も求められています。

4. 施策体系

基本的施策 3-3　水と緑にあふれるまちづくり

- 具体的施策３-３-１　ひとと自然の共生
- 具体的施策３-３-２　みどり豊かな暮らし
- 具体的施策３-３-３　安全で快適な公園の整備

5. 具体的施策

3-3-1 ひとと自然の共生

暮らし

河川及びその周辺の緑を含めた水辺景観を保全管理し、都市環境と里山環境のバランスと調和を図ります。

■主な事業
- ➢自然保全再生計画の推進
- ➢環境に関する啓発活動の充実
- ➢環境リーダーの育成

3-3-2 みどり豊かな暮らし

暮らし

季節を感じ、自然にふれあえる憩いの場を将来にわたり確保するため、市内に残された数少ない緑地の保全に努めます。

また、保存樹木の指定による管理費の一部補助などを行い、都市緑化を促進するとともに、市民、市民団体、事業者及び行政による緑化活動を推進します。

■主な事業
- ➢緑地保全事業
- ➢緑化推進事業
- ➢ふれあいの森整備事業

3-3-3 安全で快適な公園の整備

暮らし　ケア

市民との協働による維持管理を進めるとともに、地域住民のニーズに合わせた遊具のリニューアル、健康遊具や防災設備の設置など、誰もが快適に過ごせる公園の整備を進めます。

また、いろは親水公園においては、魅力倍増に向け民間活力を活用した新たな公園整備や管理運営を展開します。

■主な事業
- ➢都市公園及び児童遊園地維持管理
- ➢いろは親水公園の魅力倍増事業

6. 成果指標

指　　標	現状値（R1）	目標値（R7）
公園・緑地の面積 公園・緑地の面積を示す指標です。	346,085 ㎡	346,500 ㎡
市民協働による公園管理数 公園等の適正管理の取組として、市民協働で公園を維持管理している箇所数を示す指標です。	21 か所	21 か所

7. 関連する分野別計画

- ◆ 志木市自然保全再生計画……平成 14 年度～
- ◆ 志木市低炭素まちづくり計画……平成 26 年度～令和32 年度
- ◆ 第三期志木市環境基本計画……令和元年度～令和 10 年度

新河岸川といろは親水公園

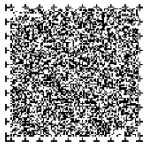

基本的施策
3-4

地球環境にやさしいまちづくり

1. 今後5年間で目指すべき方向性

●省エネやエコライフなど、誰もが身近なところで実行することができる取組の啓発を行うことで、温暖化対策を推進し、地球環境にやさしいまちを目指します。

清掃活動の様子「親と子の市内まるごとクリーン作戦」

2. 現状

●再生可能エネルギーの普及に向け、市内の公立小中学校の屋上に太陽光発電パネルを設置し、モニターにより発電量を目で確認できるように表示することで児童・生徒への啓発を図っています。
●市内の防犯灯のLED化を進めています。
●志木市地球温暖化対策実行計画に基づき、市の事務事業についての温室効果ガスの排出削減と環境負荷低減に努めています。
●外部講師を招き、市民向け環境講座を開催し、環境への理解を深めています。

3. 課題

●環境への影響が大きい温暖化に対応した対策が、ハード・ソフト両面から必要となっています。
●プラスチックごみについて、一般的なプラスチックは熱処理する過程において二酸化炭素が排出されることや、不法投棄等により河川に流れ出ることで自然界に拡散され、誤飲などによる生態系への影響が地球規模で懸念されており、身近なところから環境配慮に取り組んでいく必要があります。

4. 施策体系

基本的施策 3-4　地球環境にやさしいまちづくり

- 具体的施策 3-4-1　地球温暖化対策
- 具体的施策 3-4-2　環境対策の推進

5. 具体的施策

3-4-1 地球温暖化対策

暮らし

環境基本計画や地球温暖化対策実行計画等に基づき、省エネルギー、低炭素型の製品への転換、生活スタイルの選択、さらには SDGs の視点も取り入れながら、地球温暖化対策に向けた施策を展開します。

■主な事業
- ➢環境基本計画等の推進
- ➢省エネルギー機器導入の推進
- ➢身近にできる省エネルギー対策の啓発

3-4-2 環境対策の推進

暮らし

市民、事業者及び行政が一体となり環境対策に取り組みます。また、自然界では分解されにくく、生態系への影響が強く懸念されるマイクロプラスチックの発生を抑制する等、地球にやさしい環境施策に取り組みます。

■主な事業
- ➢川と街をきれいにする運動推進協議会への支援
- ➢環境対策に向けた市民講座の開催

6. 成果指標

指　標	現状値（R1）	目標値（R7）
プラスチックごみ排出量 プラスチック及びペットボトルの年間総排出量です。	962 t	842 t 以下

7. 関連する分野別計画

- ◆ 第三期志木市環境基本計画……令和元年度～令和 10 年度
- ◆ 第６次志木市地球温暖化対策実行計画……令和３年度～令和７年度

基本的施策
3-5

資源循環型のまちづくり

1. 今後5年間で目指すべき方向性

●食品ロスを含めたごみの発生と排出の抑制を図るとともに、ごみの削減を意識したライフスタイルの形成を推進します。

市広報大使カパルと4Rの推進をデザインしたパッカー車「カッパー車」

2. 現状

●市民、市民団体と協働してポイ捨てのないまちづくりに取り組んでいます。
●一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの総排出量の削減やリサイクル活動を推進しています。身近にできるごみの減量方法として、可燃ごみの水切りの啓発や資源物の分別徹底などを呼びかけるとともに、マイバッグの推進によるレジ袋の削減など、市民のごみ処理に対する意識の高揚を図っています。

3. 課題

●ごみの「発生抑制」は、資源循環型社会の実現に向け、最優先の課題であることから、ごみの削減を意識したライフスタイルの形成を推進する必要があります。
●中間処理施設の設備改良工事等を見据え、将来的なごみ処理のあり方について検討する必要があります。

4. 施策体系

基本的施策 3-5　資源循環型のまちづくり

- 具体的施策３-5-1　廃棄物の適正処理
- 具体的施策３-5-2　ごみの発生と排出の抑制

5. 具体的施策

3-5-1 廃棄物の適正処理

暮らし　12 つくる責任 つかう責任

一般廃棄物処理基本計画に基づき市民や事業者に対するごみの出し方の啓発を継続し、環境負荷の低減と適正処理を推進します。

■主な事業
- ➢ごみ分別の徹底
- ➢可燃ごみの水分量の軽減
- ➢ごみ収集、経費負担の検討
- ➢市民への分別指導・助言業務

3-5-2 ごみの発生と排出の抑制

暮らし　12 つくる責任 つかう責任

４Ｒを推進するとともに、市民や事業者と協働して食品ロスも含めたごみの発生と排出の抑制を図ります。

■主な事業
- ➢市民団体との協働による４Ｒの推進
- ➢食品ロスの周知と啓発
- ➢マイバッグの推進

6. 成果指標

指　標	現状値（R1）	目標値（R7）
一人１日あたりごみ量 市民一人あたりが、家庭から１日に排出するごみ量です。	521.7ｇ	495.6ｇ以下

7. 関連する分野別計画

- ◆ 志木市一般廃棄物処理基本計画 …… 平成 25 年度～令和４年度
- ◆ 志木市分別収集計画（第９期） …… 令和２年度～令和６年度
- ◆ 第三期志木市環境基本計画 …… 令和元年度～令和 10 年度

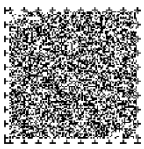

第4章　未来を支えるまちづくり

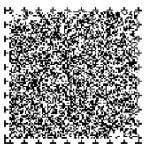

基本的施策
4-1

都市基盤を生かしたまちづくり

1. 今後5年間で目指すべき方向性

●快適な市民生活を支える道路・橋梁、上下水道などの都市基盤については、長寿命化を見据えた適正な維持管理と計画的な更新を行います。
●誰もが安全・安心で、快適に暮らすことができる住まい・住環境の形成を目指すとともに、都市計画道路の整備に合わせた地域の活性化や沿道の環境整備に努めます。また、歩道の快適化、狭あい道路や水たまり等を解消する生活道路の快適化を推進します。
●公共施設については、老朽化や利用状況などを踏まえ、計画的な再整備を進めます。

一般国道 254 号バイパス（モデル工事区間）

2. 現状

●都市計画マスタープランや各種まちづくりに関する計画に基づき、地域の特性に応じたまちづくりを推進しています。
●都市基盤の適正な維持管理を行うため、道路・橋梁等の整備・維持補修に取り組み、長寿命化や耐震化を図っています。
●公共施設等マネジメント戦略及び公共施設適正配置計画に基づき、公共施設の更新・統廃合を計画的に進めています。
●少子高齢化などから住まいを取り巻く環境が大きく変化しています。

3. 課題

●市街地は、人々の暮らしを支える場、交流の場として、都市機能の充実を図るとともに、公共施設の適正な再整備により、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。
●人口の増加に対応して市民サービスの向上を図るため整備した公共施設及びインフラは、今後、人口減少や少子高齢化に伴う利用需要の変化、それに加えて施設等の老朽化や設備の更新による経費の増大を見据えた計画的な維持管理を行う必要があります。
●住宅確保に配慮が必要な世帯の居住の安定確保、良好な住環境の形成、現存する分譲マンションの大規模な修繕などの適正な維持管理、住宅ストックの改善が重要な課題となっています。

4. 施策体系

基本的施策 4-1　都市基盤を生かしたまちづくり

- 具体的施策４－１－1　長期的な視点を持った公共施設の最適な配置
- 具体的施策４－１－2　持続可能なまちづくりの推進
- 具体的施策４－１－3　良好な住環境施策の推進
- 具体的施策４－１－4　道路環境の整備
- 具体的施策４－１－5　安全な水の安定供給
- 具体的施策４－１－6　下水道機能の維持向上

5. 具体的施策

4-1-1 長期的な視点を持った公共施設の最適な配置

暮らし

公共施設等のマネジメントを積極的に進め、公共施設等にかかるコストの平準化と長寿命化を進めます。あわせて、公共施設の再整備にあたっては、サービスを低下させないよう配慮しながら、コンパクトな市域を生かした施設の集約や複合化等についても検討し、公共施設の総量（延床面積）を削減します。

■主な事業
- ➢公共施設等マネジメント戦略及び公共施設適正配置計画の推進
- ➢市民会館・市民体育館再整備の推進
- ➢公共施設等の改修

4-1-2 持続可能なまちづくりの推進

暮らし

人口減少や超高齢社会に対応するため、将来にわたって都市機能を適正に維持管理し、各地域が持つ特性を生かした持続可能なまちづくりを推進します。

また、都市の良好な景観を守るため、景観形成の推進を図ります。

■主な事業
- ➢都市計画事務
- ➢街路事業の促進
- ➢一般国道２５４号バイパス沿道まちづくりの推進
- ➢景観計画の推進
- ➢立地適正化計画の推進
- ➢土地区画整理事業

4-1-3 良好な住環境施策の推進

暮らし

あらゆる世帯の誰もが安全・安心で快適に暮らすことができるよう住環境を取り巻くさまざまな課題を整理し、良好な住まい・住環境の形成を目指します。

■主な事業
- ➢住宅政策事務
- ➢市営住宅の維持管理

4-1-4 道路環境の整備

暮らし

快適で安全な道路環境を確保するため、道路・橋梁の施設維持管理や計画的・効率的な改修、修繕及び補修を行います。また、狭あい道路等生活道路の拡幅整備を進めます。

■主な事業
- ➢道路橋梁維持補修事業
- ➢生活道路整備に伴う緊急車両通行路確保事業
- ➢宗岡志木環状線整備事業
- ➢生活道路快適化事業

4-1-5 安全な水の安定供給

暮らし

水道を取り巻く時代の変化や環境の変化に対し的確に対応しつつ、いつでも、どこでも、誰でも安心して使用できる水を安定供給します。

また、事業の安定化と費用負担の軽減を図るため、効率的な事業運営に取り組みます。

■主な事業
- ➢水道ビジョンの推進
- ➢水道水質検査事業
- ➢浄水場施設更新事業
- ➢水道施設耐震化事業
- ➢漏水調査事業

4-1-6 下水道機能の維持向上

暮らし

安全で快適な生活環境の確保及び河川等の水域の水質保全に寄与するため、引き続き下水道機能の維持向上に努めます。

また、事業の安定化と費用負担の軽減を図るため、効率的な事業運営に取り組みます。

■主な事業
- ➢ 公共下水道整備（雨水・汚水）
- ➢ 水洗化の促進
- ➢ 下水道施設の更新、適正な維持管理

志木の恵水（めぐみ）「水輝（みずき）」

6. 成果指標

指　標	現状値（R1）	目標値（R7）
道路改良計画進捗度 道路環境の整備の取組として、道路改良計画に基づく指標です。	14.0%	70.0%
管路の耐震化率 水道施設管路の耐震化を示す指標です。 基準は水道施設耐震化事業で、基幹管路・支管管路（配水支管）の耐震適合性のある管の布設割合です。	基幹管路　49.2% 支管管路　95.6%	基幹管路　62.2% 支管管路　98.3%
水洗化率【世帯】 汚水管が整備されている区域内において、公共下水道に接続し、利用している世帯数の割合を示す指標です。	98.4%	99.7%

7. 関連する分野別計画

- ◆ 志木市公共施設等マネジメント戦略 …… 平成 27 年度～令和 26 年度
- ◆ 志木市公共施設適正配置計画 …… 平成 27 年度～令和 6 年度
- ◆ 志木都市計画マスタープラン
- ◆ 志木市立地適正化計画 …… 平成 29 年度～令和 17 年度
- ◆ 志木市景観計画 …… 平成 23 年度～
- ◆ 道路改良計画 …… 平成 28 年度～令和 7 年度
- ◆ 舗装長寿命化修繕計画 …… 平成 30 年度～令和 4 年度
- ◆ 橋梁長寿命化修繕計画 …… 令和 2 年度～令和 11 年度
- ◆ 歩道快適化計画 …… 平成 30 年度～令和 9 年度
- ◆ 志木市水道ビジョン …… 平成 29 年度～令和 8 年度
- ◆ 志木市水道事業経営戦略 …… 平成 30 年度～令和 9 年度
- ◆ 志木市下水道事業経営戦略 …… 平成 31 年度～令和 10 年度
- ◆ 基幹管路耐震化計画 …… 平成 25 年度～令和4年度
- ◆ 配水支管耐震化（更新）計画 …… 平成 28 年度～令和7年度
- ◆ 志木都市計画下水道事業計画 …… 昭和 48 年度～令和 4 年度
- ◆ 公営住宅等長寿命化計画 …… 平成 29 年度～令和 8 年度

基本的施策
4-2

交通の利便性が高いまちづくり

1. 今後5年間で目指すべき方向性

●高齢者をはじめ、障がい者や小さいお子さんを持つ子育て世帯などを対象とした交通弱者のための地域内交通であるデマンド交通の充実を図ります。
●公共交通の補完手段として、シェアサイクル事業の充実を図ります。
●交通安全施設の整備と維持管理を行い、安全な道路交通環境の整備に努め、交通事故のない安全で安心なまちづくりを推進します。

柳瀬川駅前の「シェアサイクルステーション」

2. 現状

●交通事故防止をはじめ、安全で安心なまちづくりを進めるため、交通安全の意識啓発を子どもから高齢者まで広く市民に推進しています。
●交通安全施設の整備については、市民からの要望等に基づき、道路照明灯やカーブミラーなどの設置・補修を行っています。
●放置自転車対策については、放置自転車の防止指導や撤去等に積極的に取り組み、放置自転車の減少に努めています。また、利便性が高く、環境負荷の少ないシェアサイクル事業の実証実験を実施しています。
●高齢者や障がい者、妊婦、未就学児の子育て世帯などの移動手段を確保するため、自宅や公共施設、病院、商業施設などの間の移動において、低額でタクシーを利用できる「志木市デマンド交通」を実施しています。

3. 課題

●地域住民の誰もが安全で安心して通行できる道路交通環境を確保していく必要があります。
●デマンド交通の充実等により、高齢者をはじめ、障がい者や小さなお子さんを持つ子育て世帯が、移動しやすい交通環境を整える必要があります。
●交通環境の利便性を向上させるため、公共交通機能を補完するための取組が必要です。

4. 施策体系

基本的施策 4-2　交通の利便性が高いまちづくり

- 具体的施策４-２-１　市民の足の確保
- 具体的施策４-２-２　安全で安心な道路交通環境の整備
- 具体的施策４-２-３　交通安全対策の推進
- 具体的施策４-２-４　環境にやさしい交通手段

5. 具体的施策

4-2-1 市民の足の確保

暮らし

高齢者や障がい者などが暮らしやすい交通の利便性が高いまちづくりを推進するため、志木市デマンド交通の充実を図ります。

■主な事業
- ➢交通アクセス向上事業
- ➢デマンド交通の運行

4-2-2 安全で安心な道路交通環境の整備

暮らし

駅周辺の放置自転車対策を推進するとともに、関係機関と連携して交通状況や危険箇所の把握に努め、交通安全施設の整備と維持管理を行います。

■主な事業
- ➢交通安全施設整備事業
- ➢志木駅・柳瀬川駅周辺放置自転車防止指導・撤去等業務
- ➢志木駅東口地下駐車場運営・指定管理事業
- ➢志木駅・柳瀬川駅前自転車駐車場運営・指定管理事業
- ➢放置自転車対策事務

4-2-3 交通安全対策の推進

暮らし

市民一人ひとりの交通安全意識の向上を図るため、関係機関と連携し交通ルールの遵守と自転車利用者のマナーの向上を図ります。特に、高齢者や子どもを交通事故から守るための交通安全教育を推進します。

■主な事業
- ➢交通安全教室の実施
- ➢交通安全街頭キャンペーンの実施
- ➢交通安全啓発訪問活動

4-2-4 環境にやさしい交通手段

暮らし

都市の低炭素化に向けた取組として、環境にやさしく、利便性の高い交通手段の確保に努めます。

■主な事業
- ➢シェアサイクル事業の推進

6. 成果指標

指　標	現状値（R1）	目標値（R7）
交通安全教室の開催回数 交通安全意識の普及啓発の取組として、小学校、幼稚園、高齢者施設等で実施する交通安全教室の開催回数を示す指標です。	19 回	23 回
デマンド交通登録者数 デマンド交通の利用登録人数です。	10,643 人	15,000 人

7. 関連する分野別計画

◆ 志木市低炭素まちづくり計画 …… 平成 26 年度～令和 32 年度

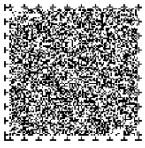

基本的施策
4-3

安全で安心なまちづくり

1. 今後5年間で目指すべき方向性

●緊急事態の発生時に被害が最小限となるよう危機管理体制を整備するとともに、さまざまな災害等に対応できるよう、地域の強靭化を推進します。
●誰もが安心して暮らせるよう、地域による防犯・防災活動を支援し、犯罪や火災を防ぐとともに、空き家対策を推進し、安全で安心な地域社会の実現を目指します。

自警消防隊の活動

2. 現状

●「犯罪に強いまち志木」のスローガンの下、安全で安心な地域社会を実現するため、犯罪抑止効果の高い防犯カメラを市内要所に設置しています。また、地域での防犯活動を推進するため、町内会で設置・管理する防犯灯に対し補助を実施するとともに、自主防犯組織の活動を支援しています。
●地域における消防に関しては、火災などに対する予防・啓発、消火設備の維持管理や消防団員、自警消防隊活動の支援を行っています。
●空き家等対策計画に基づき、志木市空き家等バンク制度の活用や管理状況が良好ではない空き家等に対する適正な指導により、地域住民の生活環境の保全を図っています。
●世界的大流行となった新型コロナウイルス感染症が国内各地において猛威を振るう中、各事業における感染拡大防止対策に取り組んでいます。

3. 課題

●緊急事態が発生した場合の対策に加え、どのような災害が起きても機能不全に陥らない強靭な地域を平時から確保し、つくりあげる必要があります。
●町内会で設立された防犯パトロール隊の活動は重要であり、市民一人ひとりの自主防犯意識の醸成が必要です。
●地域における消防、防災活動の中心となる消防団や自警消防隊の充実・強化に加え、地域の実情に応じた消防拠点の再整備が必要です。
●近年増加傾向にある空き家等について適正管理の指導はもとより、利活用の推進についても施策の展開が必要です。
●新型コロナウイルス感染症を始めとする各種の感染症に対しては、自らを感染症から守るだけでなく、周囲に感染を拡大させないという市民一人ひとりの心がけが重要です。そのため、誰もが日常生活の中で「新しい生活様式」を実践する意識を持ち、行動することが求められています。

4. 施策体系

基本的施策 4-3　安全で安心なまちづくり

- 具体的施策４-３-１　緊急事態への対応強化
- 具体的施策４-３-２　新しい生活様式への対応
- 具体的施策４-３-３　防犯体制の充実
- 具体的施策４-３-４　消防体制の強化
- 具体的施策４-３-５　空き家等対策

5. 具体的施策

4-3-1 緊急事態への対応強化

暮らし

緊急事態発生時に、被害が最小限となるよう、市民の生命、身体及び財産を保護する危機管理体制を整備します。

また、新しい生活様式への対応に取り組むとともに、さまざまな災害等に対応できるよう地域の強靱化を推進します。

■主な事業
- ➢国民保護計画の推進
- ➢危機管理マニュアルの整備
- ➢職員への危機管理研修
- ➢地域強靱化計画の推進

4-3-2 新しい生活様式への対応

暮らし

人々の暮らしに深刻な影響を及ぼしかねない新たな感染症による感染拡大を可能な限り防止し、市民の生命及び健康を守るため、さまざまな感染防止対策を講じます。

■主な事業
- ➢新型インフルエンザ等対策行動計画
- ➢各事業における感染防止対策の実施
- ➢市役所に行かなくていい仕組みづくり

4-3-3 防犯体制の充実

暮らし　ケア

安全で安心なまちづくりを進めるため、犯罪抑止に向けた環境づくりと地域での防犯活動を推進します。

■主な事業
- ➢防犯カメラの管理運用
- ➢自主防犯意識の向上、防犯パトロール活動の支援
- ➢防犯灯設置・電気料補助
- ➢更生保護事務

4-3-4 消防体制の強化

暮らし

市民の生命、身体及び財産を保護するため、消防本部との連携、地域防災力の強化を図ります。

また、消防力向上のため、消防設備などの整備や充実を図るとともに、地域の実情に応じた消防拠点の再整備を推進します。

■主な事業
- ➢広域消防に伴う財政支援
- ➢地域における消防拠点の再整備
- ➢消防施設の整備・充実

4-3-5 空き家等対策

暮らし

空き家等対策計画に基づき、空き家等バンク制度のさらなる周知と利活用の促進を図るとともに、事業者等と連携し、問題が深刻化する前の早期対応や未然防止を図る対策を展開することにより、安全性と美しい景観を確保します。

■主な事業
- ➢空き家等バンク制度の推進
- ➢空き家等の適正管理の促進
- ➢空き家等に対する相談会の実施

6. 成果指標

指　標	現状値（R1）	目標値（R7）
志木市空き家等バンク制度延べ登録件数 市内にある空き家等の情報を、住宅を探している人へ提供することで、空き家等の有効利用を図るための指標です。	10 件	15 件
犯罪発生件数 市内で発生した犯罪件数です。	402 件	360 件以下
防犯パトロール活動回数（延べ回数） 各町内会の自主防犯パトロール隊が実施した、防犯パトロールの回数です。	1,763 回	1,900 回
消防団員数 志木市消防団条例に規定されている消防団員の定数を目標とします。	94 人	103 人

7. 関連する分野別計画

- ◆ 志木市国民保護計画
- ◆ 志木市危機管理計画
- ◆ 志木市地域強靱化計画 ……令和３年度～
- ◆ 志木市新型インフルエンザ等対策行動計画
- ◆ 新型インフルエンザ対策業務継続計画
- ◆ 第二期志木市空き家等対策計画 ……令和３年度～令和７年度
- ◆ 志木市再犯防止推進計画……令和２年度～令和６年度

自主防犯パトロール

基本的施策
4-4

災害に強いまちづくり

1. 今後5年間で目指すべき方向性

●災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、避難体制の強化等により防災機能を向上させ、災害に強いまちづくりを推進します。また、災害時における避難経路の確保及び人命の危機を回避するため、住宅の耐震化を進めます。

●設備の効率的な配置や更新、保守点検等を継続的に取り組むとともに、水害対策の強化を進めます。

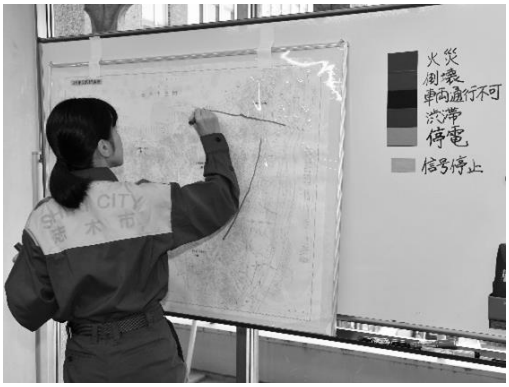

市民総合防災訓練

2. 現状

●災害に強いまちづくりを目指して、緊急時にも冷静な対処ができるようタイムライン（防災行動計画）を作成する等、防災体制の充実を図るとともに防災機能を向上させ、災害に強いまちづくりを推進しています。

●防災講座や地区防災訓練、市民総合防災訓練の実施に加え、地区別防災ガイドブックを作成する等、災害に対する防災意識啓発を図っています。

●住宅の耐震化に対する補助制度を設けるなど、住宅の耐震化促進に努めています。

●道路排水施設や雨水流出対策施設等の整備により浸水被害の軽減を図るとともに、河川の増水や道路冠水の監視を強化しています。

3. 課題

●自主防災組織の設置等に継続して取り組むとともに、一人ひとりの避難行動計画であるマイタイムラインの普及啓発や、新しい生活様式に対応した避難所運営等、災害発生に備えた防災体制のさらなる充実・強化が必要です。

●水害対策において、排水機場等は供用開始から１５年以上が経過し設備機器の老朽化が進んでおり、設備の改修及び更新が必要です。また、今後も継続的に水害対策の強化を進めていく必要があります。

●耐震性のない住宅については、災害時に倒壊し、避難経路の妨げになるなど、人命に関わる危険性があるため、耐震化を進めていく必要があります。

4. 施策体系

基本的施策 4-4　災害に強いまちづくり

- 具体的施策４-４-１　水害対策
- 具体的施策４-４-２　防災体制の充実
- 具体的施策４-４-３　まちの防災機能の向上

5. 具体的施策

4-4-1 水害対策

暮らし

災害被害の発生予防、拡大防止及び軽減を図るため、雨水流出抑制対策の推進や排水機場等設備機器の維持管理、改修及び更新等を行います。また、未整備水路の維持管理や補修を行います。

さらに可搬式排水ポンプや土のうＢＯＸ等の効率的な配置や更新、維持管理を行います。

■主な事業
- ➢雨水流出抑制対策事業
- ➢排水機場維持管理事業
- ➢赤野毛排水路整備事業
- ➢排水施設維持管理事業
- ➢可搬式排水ポンプ整備
- ➢土のうＢＯＸの整備

4-4-2 防災体制の充実

暮らし　ケア

日頃から市民の生命、身体及び財産を保護するため、災害被害が最小限となるよう防災体制の強化を図るとともに、地区別防災ガイドブックの活用やマイタイムラインの普及啓発、新しい生活様式に対応した避難体制の構築により地域の防災力を高めます。

■主な事業
- ➢地域防災計画の整備・充実
- ➢自主防災組織支援
- ➢地区別防災ガイドブックの活用
- ➢防災意識の啓発

4-4-3 まちの防災機能の向上

暮らし

大規模地震発生時の住宅の安全確保のため、耐震性の劣る既存住宅の耐震化を進め、建物の倒壊による道路閉塞を防ぎ、密集市街地における災害時の避難路を確保します。また、建築物の不燃化を促進することで、延焼を防止するなど、災害に強いまちづくりを推進します。

■主な事業
- ➢住宅の耐震診断及び耐震改修補助金交付事業
- ➢危険ブロック塀の撤去、改修補助金交付事業

6. 成果指標

指　標	現状値（R1）	目標値（R7）
地区防災訓練の実施率 自主防災組織により、各地区で行われる防災訓練の実施率を示す指標です。	73%	90%
自主防災組織の設置数 町内会単位で組織された自主防災組織の設置数を示す指標です。	36 町内会	37 町内会
住宅の耐震化率 志木市建築物耐震改修促進計画に基づく、住宅の耐震化状況を示す指標です。 基準は、市内の住宅戸数の総数に対する耐震性のある住宅戸数の割合です。	91%	95%

7. 関連する分野別計画

- ◆ 志木市地域防災計画
- ◆ 志木市建築物耐震改修促進計画 ……令和３年度～令和７年度

水害対策「道路横断側溝」

水害対策「土のう BOX」

第5章　健全でわかりやすい行政運営

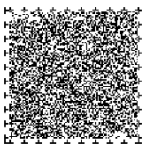

基本的施策
5-1

健全な行財政のまちづくり

1. 今後5年間で目指すべき方向性

●将来を見据えた人材・財源・技術力を確保し、安定的な行財政運営に努めます。
●先進的なICTを活用した効率的な行政運営を図り、業務効率と市民サービスの向上に努めることで、Society5.0を推進します。
●定員管理計画に基づく適正な人事配置を行うとともに、職員一人ひとりのスキルアップに努めます。

LINE申請サービス

2. 現状

●社会経済環境の変化や行政に対する需要が多様化する中で、ICTの活用等により、市民の視点に立った効果的かつ効率的な市政に努めています。
●財政運営に関しては、市の基幹税目である市民税・固定資産税等について適正な課税及び収納率の向上を図るとともに、ふるさと応援資金制度の積極的なＰＲ・拡充を図ることによって、健全な財源確保に努めています。
●人材育成基本方針に基づく研修等により、市民の期待に応えられる職員の育成に努めています。

3. 課題

●技術革新の著しいICTを有効に活用しながらSociety5.0を推進し、多様化する市民ニーズへの対応と効率的な行政運営を両立することが必要です。
●これまで以上に時代の変化に即した継続的な改革を進めていくため、事務事業の見直しや民間活力の導入を積極的に推進し、経費の縮減や市民サービスの向上を図る必要があります。
●未曾有の災害といった緊急事態に対応できる健全かつ強固な財政基盤の確立が強く求められています。
●多様化する市民ニーズに対応できる職員を育成するため、研修のさらなる充実や、適切な人事評価制度の運用に取り組む必要があります。

4. 施策体系

基本的施策 5-1　健全な行財政のまちづくり

- 具体的施策５-１-１　健全かつ公正な行財政運営
- 具体的施策５-１-２　新たな ICT を活用した行政運営
- 具体的施策５-１-３　広域行政の推進
- 具体的施策５-１-４　市民の役にたつ所の「市役所」の推進

5. 具体的施策

5-1-1 健全かつ公正な行財政運営

少子高齢化に伴う社会保障費の増加や公共施設等資産の老朽化による更新経費の増加などに対応するため、選択と集中による歳出の抑制を図るとともに、市税等のキャッシュレス決済を推進するなど、納付方法の選択肢を増やすことにより、市税等の収納率のさらなる向上を図り、歳入の安定確保につなげます。

■主な事業
- ➢ファイナンシャルプランナーによる生活改善型納税相談
- ➢キャッシュレス決済による納税
- ➢指定管理者制度及び民間委託の活用

5-1-2 新たな ICT を活用した行政運営

行政運営の効率化を目指し、AI や RPA の活用など新たな ICT の活用を推進します。

また、マイナンバー制度の適正運用と独自利用などの活用方法について検討するとともに、パソコンやスマートフォンを通じた電子申請を推進することで、市民の利便性の向上はもとより、行政運営の効率化を図ります。

■主な事業
- ➢マイナンバー制度の適正運用
- ➢電子市役所の推進
- ➢AI・RPA の活用
- ➢スマート申請システム
- ➢市役所に行かなくていい仕組みづくり

5-1-3 広域行政の推進

魅力

行政サービスの広域化に対応できるよう、近隣市町とも連携し、市民の満足度向上に努めます。

■主な事業
➢朝霞地区市長会

5-1-4 市民の役にたつ所の「市役所」の推進

市民の信頼を確保するとともに、多様化する市民ニーズに対応するため、人材育成基本方針に基づく研修の実施や人事評価制度の活用などにより、職員の資質向上と意識の高揚を図ります。

また、志木市定員管理計画≪第４期≫に基づき、適正な定員管理を進め、計画的な採用を行います。

■主な事業
➢職員研修
➢人事評価制度
➢職員採用試験
➢公益通報制度

6. 成果指標

指　標	現状値（R1）	目標値（R7）
市税の収納率 市税（国民健康保険税を除く）において、その年度に課税した額（現年度調定額）に対し、実際に収納された額（現年度収入額）の割合を示す指標です。	99.1%	99.5%
職員数 安定した公共サービスを提供するため、定員管理計画《第４期》に基づく適正な職員数を示す指標です。 基準は、常勤の再任用職員含む、市長、副市長、教育長を除いた職員数です。	394 人	419 人
彩の国さいたま人づくり広域連合への研修参加者数 彩の国さいたま人づくり広域連合が、職員の人材育成や人材交流のために実施する各種研修への参加者数です。	104 人	108 人

7. 関連する分野別計画

- ◆ 志木市人材育成基本方針（第三次改訂版）……令和３年度～
- ◆ 志木市定員管理計画《第４期》……令和２年度～令和６年度

新庁舎完成イメージ図

基本的施策
5-2

様々な情報にふれられるまちづくり

1. 今後5年間で目指すべき方向性

●広報紙や市ホームページ、メール配信、ソーシャルメディア、記者発表などのさまざまな媒体やメディアを通じて、積極的かつタイムリーな情報発信を実施します。
●市民からの提案や要望等を聴取し、市政に反映させるため、市長への手紙事業に取り組みます。また、利便性の高いソーシャルメディアを活用して、市民生活に関するアンケート等を実施することにより、市民感覚の把握や提案・要望の収集に努めます。
●ICT 化の進展に対応した、情報セキュリティの強化を図ります。

市長への手紙

2. 現状

●市政に関する情報を公開し、市民との情報の共有化を図ることで、公正で透明な開かれた市政運営に努めています。
●ICT の進展により、個人の情報収集や通信手段が大きく変化する中、情報セキュリティポリシーを徹底し、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に取り組んでいます。

3. 課題

●多様化する市民の情報入手方法に対応するため、広報紙をはじめ、市ホームページやメール配信、ソーシャルメディア、記者発表など、さまざまな媒体やメディアを活用し、それぞれの特性や強みを生かした広報・広聴活動を展開していく必要があります。
●市の施策立案・改善に役立てるため、市ホームページを通じて、幅広く市民の意識や動向を把握する必要があります。
●ICT 化の進展に対応した情報セキュリティ及び個人情報保護の対策を強化・徹底していくとともに、市民等の知る権利を保障し、行政の説明責任を果たすため、積極的に情報を発信する必要があります。

4. 施策体系

基本的施策 5-2　様々な情報にふれられるまちづくり

- 具体的施策５-２-１　開かれた行政の推進
- 具体的施策５-２-２　広報・広聴力の強化
- 具体的施策５-２-３　個人情報の保護

5. 具体的施策

5-2-1 開かれた行政の推進

魅力

公正で透明な開かれた市政運営を実現するため、法令に基づき情報公開制度の適正な運用を行います。

また、統計データや会議録については、市ホームページで積極的に公開します。

■主な事業
- ➢情報公開制度
- ➢統計「しき」
- ➢会議録の公表
- ➢文書事務、情報公開制度等研修

5-2-2 広報・広聴力の強化

暮らし　魅力

広報紙の発行や市ホームページ、メール配信、ソーシャルメディア、記者発表などのさまざまな媒体やメディアを通じて、積極的かつタイムリーな情報発信を実施します。

また、市民の意見を行政運営に反映させるための市長への手紙事業にも取り組み、広報・広聴活動の充実を図ります。

■主な事業
- ➢広報紙発行事業
- ➢市ホームページ事業
- ➢メール配信事業
- ➢ソーシャルメディア発信事業
- ➢市長への手紙事業
- ➢ソーシャルメディアを活用した広聴事業

5-2-3 個人情報の保護

ICT 化の進展に対応した情報セキュリティ及び個人情報保護の対策を強化・徹底していくとともに、法令に基づき個人情報保護制度の適正な運用を行います。

■主な事業
- ➢個人情報保護制度
- ➢情報セキュリティ研修

6. 成果指標

指　標	現状値（R1）	目標値（R7）
「広報しき」を毎号読む人の割合 広報しき（紙媒体）による情報発信の周知度を示す指標です。 基準は、令和元年度に実施した広報に関するアンケートにおいて広報しきを「毎号読む」を選択した人の割合です。	90.3%	92.0%
メール配信サービス利用率 メール配信サービスの利用度を示す指標です。 基準は、全人口に占める令和元年度末のメール配信登録者数の割合です。	9.56%	10.0%

7. 関連する分野別計画

◆ 志木市情報セキュリティポリシー

参考資料

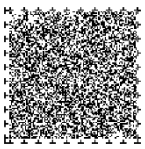

1. 将来構想

（平成２８年度～令和７年度）

１．将来ビジョンとは？ 106
（１）将来ビジョンの趣旨 106
（２）将来ビジョンの構成 106
（３）計画期間 107
２．志木市がおかれている状況 108
（１）市の概況 108
（２）人口の変化 109
（３）市民意識の変化 111
３．まちづくりの主要課題 115
（１）総合振興計画の見直しの視点 115
（２）まちづくりの主要課題 116
４．志木市が目指すまちづくり 120
（１）まちづくりの基本的な考え方 120
（２）まちの将来像 120
（３）将来推計人口 122
（４）将来像を実現するための施策の柱 123
５．将来像の実現に向けて 124
（１）戦略プロジェクト 124
（２）施策大綱 126

※　計画期間を 10 年間とする将来構想は、平成 27 年度に策定しました。

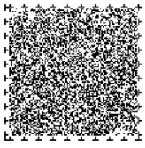

1 将来ビジョンとは？

（1）将来ビジョンの趣旨

本市は、昭和 45 年の市制施行以来、これまで 4 次にわたる総合振興計画を策定し、平成 18 年度から平成 27 年度までを計画期間とする「第四次志木市総合振興計画・基本構想」では、まちづくりの指針として「みんなで創る、みんなのふるさと、輝く志木市」を将来都市像に掲げ、都市基盤の整備や市民福祉の向上に努めてきました。

平成 23 年 5 月に地方自治法が改正され、これまで市町村に義務付けられていた「基本構想」の策定義務が撤廃されましたが、本市では、計画的に位置づけた体系の中で、引き続き、持続可能で未来に夢が持てるまちづくりを推進していくため、志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）を策定します。

この将来ビジョンは、市の計画の中で最も上位に位置づけられており、志木市が目指すまちづくりの重要な指針となるものです。

（2）将来ビジョンの構成

将来ビジョンは将来構想、実現計画、実行計画の３層構造で構成されています。

将来構想	まちづくりの基本的な考え方やまちの将来像を実現するための柱を掲げ、戦略プロジェクトと施策の大綱を示すものです。
実現計画	将来構想を実現するための基本的施策に基づき、戦略プロジェクトの施策や分野ごとの施策を体系的に示すものです。
実行計画	実現計画に掲げた施策を実行するため、予算と連動した具体的な施策や事務事業を計画的かつ効果的に展開させるために策定するものです。

■志木市 将来ビジョン　構成図

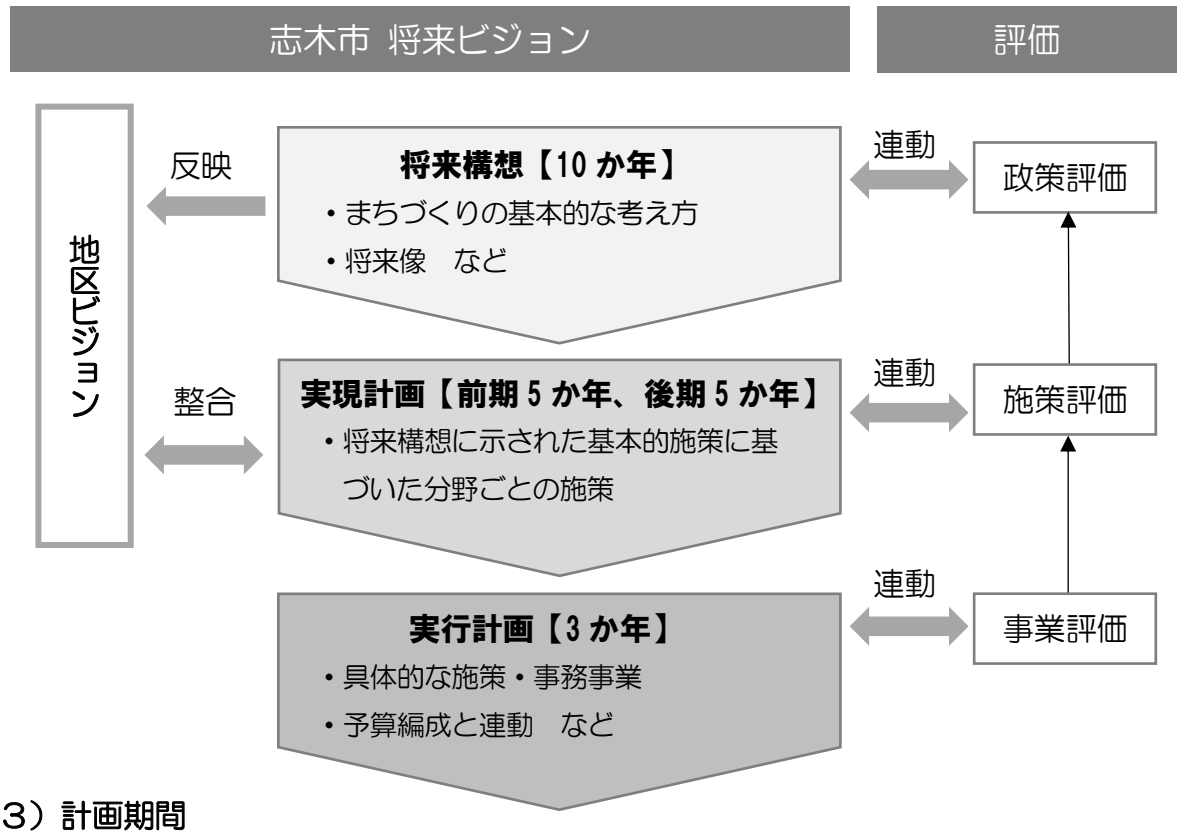

（3）計画期間

将来構想の計画期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までとします。

実現計画は前期実現計画と後期実現計画からなり、前期実現計画の計画期間は、平成 28 年度から平成 32 年度まで、後期実現計画の計画期間は、平成 33 年度から平成 37 年度までとします。

実行計画は、毎年ローリングの３か年計画とします。

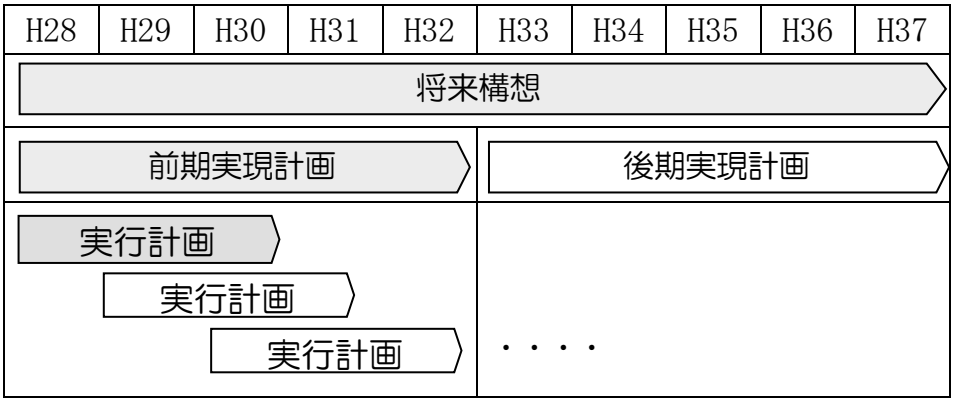

2 志木市がおかれている状況

（1）市の概況

本市は、埼玉県南西部に位置し、政令指定都市のさいたま市と荒川を隔てて隣接し、首都近郊 25ｋｍ圏内、東武東上線で池袋まで 20 分、東京メトロ有楽町線で永田町まで 40 分、東京メトロ副都心線で渋谷まで 34 分、東急東横線との相互直通運転により横浜まで 61 分の距離にあり、交通の利便性に恵まれています。

面積は 9.05 ｋ㎡で、荒川、新河岸川、柳瀬川の三本の川が流れ、荒川低地（標高約 5～8m）と武蔵野台地（標高約 10～20m）という二つの特徴ある地形によって構成されています。

古くは江戸時代の新河岸川舟運を中心とした商業と農業のまちとして発展してきましたが、大正３年に鉄道が開通し、従前の商業都市の性格に加え、都市近郊の住宅都市としての性格が強まりました。

■志木市の県内の位置

■志木市と周辺都市の状況

（2）人口の変化

全国的な動き	人口減少と少子高齢化の進行に対する「長期ビジョン」

日本の総人口は、平成 20 年（2008 年）から減少に転じており、平成 27 年（2015 年）頃からは世帯数も減少していくことが想定されています。

「国立社会保障・人口問題研究所」の推計によると、今後、平成 38 年（2026 年）には総人口が１億２千万人を下回り、平成 60 年（2048 年）には総人口が１億人を割り込むことが予想されています。また、総人口が減少するなかで高齢化率（65 歳以上の割合）は上昇を続け、平成 22 年（2010 年）には 23.0%だった高齢化率は、平成 47 年（2035 年）には 33.4%となり国民の３人に１人が高齢者になると考えられています。一方、平成 22 年（2010 年）には 13.1%だった 14 歳以下の年少人口は、平成 52 年（2040 年）には 10.0%まで低下すると予想されています。

このような人口減少や少子高齢化の背景として、晩婚化や婚姻率の低下、子育てをめぐる環境の変化などさまざまな社会的要因が考えられます。その結果、労働力の減少や地域活力の低下、医療・介護費などの社会保障費の増加など、現在の社会システムに大きくかつ幅広い影響を及ぼすことが懸念されています。

国では、直面する人口減少克服・地方創生という構造的な課題に正面から取り組むために、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、平成 26 年 12 月には、「長期ビジョン」「総合戦略」が閣議決定されました。

長期ビジョンの趣旨は「平成 72 年（2060 年）に１億人程度の人口を維持することを目指し、日本の人口動向を分析し、将来展望を示す」としています。総合戦略においては、人口減少と地域経済縮小の悪循環というリスクを克服する観点から、東京一極集中を是正する、若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する、地域の特性に即した地域課題を解決するという基本的な視点のもと、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立により、活力ある日本社会の維持を目指し、国をあげて人口減少問題に対する取組がはじまっています。

■全国の将来人口

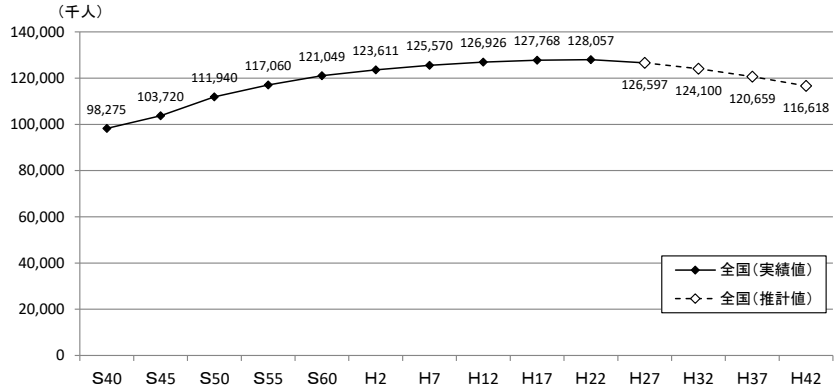

（資料:国立社会保障・人口問題研究所『日本の都道府県別将来推計人口』(平成 24 年１月推計)※出生中位(死亡中位)推計結果）

志木市の動き	人口は増加傾向にあるものの、年少人口・生産年齢人口の減少と老年人口の増加が進行

本市の人口は、平成 22 年 10 月 1 日時点で 69,611 人、世帯数は 28,433 世帯となっており、ともに増加傾向にあります。しかし、年齢別人口構成をみると、年少人口・生産年齢人口の割合が減少するとともに老年人口の割合は増加しており、少子高齢化が進行しています。特に、高齢者の増加率が高く、このような状況を勘案すると、現時点では微増傾向にある本市の人口も、将来的には全国的な動きと同様に減少に転じることも想定されます。

一方、市民意識調査では、志木市に「住み続けたい」人の割合が 74%となっており、市民の定住意向は高い状況にあります。

■人口・世帯数の推移

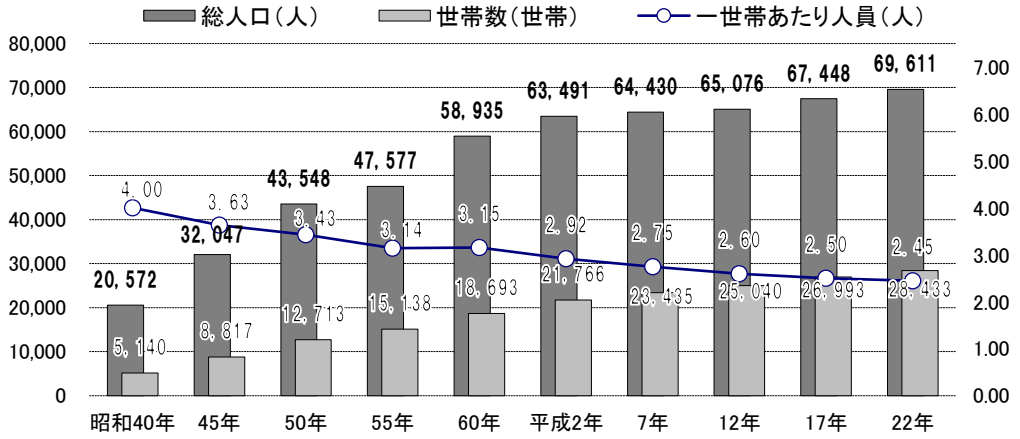

■年齢別人口構成の推移

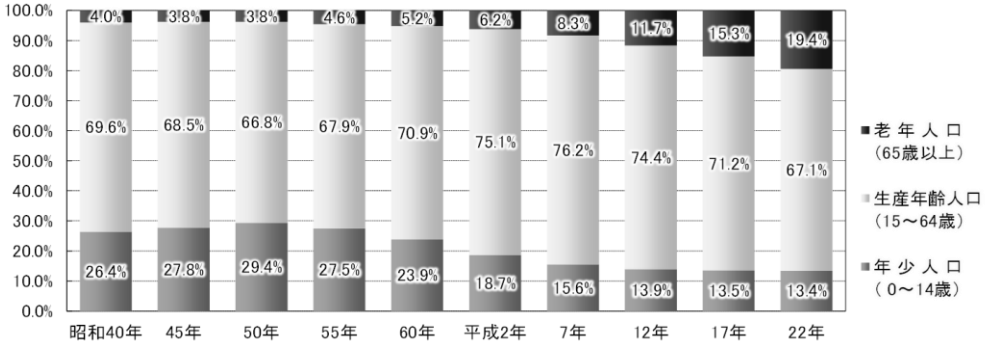

資料：国勢調査

■定住意向

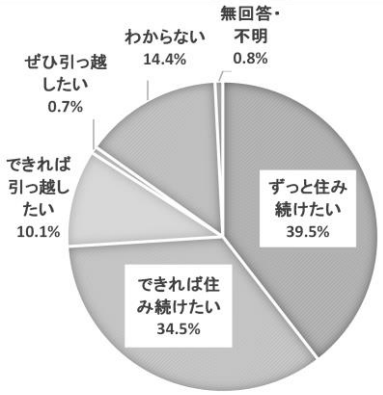

（回答者総数＝1,119）

資料：市民意識調査

（3）市民意識の変化

全国的な動き	東日本大震災による安全・安心意識の高まり

近年では、平成７年の阪神・淡路大震災、平成 16 年の新潟県中越地震、平成 23 年の東日本大震災と巨大地震が相次いで発生し、それぞれ甚大な人的・物的被害をもたらしています。また地球温暖化に伴う極端な気象現象として、日本でも集中豪雨、突風・竜巻などが多発しており、毎年のように大きな被害が発生しています。さらに平成 26 年の御嶽山の噴火により、火山大国である日本における危険性が再確認され、国民の防災意識は非常に高まっています。

今後発生が予想される首都直下地震や南海トラフ地震などの巨大地震及び巨大津波に対する被害想定が見直され、各地で洪水ハザードマップの整備などによる注意喚起も進んでいます。自然災害は避けることができないため、防災・減災対策の推進と同時に避難計画の充実やタイムライン（時系列で整理した防災行動計画）の確立などが求められています。

志木市の動き	防災・防犯など安全・安心に関わる取組の重要性の高まり

本市においても、市民意識調査で重点的に取り組むべき施策として、「防災・防犯施策」が 43.7%と最も多くなっており、市民の安全・安心に関する意識は高まっています。また、市民主体の取組も活発化しており、自主防災組織の活動や地域における防犯パトロールなど、自助・共助の取組が積極的に行われています。

■重点的に取り組むべき施策（上位５位）

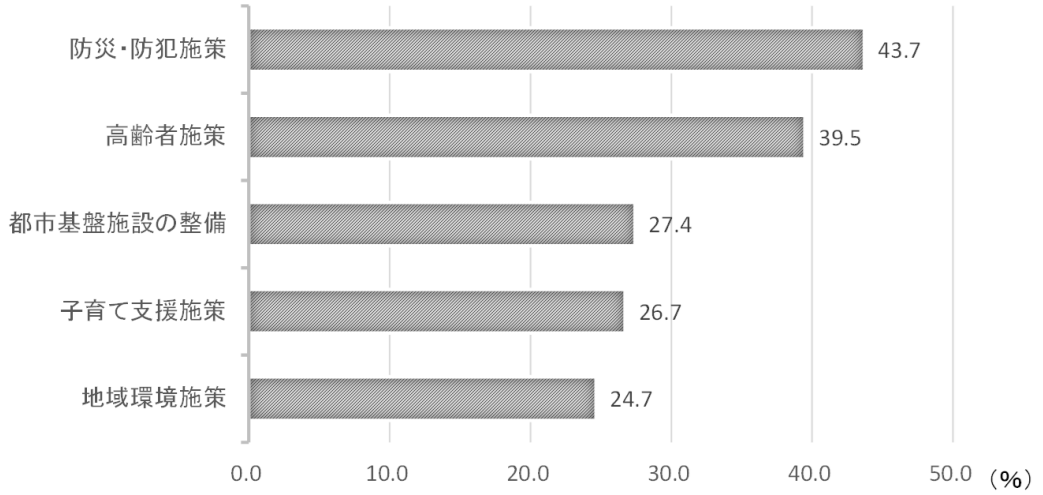

（回答者総数＝1,119　３つまで選択可）

資料：市民意識調査

■各施策の具体的に取り組むべき項目

①防災・防犯施策

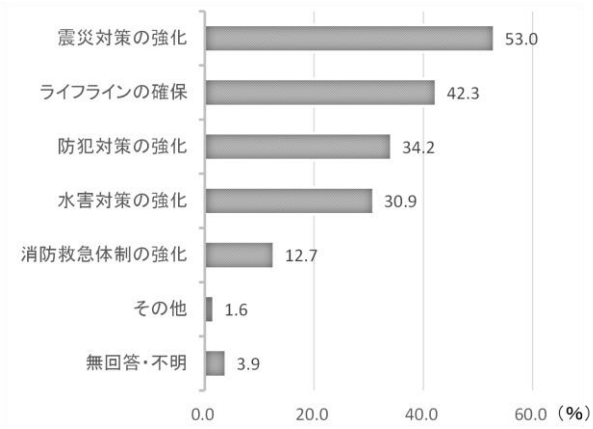

②高齢者施策

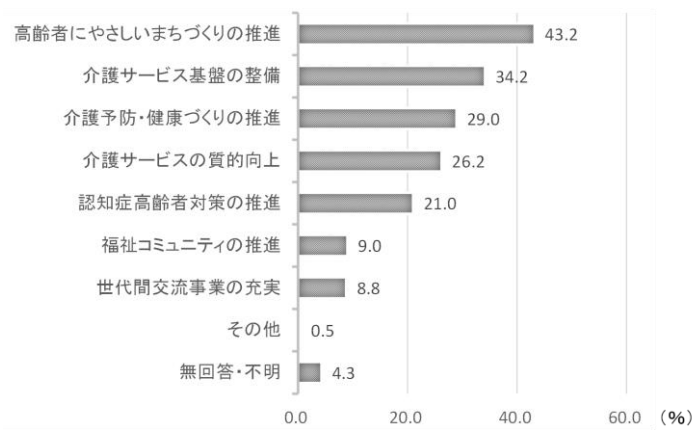

③都市基盤施設の整備

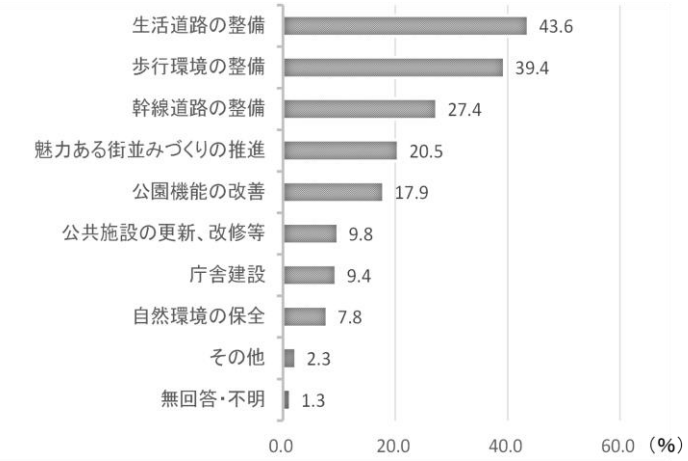

④子育て支援施策

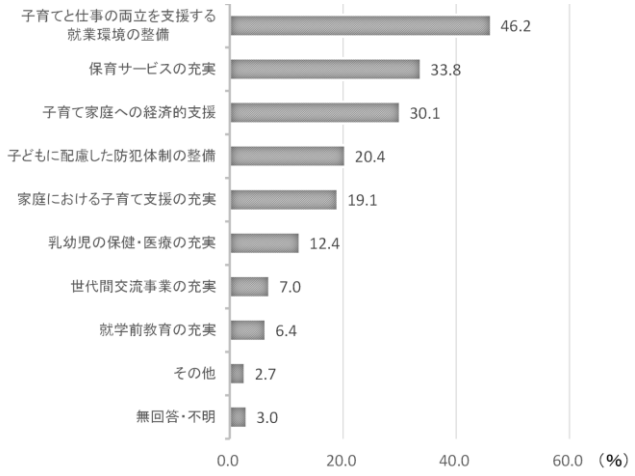

⑤地域環境施策

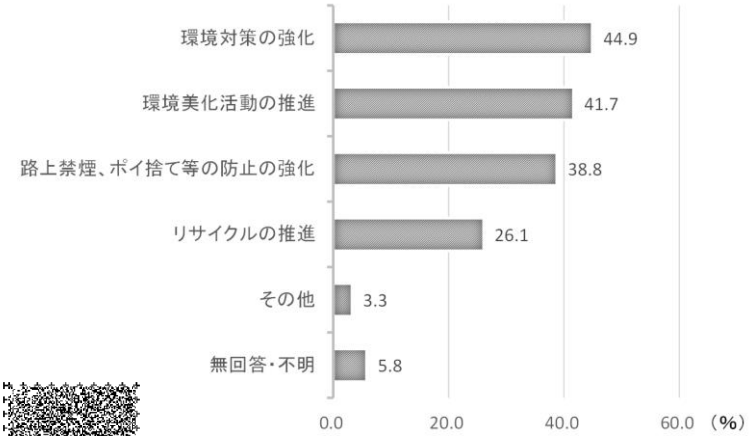

（回答者総数＝1,119
各施策ごと２つまで選択可）

資料：市民意識調査

全国的な動き	地方分権や住民自治などによる協働意識の高まり

地方分権や地域主権改革の推進、新しい公共の考え方の浸透などを背景として、財政状況などの行政情報の公開やパブリックコメント制度の導入、市政への市民参加・参画の制度化などを積極的に推進し、地方自治体では、市民参加条例や市民協働条例など参加・協働のための制度づくりが進められてきました。

近年では、人口減少と地域経済縮小の克服や、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を実現するため、住民との協働だけではなく、産業界・大学・金融機関・労働団体との連携体制を高め、地方公共団体が自立して地域課題に取り組むための政策が求められています。

志木市の動き	安全・安心や景観づくり、福祉・健康づくりに関する活動意向の高まり

本市は、市民がもっと主役になる市民主体の自治の実現に向けて、市民が持っている知識や経験、熱意や人のつながりなど、一人ひとりの力（市民力）が生きる協働のまちづくりを推進しています。

市民意識調査では、市民力を生かしたい活動として、「地域の災害対策・防犯活動」や「自然環境や美しい景観づくり活動」、「高齢者世帯への支援や見守り活動」への参加意向が高くなっています。

平成 26 年度からは、市内 7 地区において地区まちづくり会議を実施し、地区の特性を生かした市民主体のまちづくりに取り組んでおり、今後もますます市民力を生かした取組が期待されます。

また、市民の健康づくりへの活動意向や運動意識が高まっており、高齢化が進展するなか、健康づくり活動の広がりと市民の主体的な健康づくりの推進が求められます。

■ボランティア活動への参加状況

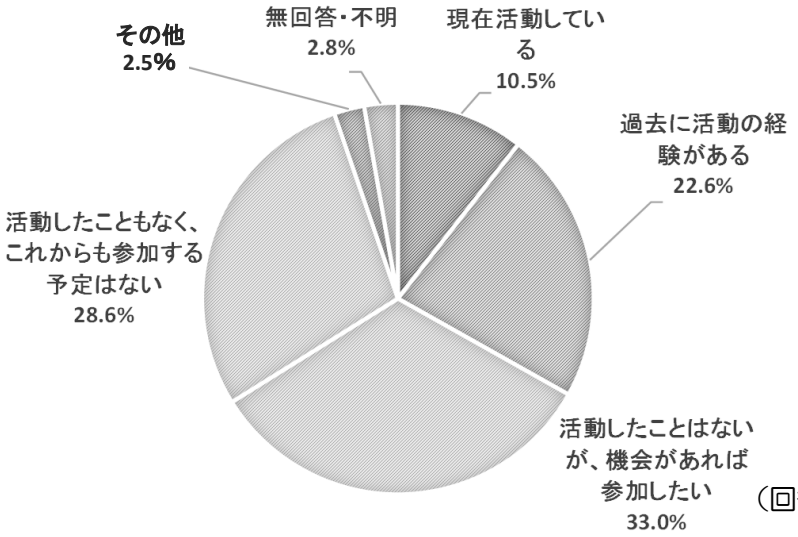

（回答者総数＝1,119）

資料：市民意識調査

■市民力を生かしたい活動

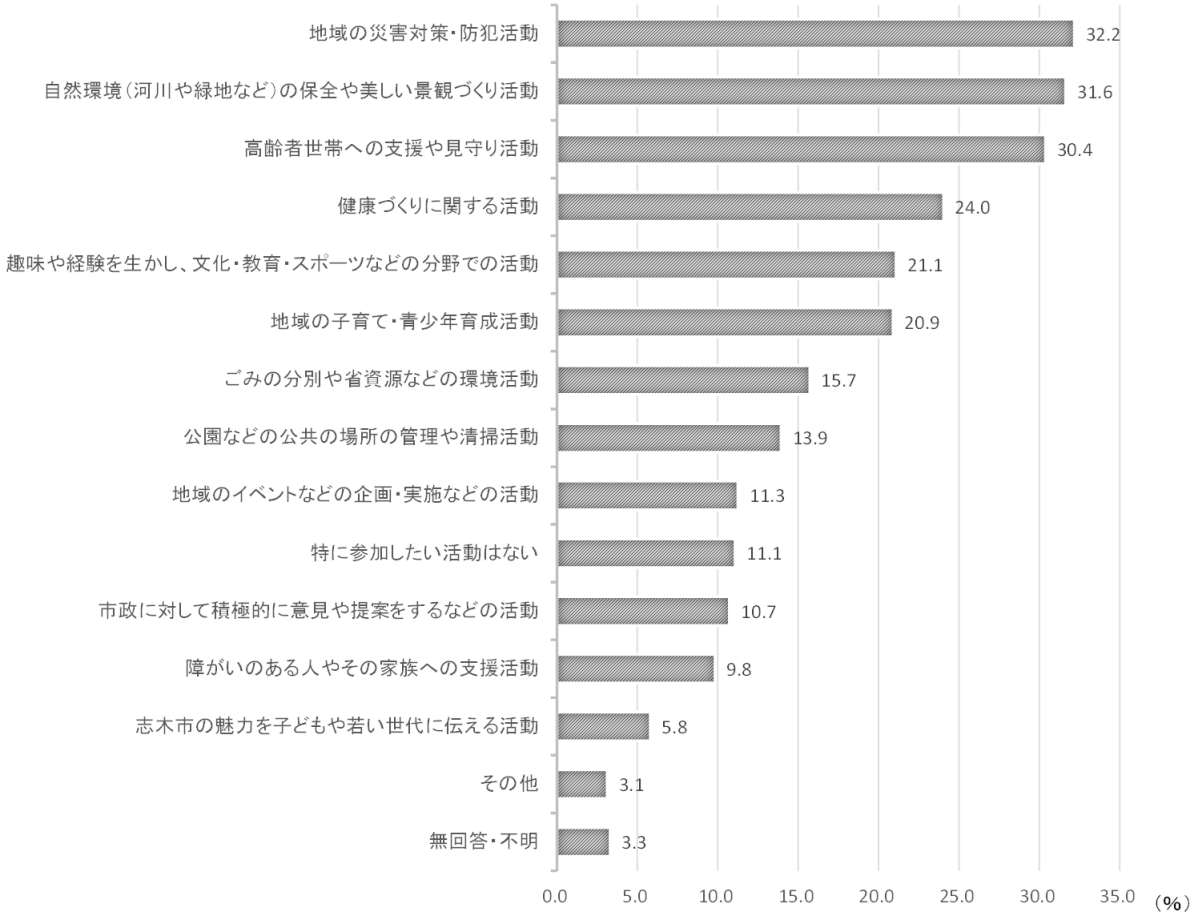

（回答者総数＝1,119　３つまで選択可）

資料：市民意識調査

3 まちづくりの主要課題

（1）総合振興計画の見直しの視点

交通の利便性が高く、都市近郊の住宅都市として成長してきた本市は、これまでの計画の中で都市基盤の整備や市民福祉の向上に努めてきましたが、都市化の進展により起こった人口の増加もやがて緩やかになり、この頃から、成長によって得た豊かさを維持しながらも、都市としての成熟を意識するようになりました。さらにこれからは、本市においても人口が減少に転じる時期を迎えることが予測され、人口構成の変化やインフラ、住宅・公共施設の老朽化など新たな課題に直面しようとする中で、成熟社会としての転換期を迎えています。（下図参照）

今後は、誰もがいきいきと充実感を持って暮らし、ともに都市の活力を維持していくための準備を進めることが必要となってきます。また、近隣の住宅都市においても同様に転換期を迎えることが予想され、都市間競争が激しくなりつつある中で、都市の活力を維持していくためには、これまで以上に都市の魅力が問われることになります。

したがって、本市がさらに発展していくためには、これまでのまちづくりの経緯を踏まえつつも、新たな視点による施策の展開が必要になってきます。

■志木市の成長社会から成熟社会へ転換イメージ

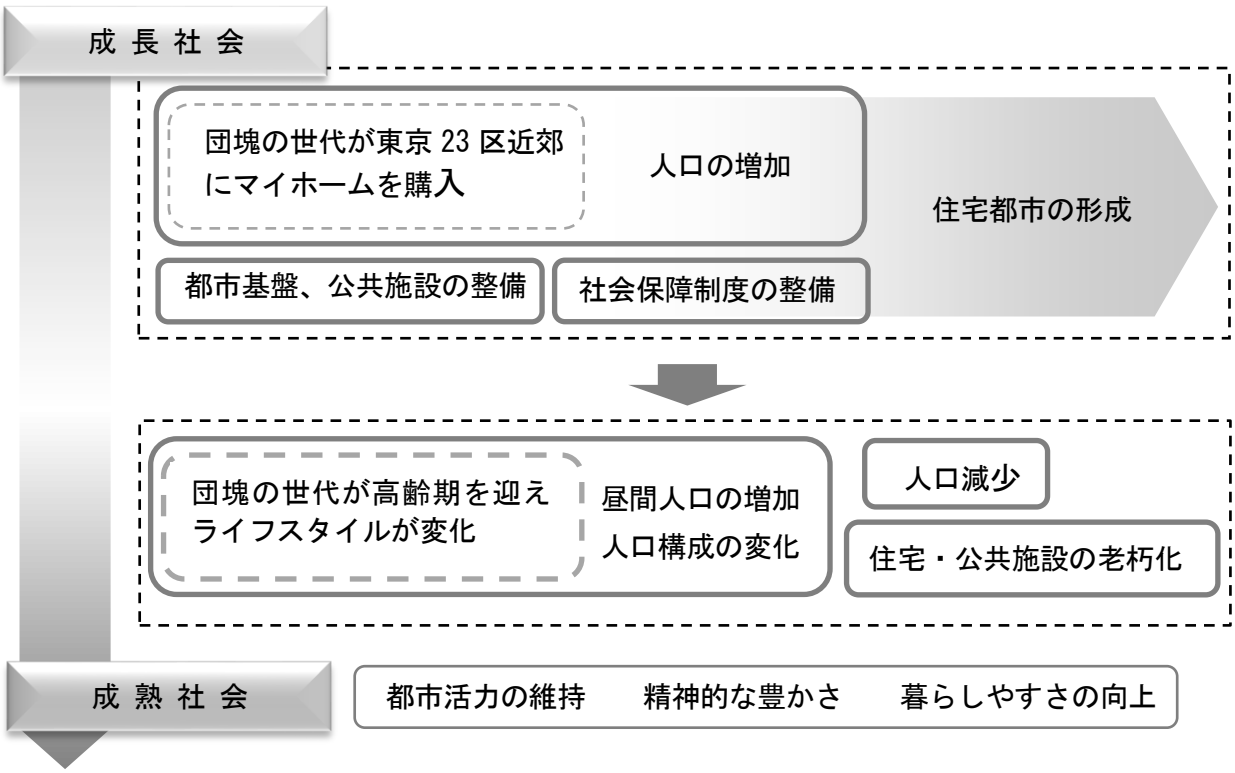

（2）まちづくりの主要課題

課題①	成熟した社会の実現に向けて、都市間競争にも負けない魅力的なまちづくりを目指して新たな視点による施策展開を図ることが必要です。

成熟した社会の実現に向けて、これまでに培ってきた魅力的な内部活力を活用した施策展開を図ることが必要です。

特に、人口増加とともに成長してきた市民力を結集し、超高齢社会に対応するため、誰もが元気で生きがいをもって住み続けられる環境づくりが求められます。

また、将来的な人口減少に備え、子育て世代の定住を促進し、新たな若者を受け入れる魅力づくりと子育てしやすい環境づくりが求められます。

課題①のイメージ

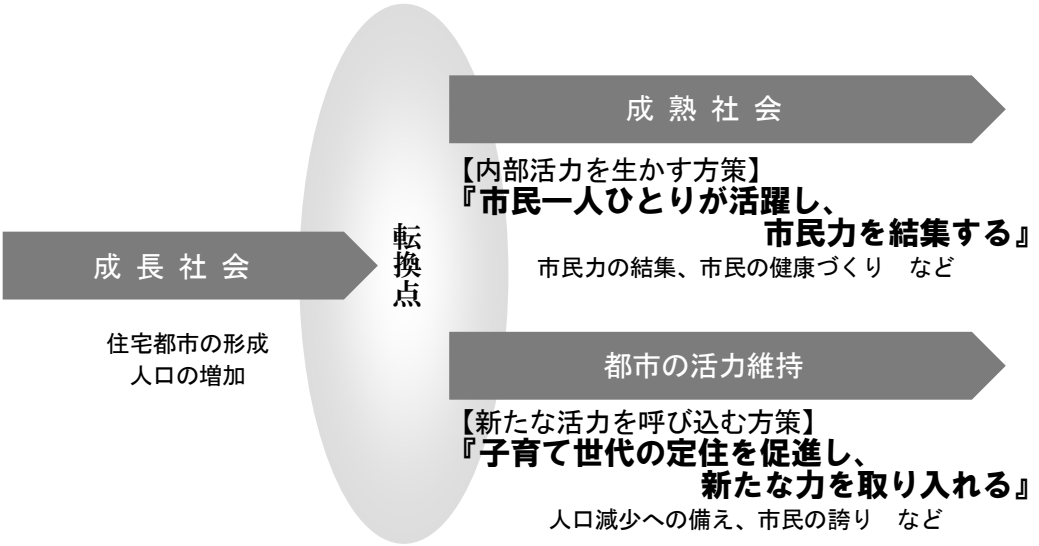

内部活力の活用

市民一人ひとりが活躍し、市民力を結集する

成熟した都市へ移行するという転換期を迎えようとしている本市が、これまでのように都市の活力を維持していくには、十分な準備が必要です。また今後、経験したことのない人口減少や人口構成の変化など新たな課題にも直面することが考えられます。これまで推進してきた施策に加えて新たな視点による施策を展開することで、老若男女の市民力を結集できるような都市となっていく必要があります。増加する高齢者に対しても、培ってきた知識や経験を生かして、都市活力の一翼を担ってもらえるような工夫が必要になります。住宅施策についても、引き続き耐震化やリフォームの促進を行うなど、既存ストックをいかに活用するかが重視されてきます。

そしてこれらの前提として市民の誰もが心身ともに健康であることが求められます。これまで以上に健康づくりや文化・スポーツ活動、生涯学習活動などを充実させることで、多くの市民がさまざまな活動に積極的に参加できるような環境づくりを推進することが必要となります。

新たな活力の活用

子育て世代の定住を促進し、新たな力を取り入れる

都市の活力を維持するためには、子育て環境や就労支援などの充実により、子育て世代が住みやすい環境づくりを推進するとともに、子育て世代がずっと住み続けたいと思うような取組を図る必要があります。

そのためには、若者が魅力に感じる住宅施策などの新たな施策展開を図るだけでなく、若者が住んでみたいと思える明確な都市イメージの確立が重要であり、市民の誇りにつながる施策を戦略的に取り組むことが必要となります。

課題②	近隣市町や官民の連携により、多様な地域資源を積極的に活用し、コンパクトな市域を生かした独自の連携による魅力づくりに取り組むことが求められます。

本市の特性であるコンパクトな市域やその中に保有している多様な資源を活用するとともに、市域や官民にとらわれない連携を強化することによって、本市の魅力をさらに高めることが必要です。

まずは、保有している公共施設や歴史的資源の活用、効率的な都市基盤整備や行財政運営により、市民サービスをさらに向上することで、暮らしやすく持続可能な都市を実現することが求められます。

また、市域や官民にとらわれずに資源を活用し、近隣の魅力的な資源や市内の民間企業・団体と連携を図りながら、新たな魅力を創造することが求められます。

課題②のイメージ

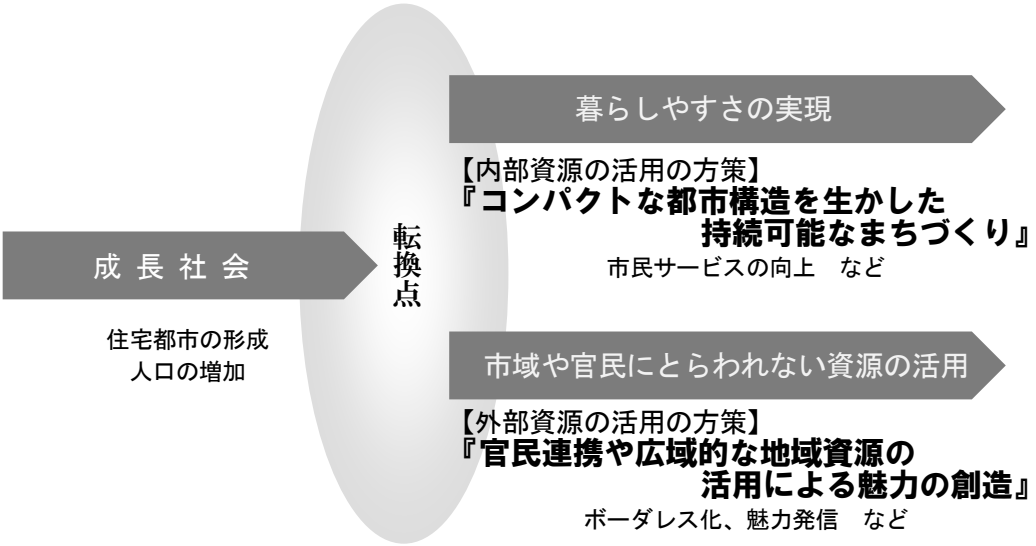

内部資源の活用

コンパクトな都市構造を生かした持続可能なまちづくり

本市は７万人超の人口を有していますが市域面積は 9.05ｋ㎡であり、全国で６番目に小さな市です※。こうしたコンパクトな都市構造は、集中的な施策展開を図ることができるメリットとして捉えることもできます。

このような都市構造の特性を十分に生かし、良好な市民サービスの提供や日常生活における利便性の向上、公共施設の集約・適正配置、公的不動産の活用による行財政運営の健全化、防災・減災対策の充実、適正な情報発信などに効率的に取り組み、魅力的で持続可能なまちづくりを進めることが必要です。

※　蕨市 5.11ｋ㎡、狛江市 6.39ｋ㎡、向日市 7.72ｋ㎡、国立市 8.15ｋ㎡、藤井寺市 8.89ｋ㎡

外部資源の活用

官民連携や広域的な地域資源の活用による魅力の創造

限られた地域資源のなかで、警察、消防、救急医療、ごみ処理などは広域的連携により運営しており、民間バス路線においても近隣都市と結ばれています。

今後、魅力的なまちづくりを進めるためには、市民や企業という民間の活力が重要となり、NPO 活動の拡大や地域コミュニティの活性化など良好な市民協働の実現を図る必要があります。特色ある私立学校や民間企業・組織も貴重な地域資源の一つと捉え、これらと積極的な連携を図るなど独自の取組による官民が協力した施策も非常に有効な手段と考えられます。

また、必要に応じて近隣都市の施設や団体と広域的に連携を図るなど、市域の枠組みにとらわれずに地域資源を活用していくことが必要です。

4 志木市が目指すまちづくり

（1）まちづくりの基本的な考え方

すべての市民の幸せと、市民と市が協働する市民主体の自治を目指して、まちづくりの基本的な考え方を次のように掲げます。

1　市民力が結集した夢のあるまちの創造

人口構成や都市構造の変化を捉えつつ、新たな視点による施策展開により市民力が結集した夢のあるまちづくりを目指します。

2　地域資源を活用した魅力の創造

コンパクトな市域の特性を踏まえ、近隣市町や官民と連携した施策展開を図り、地域資源を有効に活用した独自のまちづくりを目指します。

（2）まちの将来像

「市民力でつくる 未来へ続くふるさと 志木市」

～ずっと住み続けたい、住んでみたいまちをめざして～

人口構成や都市構造の変化に対応し、活力を維持しながら成熟した社会へと転換していくため、市民と市が協働して、知識や経験を活用していくとともに、市内を流れる荒川・新河岸川・柳瀬川などの豊かな自然や歴史を大切にしながら地域への自負や愛着を醸成し、住み続けたいと思えるようなまちづくりを推進します。

また、子育て世代や若者にとって、住んでみたいと思えるような魅力的なまちを創造し、これまで培ってきた“市民力”と新たな“市民力”を結集させて“未来へ続くふるさと”を目指します。

※市民力とは、市民が持っている知識や経験、熱意や人のつながりなど、一人ひとりの力。

まちづくりの基本的な考え方に基づき、市民力の結集、ふるさと資源の活用により、「ずっと住み続けたい」「住んでみたい」と思える志木を実現します。

■まちの将来像のイメージ

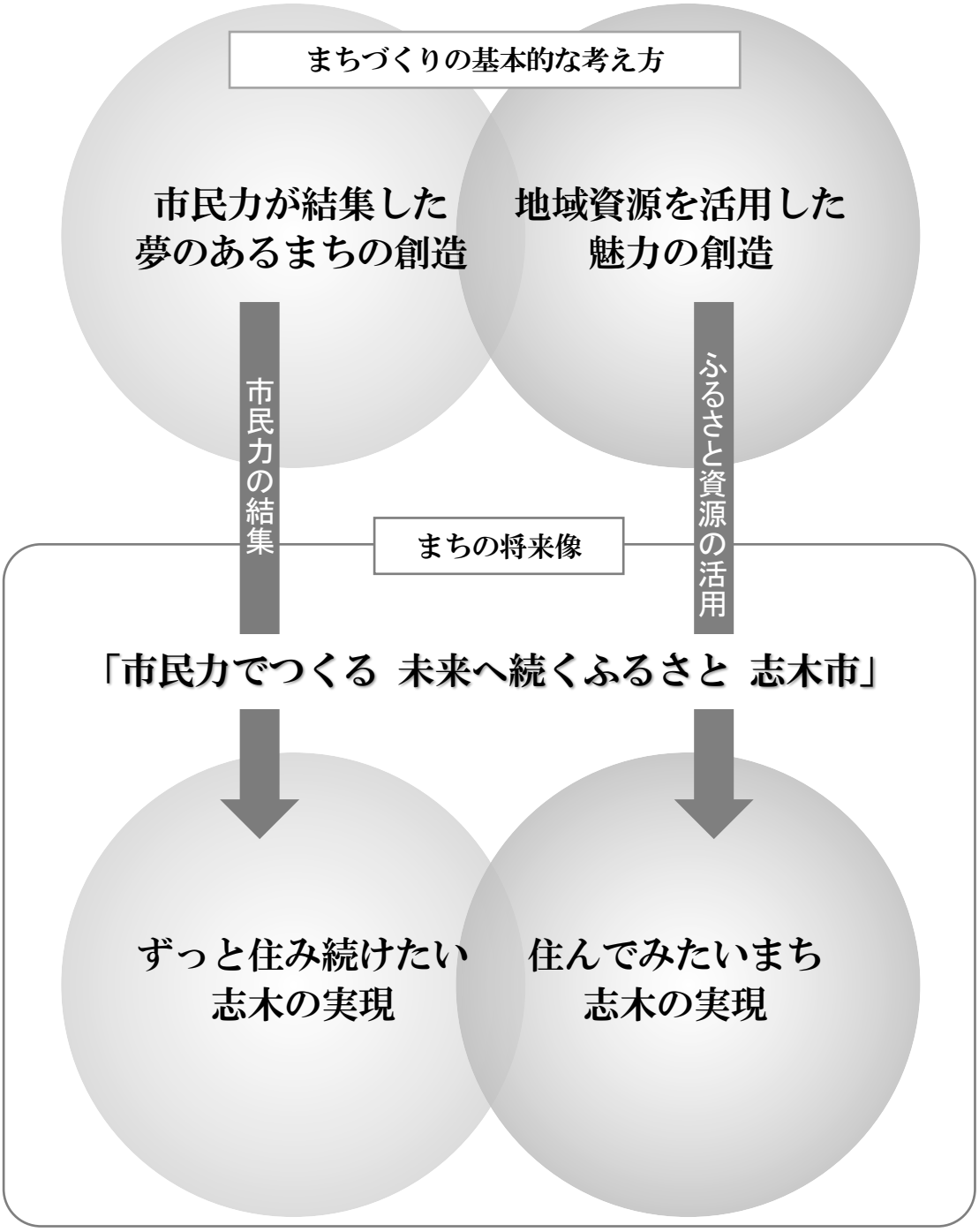

（3）将来推計人口

平成 37 年において、将来人口 72,500 人と推計します。

【将来推計人口】

志木市は都市化の進展により、昭和 40 年代から 60 年代にかけて急激な人口増加が起こりましたが、昭和 63 年を境に沈静化しています。近年では人口は微増となっていますが、少子高齢化が進行しています。

このような中、平成 26 年３月 31 日現在の住民基本台帳における人口を基準人口としコーホート要因法により推計すると、本計画の目標年次である平成 37 年には人口 72,500 人になると推計されます。

年齢別人口は、年少人口と生産年齢人口は減少することが見込まれ、老年人口においては今後も増加傾向が続くものと見込まれます。

■志木市の将来人口推計

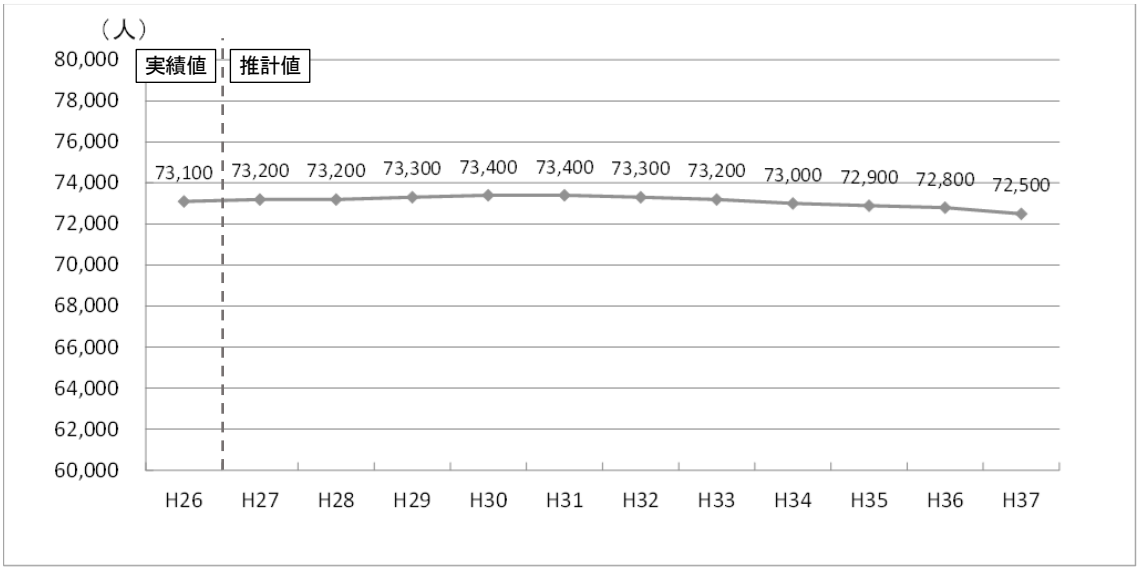

■志木市の将来人口構成比推計

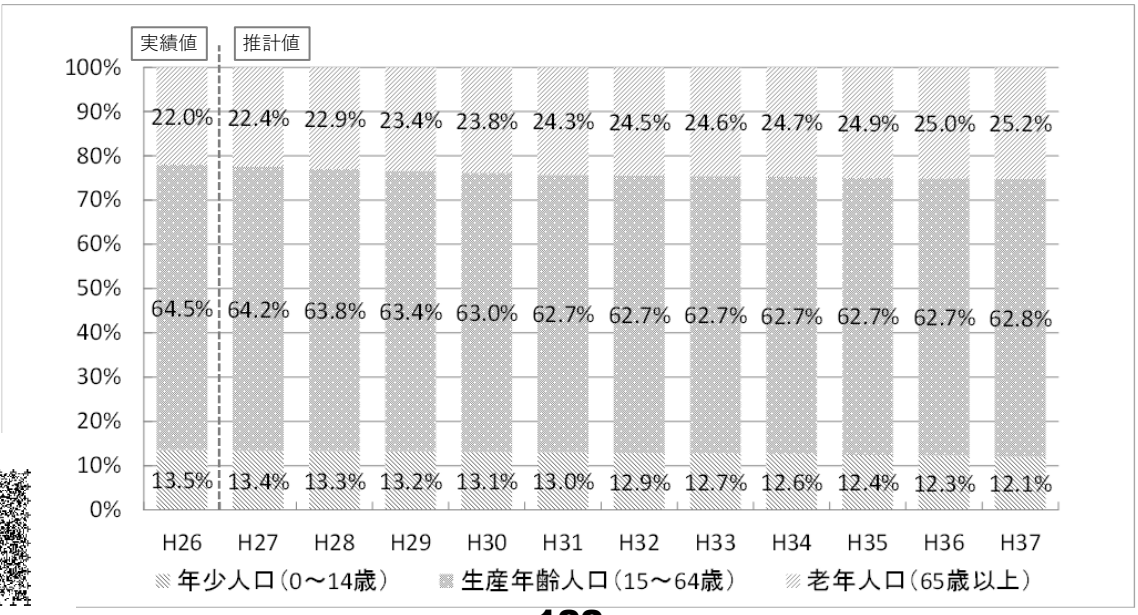

（4）将来像を実現するための施策の柱

将来像を実現するため、５つの基本目標を設定しまちづくりを推進するとともに、基本的な考え方である「市民力が結集した夢のあるまちの創造」と「地域資源を活用した魅力の創造」を施策の柱として、各分野が連携して取り組む戦略プロジェクトを設定します。

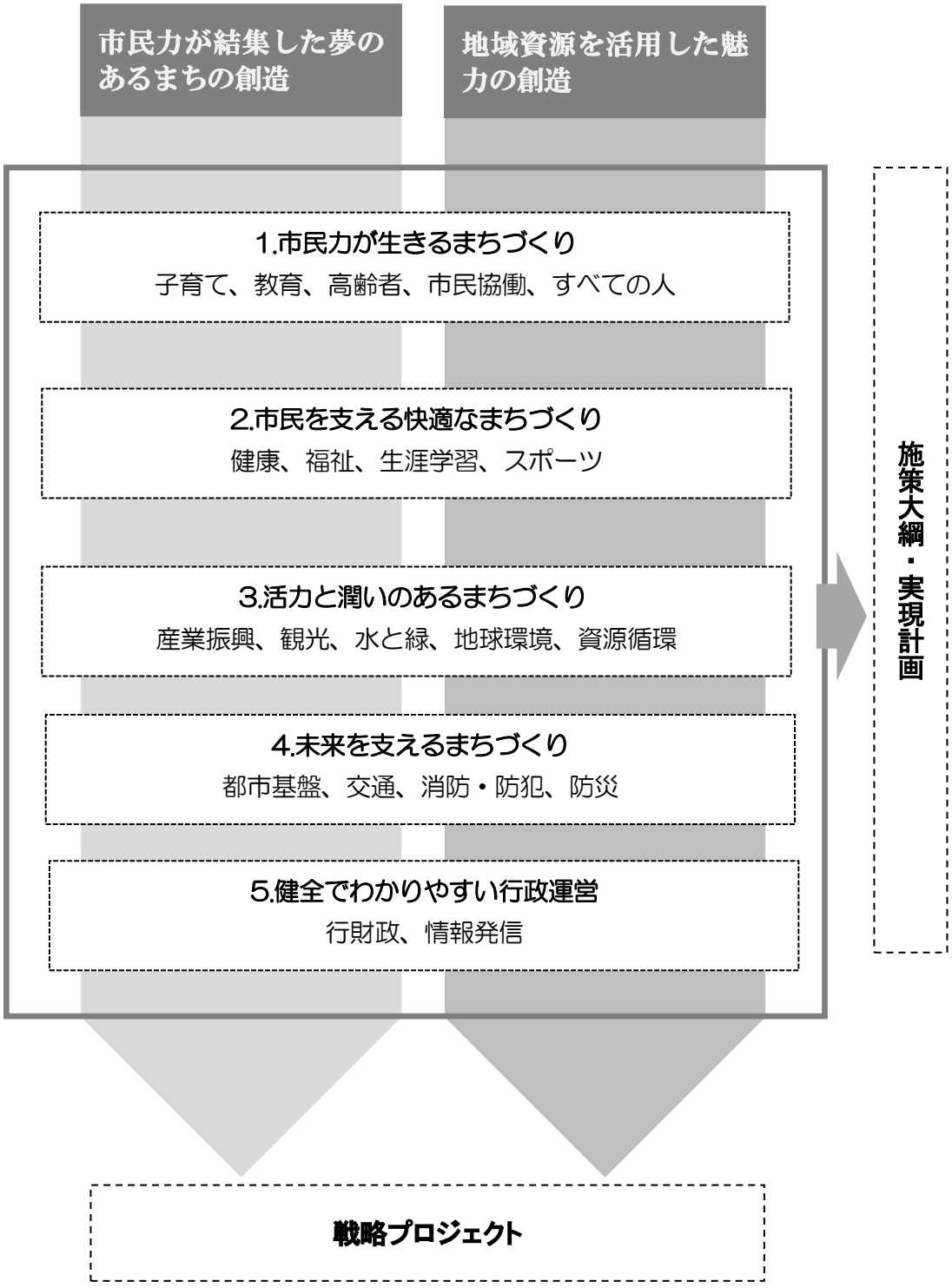

5 将来像の実現に向けて

（1）戦略プロジェクト

市民力が結集した夢のあるまちの創造

市民の健康づくりプロジェクト

【プロジェクトの考え方】

市民が積極的にまちづくりに参画できる環境づくりを進めるとともに、スポーツなどを通じた健康づくりを推進し、市民が主体的に健康づくり活動に取り組むまちを目指します。

人口構成の変化に伴い少子高齢社会を迎える中で、誰もが安心して生きがいを感じながら住み続けることができるように、市民力を発揮できる仕組みの構築を目指します。

成果指標：健康寿命の延伸

子育て世代定住プロジェクト

【プロジェクトの考え方】

これまで住宅都市として発展し、人口が増加してきた本市においても、高齢化が進み、生産年齢人口が減少傾向にあることから、将来的な人口減少に備え、子育て世代が定住し、住み続けることができるまちを目指します。

就労の機会づくりや安心して子育てできる環境づくりなどに取り組み、市民がずっと住み続けたいと思えるよう、地域資源の魅力を高めるとともに市に対する愛着心を育んでいきます。

成果指標：生産年齢人口の増加

地域資源を活用した魅力の創造

暮らしやすさ向上プロジェクト

【プロジェクトの考え方】

コンパクトな市域を生かし、市民が各施設を利用しやすく移動しやすいまち、効率的な行政サービスにより市民にとって暮らしやすいまちを目指します。公共施設においては、利用頻度や老朽化などを踏まえて、効率的な施設マネジメントと施設利用の活性化を図り、交通環境においては、デマンド交通などによる利便性の向上を図ります。

また、市民が安心して暮らすことができるように、タイムライン（防災行動計画）の確立、避難所・避難路の確保、危険個所の重点整備などにより、災害時に市民の命を守るまちを目指します。

成果指標：定住意向の向上

魅力発信プロジェクト

【プロジェクトの考え方】

本市の魅力を発信し、志木市を訪れたい、住んでみたいと思うまちを目指します。そのためには、少人数指導体制事業など特色ある施策の情報や魅力を広く発信することはもとより、魅力ある地域資源を発掘し活用するとともに、地域資源に新たな付加価値を与える地域ブランドの創造に取り組みます。

また、行政だけではなく、官民連携や広域連携により地域の魅力を発信するとともに、民間組織や学校などとの連携を図り、スポーツ活動や公開講座など市民にも有益で市外から来訪するきっかけにもなるような情報提供を積極的に行います。

成果指標：来訪者（定期外乗降客数）の増加

（2）施策大綱

以下、「市民力が結集した夢のあるまちの創造」と「地域資源を活用した魅力の創造」というまちづくりの基本的な考え方を踏まえて、今後１０年にわたる基本的な指針となる施策を整理し、本市がどのようなまちづくりを進めていくかを明らかにします。

将来像を実現するために設定した５つの施策の柱（基本目標）に基づき、具体的な個別の取組（事業）や目標設定につながる基本的施策を整理します。

《施策の柱と基本的施策》

1. 市民力が生きるまちづくり
  1-1 子育てしやすいまちづくり
  1-2 地域ぐるみで子どもたちを育むまちづくり
  1-3 高齢者がいきいき暮らすまちづくり
  1-4 市民が協働するまちづくり
  1-5 一人ひとりが輝くまちづくり

2. 市民を支える快適なまちづくり
  2-1 健康に暮らせるまちづくり
  2-2 福祉が充実したまちづくり
  2-3 豊かな文化を育むまちづくり
  2-4 スポーツを楽しむまちづくり

3. 活力と潤いのあるまちづくり
  3-1 地域産業が活発なまちづくり
  3-2 魅力的なまちづくり
  3-3 水と緑にあふれるまちづくり
  3-4 地球環境にやさしいまちづくり
  3-5 資源循環型のまちづくり

4. 未来を支えるまちづくり
  4-1 都市基盤を生かしたまちづくり
  4-2 交通の利便性が高いまちづくり
  4-3 安全で安心なまちづくり
  4-4 災害に強いまちづくり

5. 健全でわかりやすい行政運営
  5-1 健全な行財政のまちづくり
  5-2 様々な情報にふれられるまちづくり

1.市民力が生きるまちづくり

都市活力が維持できるように子育て家庭などに対して効果的な支援をするとともに、高齢者が自分らしく生きがいを持って生活できるような施策を展開することで、すべての市民が都市活力の一翼として活躍できるまちづくりを推進します。

1-1 子育てしやすいまちづくり

待機児童対策を積極的に推進するとともに、養育者のニーズを踏まえて一時保育や就学児童の放課後対策など多様なメニューの提供を行います。また、子育て家庭の孤立感や子育てにかかる負担感を軽減するため、地域における子育て相談や見守り体制の充実、在宅子育て支援など、すべての子育て家庭を支援する施策を展開します。

1-2 地域ぐるみで子どもたちを育むまちづくり

子どもたちを取り巻く教育環境の変化の中で、子どもたちを健やかに育むために、地域を構成するさまざまな主体が学校運営に積極的に参画し学校を支援する、「地域とともにある学校づくり」を推進します。また、子どもたち一人ひとりの可能性を伸ばし、豊かな人間性と新しい時代を生き抜く力を確実に育んでいくため、少人数指導やICTを活用した教育などきめ細かな教育施策を展開します。さらに、質の高い教育を推進するため、幼保小の連携強化や小中一貫教育の導入を慎重に進めます。

1-3 高齢者がいきいき暮らすまちづくり

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく生きがいを持って健康で自立した生活ができるよう、「自立」、「健康」、「生きがい・社会参加」、「安心のある暮らし」を総合的に推進するため、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築し、高齢者の生活実態やニーズを踏まえた施策を展開します。

1-4 市民が協働するまちづくり

市民（市民団体）・企業と行政が対等なパートナーとして連携を図り、相互に市民協働のまちづくりを推進します。特に各地域においては、町内会活動や地区まちづくり会議の充実により、住民の交流を促進するとともに、市民主体のまちづくりを推進します。

1-5 一人ひとりが輝くまちづくり

人権を尊重する心を育み、人権問題に対する正しい知識を得ながら豊かな人間性を身につけ、人権尊重の地域社会づくりを推進します。また、男女共同参画社会の実現に向けた取組や雇用の安定と市民生活の安定を向上させるため、積極的に就労支援を行います。さらに、グローバル化が進展する中、異文化の人々との交流を通して、市内に居住する外国人との交流や理解を深める共生支援を行います。これらの取組により、一人ひとりが輝くまちを目指します。

2.市民を支える快適なまちづくり

すべての市民が健康で快適に暮らすことができるように健康・福祉サービスの充実を図るとともに、市民生活を豊かにする生涯学習・文化振興・スポーツ活動が活発に展開されるまちを目指します。

2-1 健康に暮らせるまちづくり

すべての市民がいつまでも健康に過ごせるように、健康寿命日本一のまちを目指し、市民や関係団体、行政が一体となって地域での健康づくりを推進します。

2-2 福祉が充実したまちづくり

多様化する福祉ニーズに対応するため、切れ目のない福祉サービスを充実し、市民力を生かした「市民の誰もが安心して、自分らしく、いきいきと、自立した生活ができる地域社会の実現」を目指します。

2-3 豊かな文化を育むまちづくり

心の豊かさや生きがいを求める市民の学習意欲に応える生涯学習社会を目指します。また、市民の文化・芸術・芸能活動の発表の場を提供するとともに、次世代へ伝統文化・芸能を継承し、地域文化の振興を図ります。

2-4 スポーツを楽しむまちづくり

市民の誰もが、スポーツを身近に感じられるよう、関係団体と連携しながら、スポーツを始めるきっかけとなる場を提供するとともに、スポーツ人口の拡大を図ります。

3.活力と潤いのあるまちづくり

都市の活力となる商工業の振興及び都市農業の経営基盤強化の促進を図るとともに、観光・イベントなどの充実により来訪者の拡大を図ります。また、水と緑にあふれる自然の恩恵を持続的に得られるよう河川の保全や環境負荷の低減を図り、地球環境にやさしく水と緑が豊かなまちを目指します。

3-1 地域産業が活発なまちづくり

駅前や中心市街地において商業・業務施設の集積を図るとともに、空き店舗の活用や、魅力ある店舗や商店会づくりを支援し、良好な買い物環境とにぎわいの創出を図ります。

また、農業経営の安定化と生産者の意欲向上を図り、農業の普及や発展のため、体験型市民農園事業などを通じて、地元農業への理解を深めます。

3-2 魅力的なまちづくり

本市の魅力を市内外に発信するとともに、地域活性化のための各種イベント開催や地域資源の掘り起こしなどを行い、来訪者の拡大を目指します。

3-3 水と緑にあふれるまちづくり

河川とともに発展してきた歴史も踏まえ、自然とふれあうことができる憩いの場として、河川沿いの景観保全に努めます。また、計画的な公園改修や斜面緑地など民地に残る緑の保全を図りながら、市街地の潤いづくりを推進します。

3-4 地球環境にやさしいまちづくり

学校などの公共施設において、太陽光発電などの再生可能エネルギーを積極的に導入し、省エネやエコライフなども含めた市民啓発を行うことで、低炭素社会の構築を図り、地球環境にやさしいまちを目指します。

3-5 資源循環型のまちづくり

ごみの発生と排出を抑制するとともに、再資源化を推進するため、4R※の普及に取り組み、資源循環型のまちづくりを推進します。

※ 4R：リフューズ（ごみになるものは断る）、リデュース（ごみを減らす）、リユース（再使用する）、リサイクル（ごみを再資源化する）により、廃棄物の総排出量を削減すること。

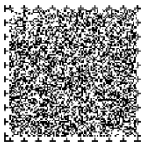

4.未来を支えるまちづくり

市民生活を支える都市基盤の適正な維持管理と計画的な更新を行い、公共公益施設のマネジメントを進めます。また、交通の利便性が高く誰もが暮らしやすいまちづくりを推進するとともに、市民が安心して暮らせるよう自然災害に対する不安の軽減、犯罪や火災の防止に取り組みます。

4-1 都市基盤を生かしたまちづくり

快適な市民生活を支える道路、橋梁、上下水道などの都市基盤については、適正な維持管理と計画的な更新を行います。また、誰もが安全・安心で、快適に暮らすことができる住まい・住環境の形成を目指すとともに、都市計画道路の整備に合わせた地域の活性化や沿道の環境整備に努めます。さらに、市民が利用する公共公益施設については、老朽化や利用状況などを踏まえて適正なマネジメントを進めます。

4-2 交通の利便性が高いまちづくり

高齢者をはじめ、障がい者や小さいお子さんを持つ子育て世帯などを対象とした交通弱者のための地域内交通の充実を図ります。また、交通安全施設の整備と維持管理を行い、安全な道路交通環境の整備に努め、交通事故のない安全で安心なまちづくりを推進します。

4-3 安全で安心なまちづくり

緊急事態の発生時に被害が最小限となるよう、危機管理体制を整備し、職員の危機管理意識の向上を図ります。また、地域でのさまざまな災害に迅速に対応するため、関係機関との連携を強化するとともに、誰もが安心して暮らせるよう、地域による防犯活動を支援し、犯罪や火災を防ぐ安全で安心な地域社会の実現を目指します。

4-4 災害に強いまちづくり

災害から市民の生命や身体、財産を守るため、緊急時にも冷静な対処ができるようタイムライン（防災行動計画）の作成を進め、防災体制の充実を図るとともに防災機能を向上させ、災害に強いまちづくりを推進します。また、災害時における避難経路の確保及び人命の危機を回避するため、住宅の耐震化を進めます。

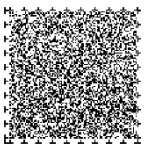

5.健全でわかりやすい行政運営

すべての市民が適正な行政サービスを受けられるように、財政の健全化や行政サービスの効率化に取り組みます。また、市民生活に有益な情報を多様な媒体によって積極的に発信します。

5-1 健全な行財政のまちづくり

歳入予算の安定確保と歳出予算の適正な配分・執行により健全な財政を維持するとともに、マイナンバー制度の導入を踏まえた ICT の活用や公正な行政運営を図ることにより、行財政運営の効率化と市民サービスの向上に努めます。

5-2 様々な情報にふれられるまちづくり

広報やウェブサイト、ソーシャルメディアを活用し、行政情報のみならず、市民に有益な情報を分かりやすく伝えるとともに、オープンデータに向けた取組を検討します。

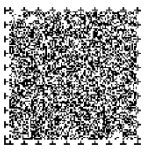

2.　持続可能な開発目標（SDGs）の取組について

（1）SDGs の 17 の目標と自治体行政の関係

住み続けられるまちづくりや気候変動対策など、SDGs に掲げる目標は、後期実現計画の目指す方向性と同様であることから、後期実現計画の推進を図ることで、SDGs の達成に貢献することを目指します。

なお、国土交通省住宅局の支援の下、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構内に設置された「自治体 SDGs 検討小委員会」が取りまとめた「私たちのまちにとっての SDGs ー導入のためのガイドラインー」では、自治体行政がどのように SDGs の 17 のゴールと関係があり、そのゴールの達成に向けて貢献し得るかについて、次のとおり示しています。

	貧困	**【目標１】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。** 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
	飢餓	**【目標２】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。** 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
	保健	**【目標３】あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。** 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
	教育	**【目標４】全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。** 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取り組みは重要です。
	ジェンダー	**【目標５】ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う。** 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも 重要な取り組みといえます。
	水・衛生	**【目標６】全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。** 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
	エネルギー	**【目標７】全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。** 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。

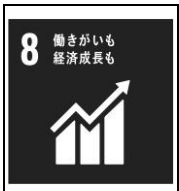	経済成長と雇用	**【目標８】包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。** 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
	インフラ、産業化、イノベーション	**【目標９】強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。** 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
	不平等	**【目標 10】各国内及び各国間の不平等を是正する。** 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
	持続可能な都市	**【目標 11】包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。** 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
	持続可能な生産と消費	**【目標 12】持続可能な生産消費形態を確保する。** 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや３R の徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
	気候変動	**【目標 13】気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。** 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
	海洋資源	**【目標 14】持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。** 海洋汚染の原因の８割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
	陸上資源	**【目標 15】陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。** 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
	平和	**【目標 16】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。** 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
	実施手段	**【目標 17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。** 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPO などの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

（2）後期実現計画とSDGsの関係

（1）の考え方に基づく後期実現計画の具体的施策とSDGsの主な関係は、次表のとおりです。

施策の柱（基本目標）	基本的施策	具体的施策	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう
1．市民力が生きるまちづくり	1．子育てしやすいまちづくり	1．子育て家庭への支援			●		
		2．子どもと家庭の健康づくり			●		
		3．子どもの育ちと学びをつなげるための支援				●	
		4．子育てと仕事の両立			●		●
		5．地域と連携した子育て支援			●		
	2．地域ぐるみで子どもたちを育むまちづくり	1．知・徳・体の育成				●	
		2．地域社会に開かれた教育の推進				●	
		3．安全で安心な学校づくり				●	
		4．特別なニーズに対応した教育の推進				●	
		5．青少年の健全育成				●	
	3．高齢者がいきいき暮らすまちづくり	1．地域包括ケアシステムの深化・推進			●		
		2．高齢者福祉の充実			●		
		3．介護予防と認知症支援の充実			●		
		4．医療と介護の連携と「人生会議」の推進			●		
		5．生きがいづくりと居場所づくりの推進			●		
		6．質が高く安定した介護保険事業運営			●		
	4．市民が協働するまちづくり	1．市民がもっと主役となる市民主体の自治の実現					
		2．市民参加と協働の推進					
		3．地域コミュニティの活性化					
		4．コミュニティ拠点の整備					
	5．一人ひとりが輝くまちづくり	1．男女共同参画の推進			●	●	●
		2．DVの根絶と被害者支援			●		●
		3．人権啓発・教育の推進	●	●		●	●
		4．就業支援の充実と労働環境の整備					
		5．異文化交流の支援					
2．市民を支える快適なまちづくり	1．健康に暮らせるまちづくり	1．健康意識の向上と健康管理			●		
		2．健康的な生活習慣の推進			●		
		3．地域のつながりを生かした健康づくりの推進			●		
		4．地域医療体制の充実			●		
		5．国民健康保険事業等の安定運営			●		
	2．福祉が充実したまちづくり	1．地域で支え合うまちづくり			●		
		2．安心して生活するための福祉サービスが受けられるまちづくり			●		
		3．利用者の立場に立った福祉サービスの充実			●		
		4．障がい者の社会参加の促進と環境整備			●		
		5．生活困窮者への継続的な支援	●		●		
		6．国民年金制度の周知			●		

本市では、将来構想に定めるまちづくりの基本的な考え方として「市民力が結集した夢のあるまちの創造」を掲げており、市民等と連携した取組により、まちの将来像の実現を目指すこととしていることから、すべての具体的施策について、SDGｓの１７目標の１つである「１７．パートナーシップで目標を達成しよう」を関係づけています。

安全な水とトイレを世界中に	ｴﾈﾙｷﾞｰをみんなにそしてｸﾘｰﾝに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさも守ろう	平和と公正をすべての人に	ﾊﾟｰﾄﾅｰｼｯﾌﾟで目標を達成しよう
											●
											●
											●
											●
											●
											●
											●
											●
											●
					●						●
					●						●
					●						●
					●						●
					●						●
					●						●
				●						●	●
											●
											●
											●
		●		●						●	●
											●
		●		●						●	●
		●									●
				●							●
											●
											●
											●
											●
											●
				●							●
		●									●
				●							●
		●		●							●
		●									●
											●

施策の柱（基本目標）	基本的施策	具体的施策	貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう
2．市民を支える快適なまちづくり	3．豊かな文化を育むまちづくり	1．さまざまな学習機会の提供				●	
		2．生涯にわたり学ぶことができる環境づくり				●	
		3．学びで支えるまちづくり				●	
		4．文化を育む活動の支援				●	
	4．スポーツを楽しむまちづくり	1．健康ライフスタイルの支援			●		
		2．スポーツ・レクリエーション活動の支援			●		
		3．スポーツ施設の整備・活用			●		
3．活力と潤いのあるまちづくり	1．地域産業が活発なまちづくり	1．中小企業の経営支援					
		2．活気ある商工業の振興					
		3．地域農業の活性化		●			
		4．消費者の保護と自立支援					
	2．魅力的なまちづくり	1．観光資源の発掘と活用					
		2．シティプロモーションの推進					
	3．水と緑にあふれるまちづくり	1．ひとと自然の共生					
		2．みどり豊かな暮らし					
		3．安全で快適な公園の整備					
	4．地球環境にやさしいまちづくり	1．地球温暖化対策					
		2．環境対策の推進					
	5．資源循環型のまちづくり	1．廃棄物の適正処理					
		2．ごみの発生と排出の抑制					
4．未来を支えるまちづくり	1．都市基盤を生かしたまちづくり	1．長期的な視点を持った公共施設の最適な配置					
		2．持続可能なまちづくりの推進					
		3．良好な住環境施策の推進					
		4．道路環境の整備					
		5．安全な水の安定供給					
		6．下水道機能の維持向上					
	2．交通の利便性が高いまちづくり	1．市民の足の確保					
		2．安全で安心な道路交通環境の整備					
		3．交通安全対策の推進			●		
		4．環境にやさしい交通手段					
	3．安全で安心なまちづくり	1．緊急事態への対応強化					
		2．新しい生活様式への対応			●		
		3．防犯体制の充実					
		4．消防体制の強化					
		5．空き家等対策					
	4．災害に強いまちづくり	1．水害対策					
		2．防災体制の充実					
		3．まちの防災機能の向上					
5．健全でわかりやすい行政運営	1．健全な行財政のまちづくり	1．健全かつ公正な行財政運営					
		2．新たなICTを活用した行政運営					
		3．広域行政の推進					
		4．市民の役にたつ所の「市役所」の推進					
	2．様々な情報にふれられるまちづくり	1．開かれた行政の推進					
		2．広報・広聴力の強化					
		3．個人情報の保護					

安全な水とトイレを世界中に	ｴﾈﾙｷﾞｰをみんなにそしてｸﾘｰﾝに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさも守ろう	平和と公正をすべての人に	ﾊﾟｰﾄﾅｰｼｯﾌﾟで目標を達成しよう
											●
											●
											●
											●
											●
											●
											●
		●	●			●					●
		●	●			●					●
		●				●			●		●
				●						●	●
					●						●
					●						●
					●			●	●		●
					●				●		●
					●						●
	●		●		●	●	●		●		●
					●	●	●	●	●		●
						●					●
						●					●
					●						●
●					●						●
●					●						●
					●						●
					●						●
	●				●		●				●
					●		●				●
					●						●
					●						●
					●		●				●
					●		●				●
					●						●
				●						●	●
			●								●
				●	●						●
		●									●
										●	●
					●						●
										●	●

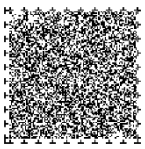

3.　志木市民意識調査

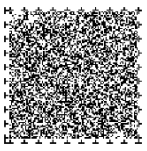

1. 調査の概要

（1）調査の目的

市政運営の指針となる「志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）後期実現計画」の策定にあたり、市が推進している施策の満足度や重要度などに関する市民の意向を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的とする。

（2）調査の概要

調査の概要は以下のとおりである。

調査対象	市内在住の満１８歳以上の男女個人 3,000 人を無作為抽出
配布方法	郵送配布、郵送回収
実施期間	令和元年９月 13 日～10 月４日
有効回収率	31.9%（有効回収数：958 票）

（3）調査内容

Ⅰ．回答者の基本属性
〔性別、年齢、居住地域、職業、通勤・通学先、居住年数〕

Ⅱ．住みよさ
〔定住意向、住みよい理由と住みにくい理由〕

Ⅲ．社会活動への参加状況
〔ボランティアへの参加状況、地域活動への参加状況、市民力を生かしたい活動〕

Ⅳ．市政に対する満足度
〔都市基盤、地域環境、教育・文化、健康・医療・福祉、産業、まちづくり・行政サービス〕

Ⅴ．市政の改善度
〔都市基盤、地域環境、教育・文化、健康・医療・福祉、産業、まちづくり・行政サービス〕

Ⅵ．これからのまちづくり
〔重点的に取り組むべき施策、具体的に取り組むべき項目〕

Ⅶ．市政や市政情報について
〔市政への関心、要望等の伝達方法、要望等の市政反映、政策の認知度、市政運営への期待、市政情報の入手方法〕

（4）調査結果の留意点

①単数回答（SA）の場合の集計及び表示

- 選択肢の中から「1 つだけ選ぶ」と記載したものが対象となります。
- 単数回答の場合は、選択肢の合計（無回答含む）と「回答者数」の値とが一致します。
- パーセンテージ（%）の合計も 100%となります。
- グラフは通常、円グラフを使用しています。ただし、分類区分が多い場合は、棒グラフを使用しているところもあります。

②複数回答（MA）の場合の集計及び表示

- 設問に「複数選択可」と記載したものが対象となります。
- 複数回答の場合、選択肢の合計（無回答を含む）と回答者数とは一致しません。
- パーセンテージ（%）は、各々の回答数を「回答者数」で除した値であり、合計値は 100%になりません。

③パーセンテージ（%）の算出及び表示

- パーセンテージ（%）は表内の各項目の値を「全体」の値で除して算出しています。
- 小数点第 2 位を四捨五入しているので、各パーセント値の合計が 100%とならない場合があります。
- 図表中の「N」は、該当設問における有効回答者総数を表します。

（5）分析結果

項目	分析結果
定住意向	○全体の定住意向は 73.1%と高く、特に 70 歳代以上は「ずっと住み続けたい」が最も多くなっています。 ○志木地区は交通の便がよく「住み続けたい」理由となっているが、上宗岡、下宗岡、柏町は「引っ越したい」理由として交通の便の悪さがあげられており、交通の利便性には地域差があります。 ○一方で、上宗岡、下宗岡では、「住み続けたい理由」として、居住環境や自然環境のよさがあげられます。
市民力	○地域活動への参加は、年代別・地域別にみても、ほとんどの属性で「まったく参加していない」が最も多くなっています。 ○参加していない理由として、参加する時間がないことがあげられますが、70 歳代は参加するきっかけがないことがあげられており、退職者への情報提供などのきっかけづくりが求められます。 ○市民力を生かしたい活動として、全体としては自然環境の保全や美しい景観づくり活動が多くなっていますが、20～40 歳代では地域の子育て・青少年育成活動、50 歳代では趣味や経験を生かした文化・教育・スポーツなどの分野での活動、70 歳代では健康づくりに関する活動が高くなっています。
施策の満足度	○全体ではごみ収集やリサイクル活動の満足度が高くなっています。 ○地域別にみると、館・柏町では河川や緑地などの自然環境の保全の満足度も高くなっています。 ○一方、満足度が低い施策として、身近な生活道路の整備、地域の医療施設、幹線道路の整備、鉄道やバスなど交通網の整備、交通安全対策が挙げられます。 ○施策の総合的な満足度は、性別、年代、地域を問わずどちらでもないという意見が高く、更なる改善が必要です。
施策の改善度	○全体では、自然環境の保全、保健サービス、放置自転車防止策の強化の改善度が高くなっています。 ○地域別にみると、幸町ではごみ収集やリサイクル活動、館では公園や広場の整備の改善度が高くなっています。 ○一方、50 歳代は交通安全対策が、20 歳代、40 歳代、60 歳代、70 歳代は身近な生活道路の整備が、80 歳以上では幹線道路の整備の改善度が低くなっており、更なる改善が必要です。 ○上宗岡、下宗岡、本町、館では、身近な生活道路の改善度が低くなっています。
重点的に取組むべき施策	○全体では、防災・防犯施策が最も高くなっています。地域別にみると、下宗岡、館では高齢者施策が、それ以外では防災・防犯施策が高くなっています。 ○一方、10 歳代では都市基盤施設の整備、子育て支援施策が、20～30 歳代では子育て支援施策が、40～70 歳代では防災・防犯施策が、80 歳代以上では防災・防犯施策、高齢者施策が高くなっています。
市政運営	○市政への関心度は全体で約 50%程度となっています。 ○要望を伝える方法は市の担当課へ直接行くか電話をするが高くなっていますが、10～50 歳代ではメール・郵送を利用するも同様に高くなっているため、年代に合わせた要望方法の提示が必要です。 ○要望の市政への反映はどちらともいえないが年代・地域を問わず高くなっているため、更なる改善が必要です。 ○施策・事業の認知度は、全体的にデマンド交通が高くなっています。 ○将来期待する市政運営は現状の行政サービスの水準を維持しつつ、負担増は控えるべきであるが年代・地域問わず高くなっています。 ○情報入手方法は、広報紙「広報しき」が最も多くなっています。次いで、10～60 歳代ではホームページが多くなっていますが、70～80 歳代以上では新聞やテレビなどによる入手が多くなっています。

2. 単純集計結果

（１）定住意向

➢定住意向（ＳＡ）

➢「できれば住み続けたい」が38.1%と最も高く、次いで、「ずっと住み続けたい」が35.0%、「わからない」が 11.8%となっている。

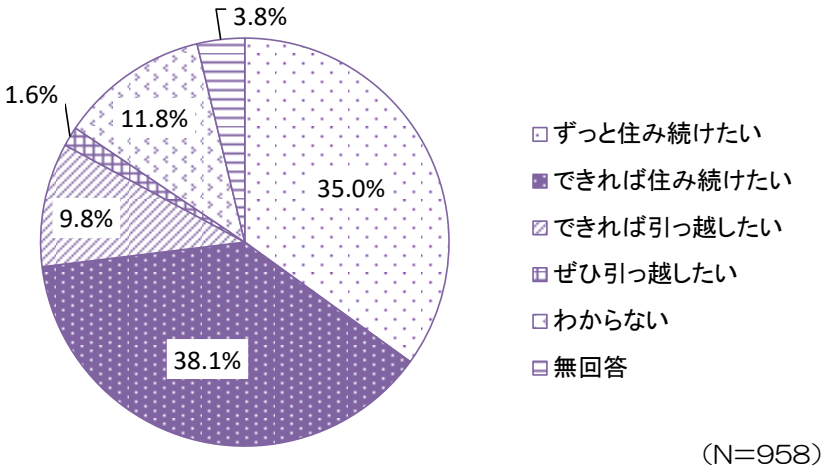

（N=958）

➢「ずっと住み続けたい」「できれば住み続けたい」の理由（MA）

➢「交通の便がよい」が 41.7%と最も高く、次いで、「居住環境がよい」が 36.1%、「自然環境がよい」が 23.6%となっている。

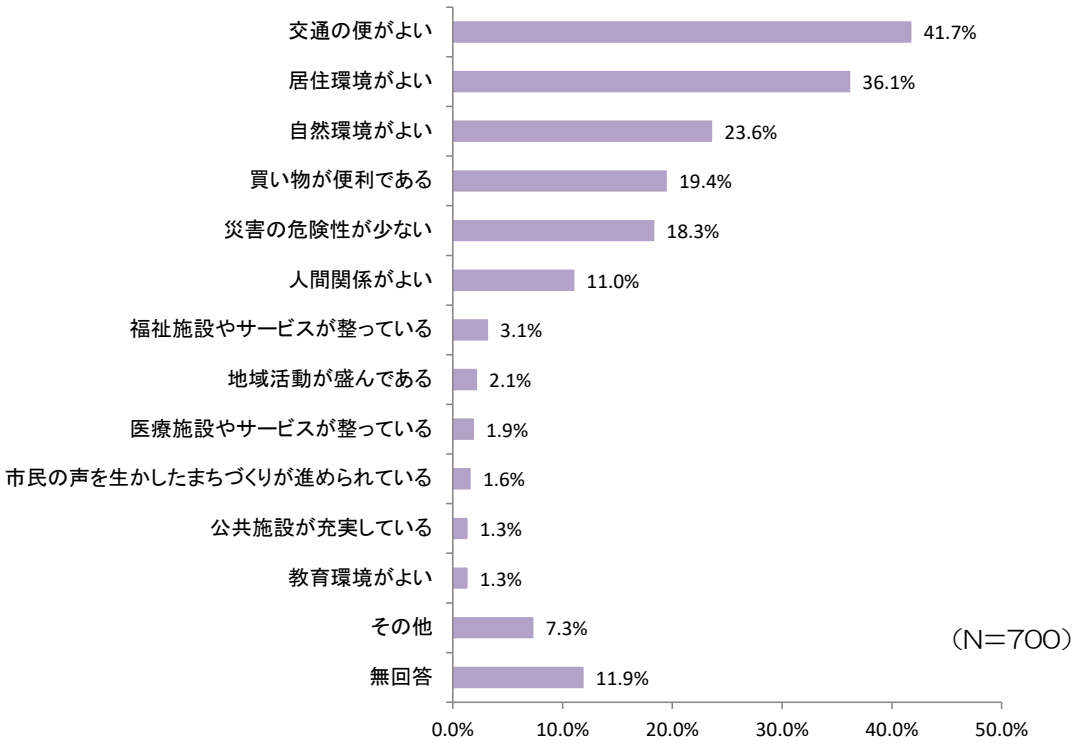

（N=700）

➢「できれば引っ越したい」「ぜひ引っ越したい」の理由（MA）

➢「居住環境がよくない」が 21.1%と最も高く、次いで、「交通の便がよくない」が 20.2%、「医療施設やサービスが不十分である」が 16.5%となっている。

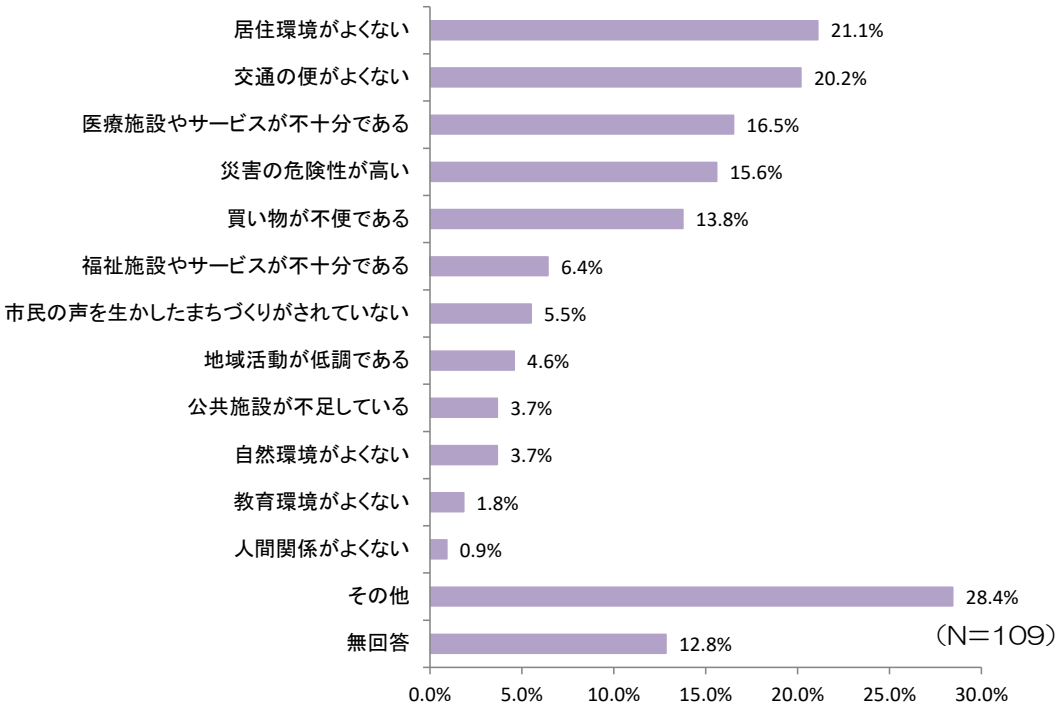

（2）ボランティア活動への参加（ＳＡ）

➢「活動したことはないが、機会があれば参加したい」が 33.1%と最も高く、次いで、「活動したこともなく、これからも参加する予定はない」が 29.9%、「過去に活動の経験がある」が 23.4%となっている。

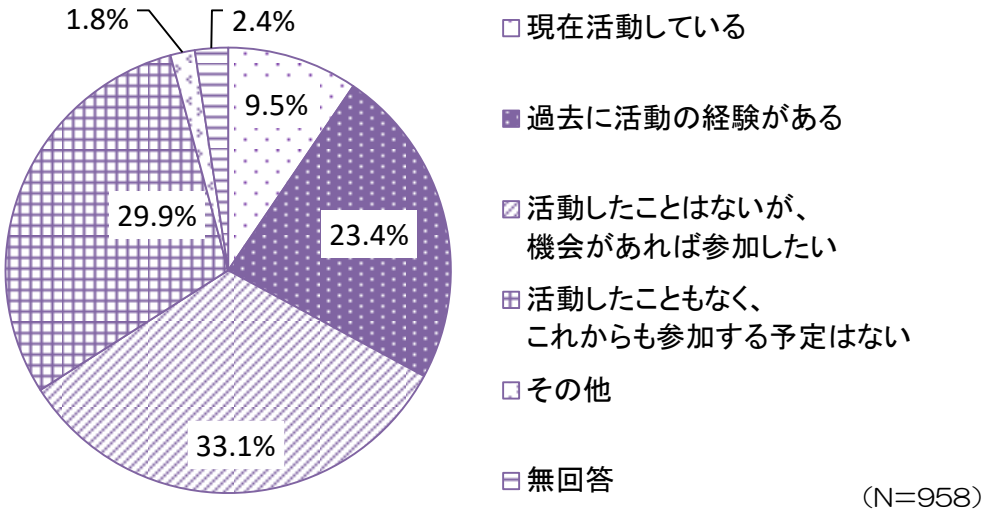

（3）地域活動への参加

➢地域活動への参加（ＳＡ）

➢「まったく参加していない」が 45.9%と最も高く、次いで、「都合がつけば参加している」が 22.5%、「あまり参加していない」が 21.3%となっている。

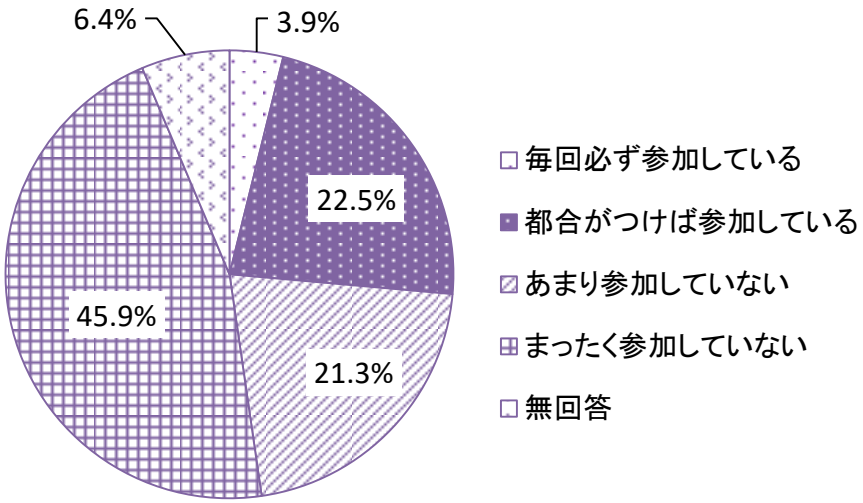

（N=958）

➢「毎回必ず参加している」「都合がつけば参加している」の理由（ＳＡ）

➢「その地域に暮らす人の役割だと思うから」が 58.1%と最も高く、次いで、「活動を通じて人間関係が広がるから」が 24.5%、「立場上、仕方がないから」が 10.7%となっている。

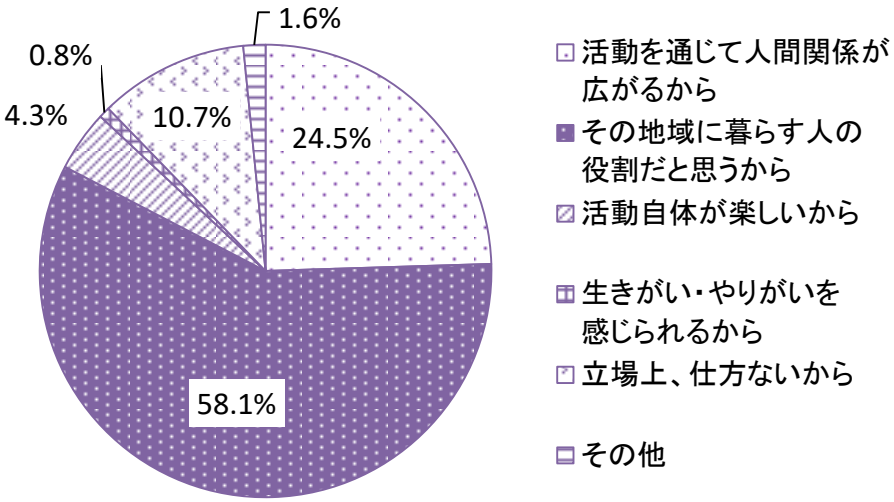

（N=253）

➢「あまり参加していない」「まったく参加していない」の理由（ＳＡ）

➢「活動に参加する時間がない」が 34.8%と最も高く、次いで、「活動をするきっかけがない」が 22.5%、「活動についての情報がない」が 14.1%となっている。

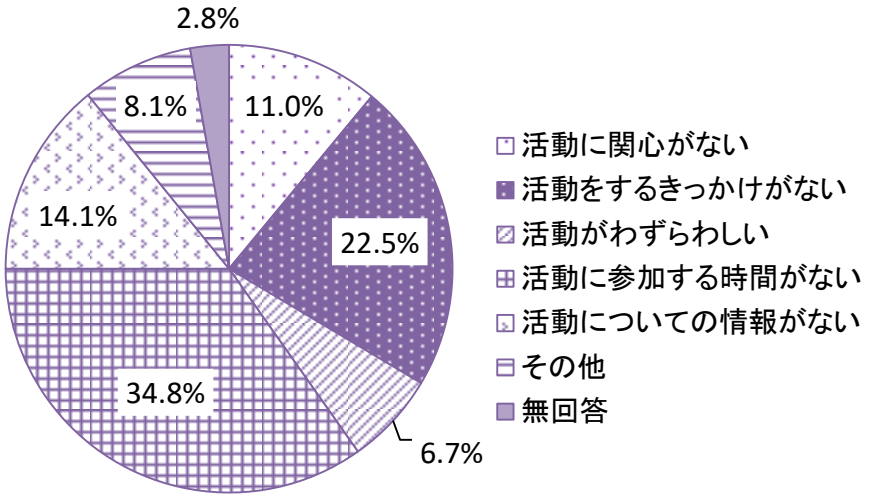

（N=644）

（４）市民力を生かしたい活動（MA）

➢「自然環境（河川や緑地など）の保全や美しい景観づくり活動」が 29.2%と最も高く、次いで、「趣味や経験を生かし、文化・教育・スポーツなどの分野での活動」が 24.5%、「地域の災害対策・防災活動」が 23.7%となっている。

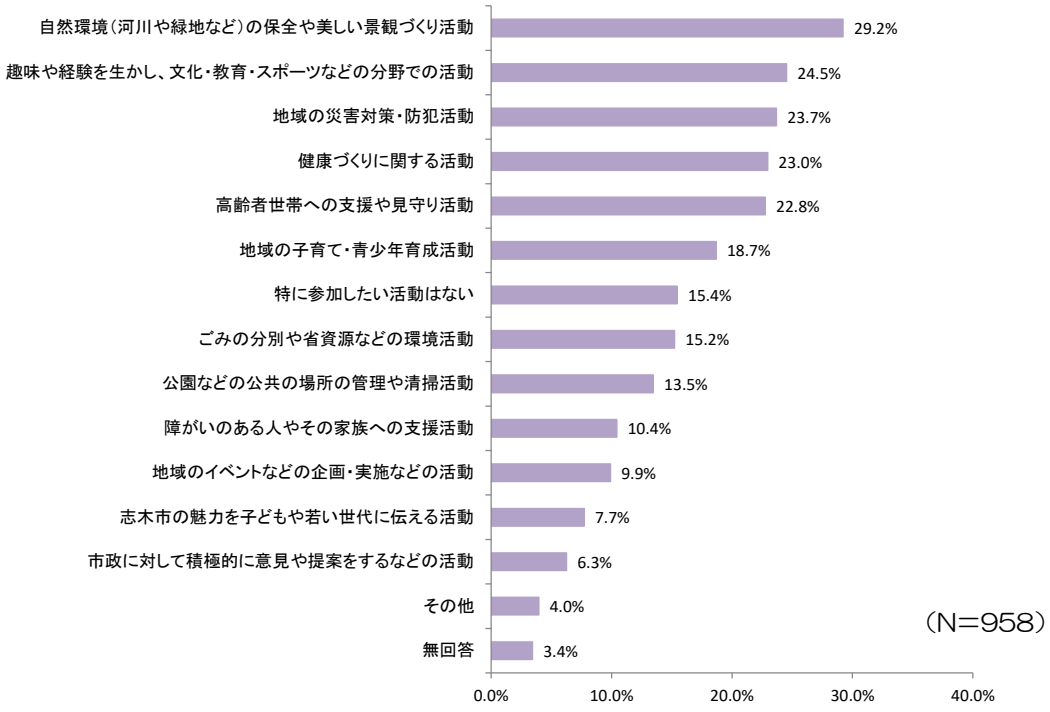

（N=958）

（５）施策別の取り組みの満足度（ＳＡ）

➢都市基盤について

➢「非常に満足」と「やや満足」を合わせた割合が高いのは、「河川や緑地などの自然環境の保全」で、次いで、「鉄道やバス等の交通網の整備」、「公園や広場の整備」となっている。

➢「非常に不満」と「やや不満」を合わせた割合が高いのは、「身近な生活道路の整備」で、次いで、「幹線道路の整備」、「鉄道やバス等の交通網の整備」となっている。

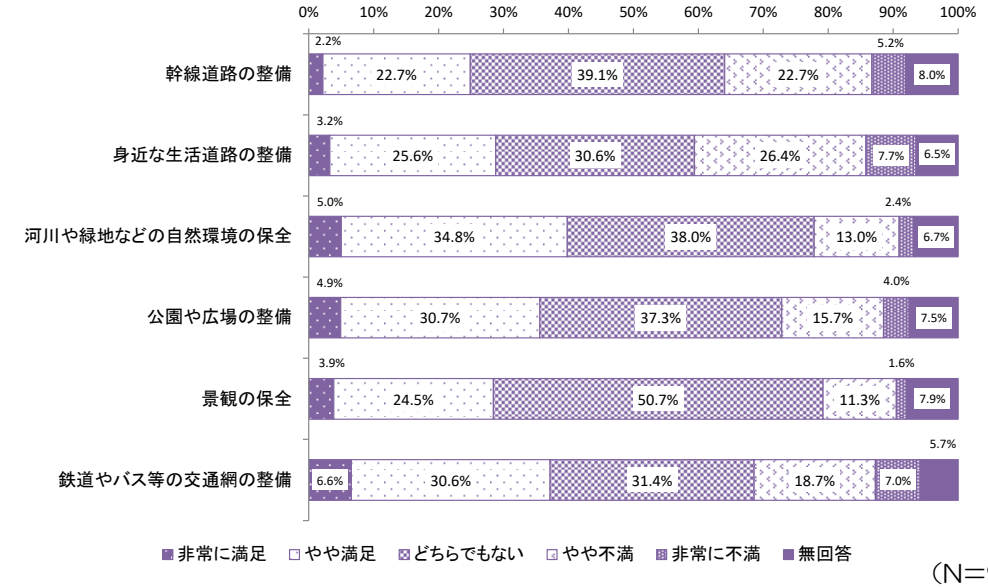

（N=958）

➢地域環境について

➢「非常に満足」と「やや満足」を合わせた割合が高いのは、「ごみ収集やリサイクル活動」で、次いで、「放置自転車の防止対策」、「交通安全対策（歩道や信号機など）」となっている。

➢「非常に不満」と「やや不満」を合わせた割合が高いのは、「交通安全対策（歩道や信号機など）」で、次いで、「自動車の迷惑駐車対策」、「水害対策」となっている。

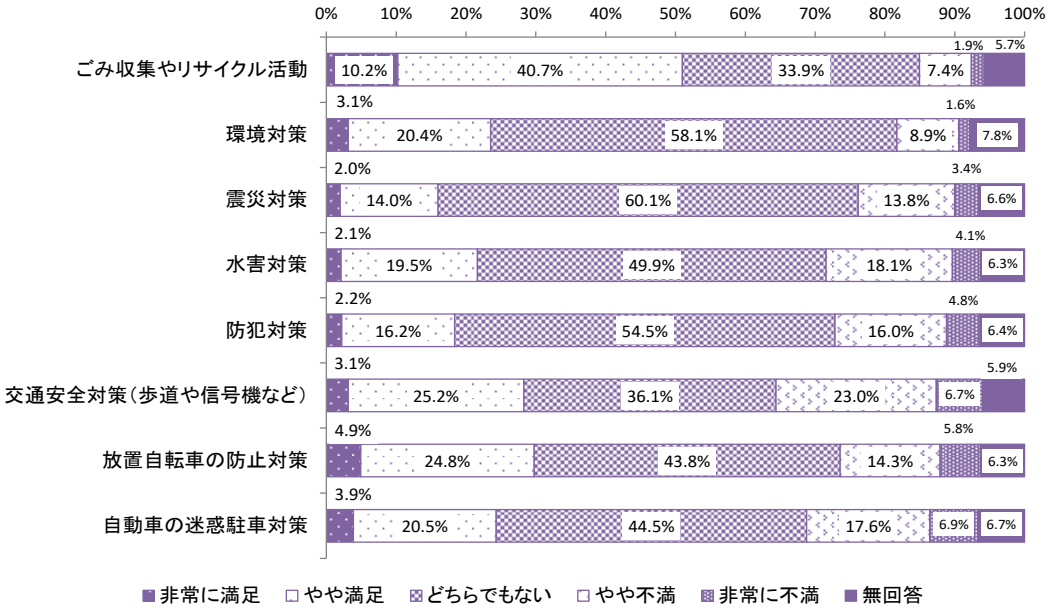

（N=958）

➢教育・文化について

➢「非常に満足」と「やや満足」を合わせた割合が高いのは、「公民館・図書館などの施設やサービス」で、次いで、「スポーツ・レクリエーション活動の施設やサービス」、「小中学校の施設や教育内容」となっている。

➢「非常に不満」と「やや不満」を合わせた割合が高いのは、「文化・芸術に接する機会・場所」で、次いで、「スポーツ・レクリエーション活動の施設やサービス」、「公民館・図書館などの施設やサービス」となっている。

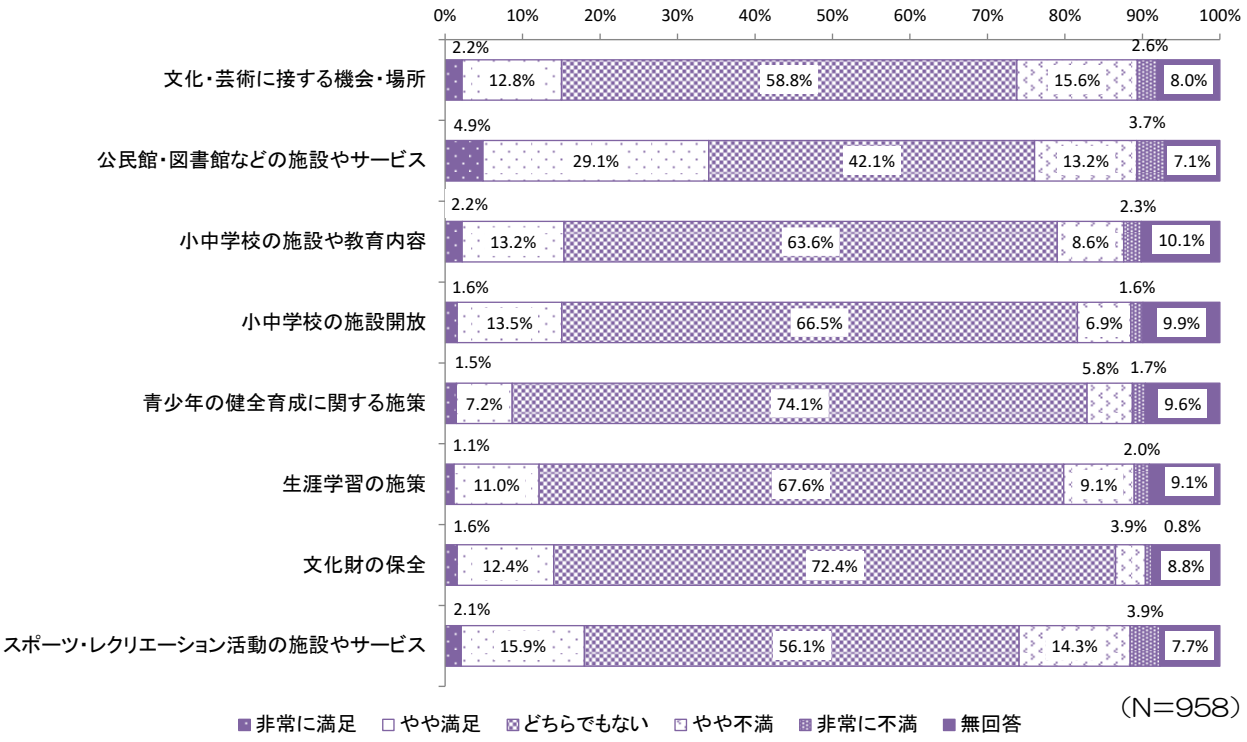

➢健康・医療・福祉について

➢「非常に満足」と「やや満足」を合わせた割合が高いのは、「保健サービス（特定健診・がん検診・相談・情報提供など）」で、次いで、「地域の医療施設（病院・診療所など）」、「乳幼児や児童のための施策」となっている。

➢「非常に不満」と「やや不満」を合わせた割合が高いのは、「地域の医療施設（病院・診療所など）」で、次いで、「国民健康保険や年金制度の情報提供・相談」、「低所得者のための施策」となっている。

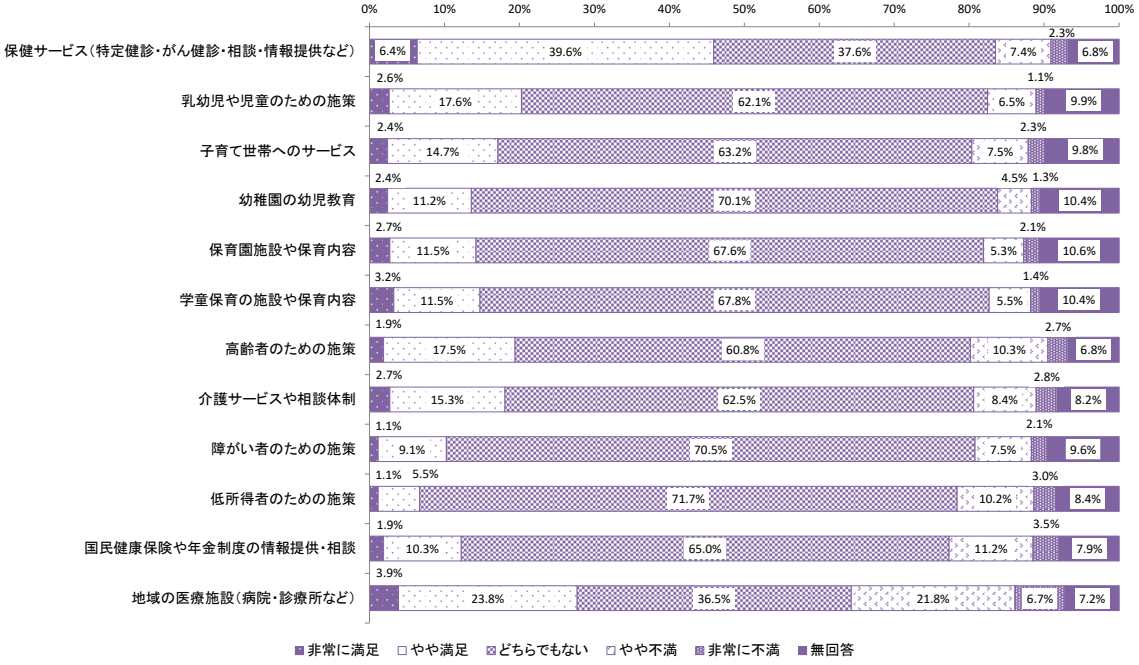

（N=958）

➢産業について

➢「非常に満足」と「やや満足」を合わせた割合が高いのは、「観光施策」で、次いで、「商工業振興施策」、「産業振興施策」となっている。

➢「非常に不満」と「やや不満」を合わせた割合が高いのは、「観光施策」で、次いで、「働く場所や就業機会の提供」、「商工業振興施策」となっている。

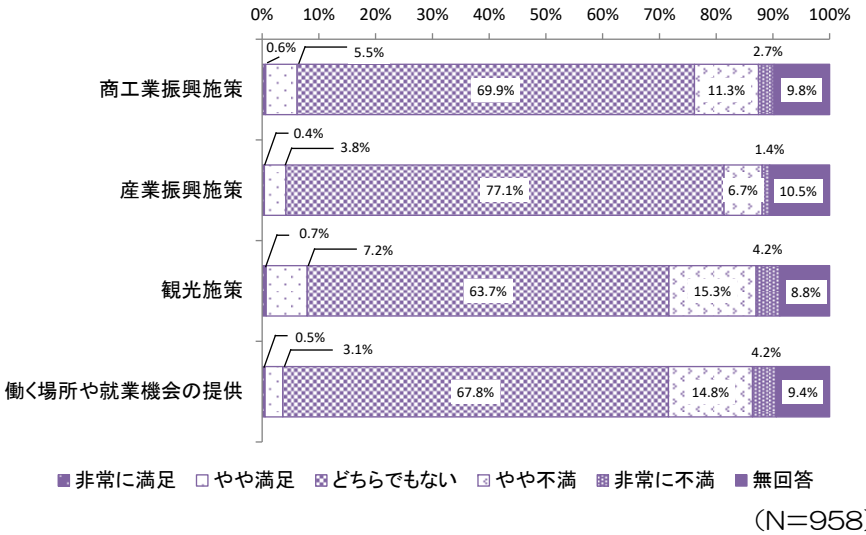

（N=958）

➢まちづくり・行政サービスについて

➢「非常に満足」と「やや満足」を合わせた割合が高いのは、「市職員の電話対応・窓口対応」で、次いで、「市職員の仕事に対する積極性・熱心さ」、「各種の相談窓口」となっている。

➢「非常に不満」と「やや不満」を合わせた割合が高いのは、「市職員の仕事に対する積極性・熱心さ」で、次いで、「市職員の電話対応・窓口対応」、「市政運営」となっている。

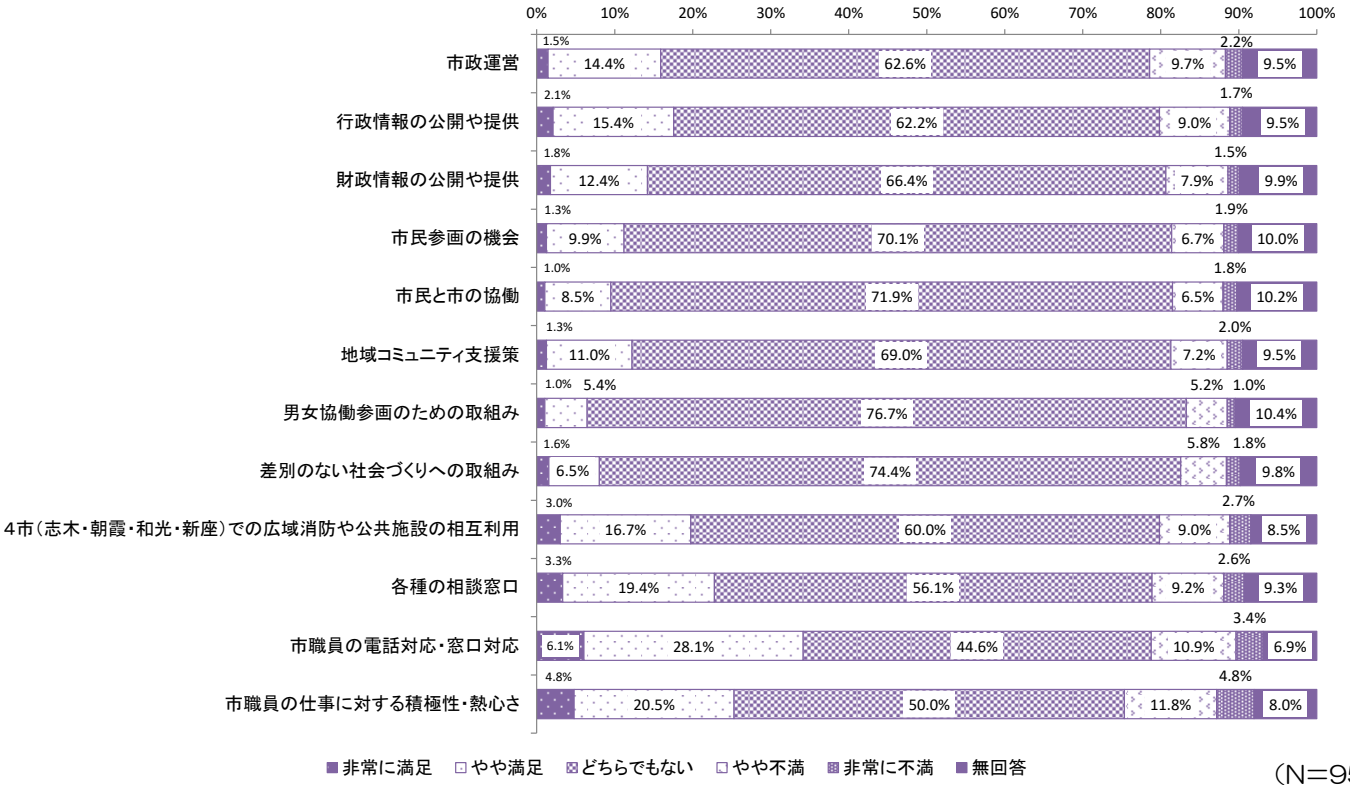

（N=958）

（6）施策の総合的な満足度（ＳＡ）

➢「どちらでもない」が 48.2%と最も高く、次いで、「やや満足」が 25.9%、「やや不満」が 14.4%となっている。

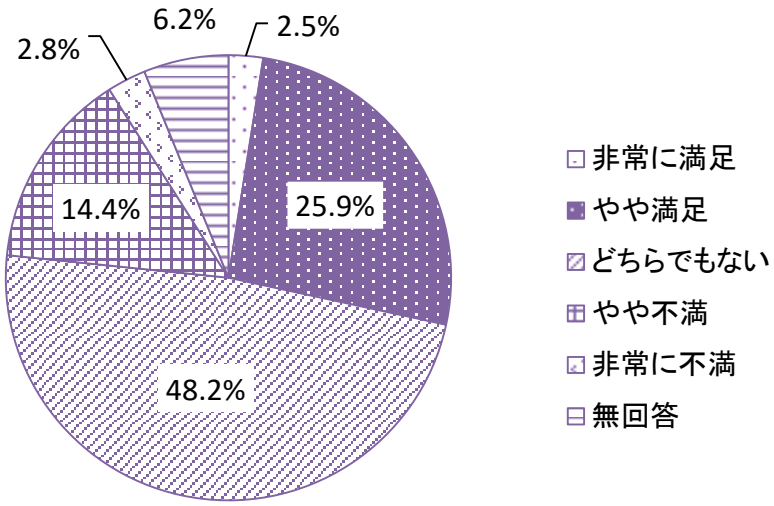

（N=958）

（7）重点的に取り組むべき施策（ＭＡ）

➢「防災・防犯施策」が 48.7%と最も高く、次いで、「高齢者施策」が 38.9%、「都市基盤施設の整備」が 28.7%となっている。

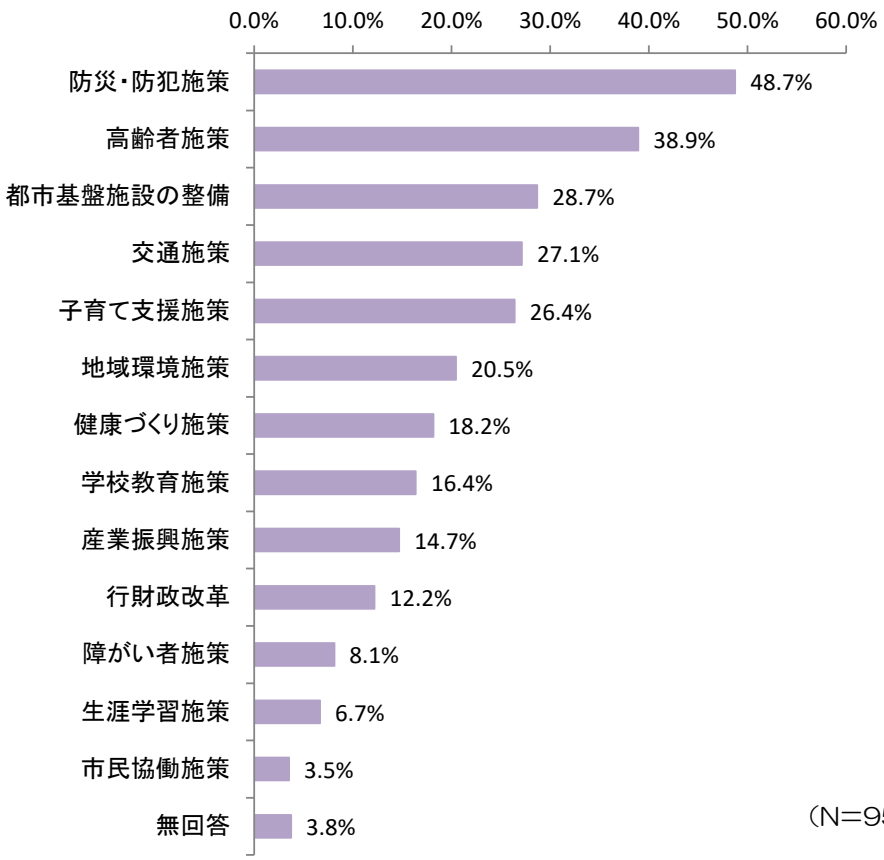

（N=958）

◆ 都市基盤施設の整備

➢「生活道路の整備」が 38.5%と最も高く、次いで、「歩行環境の整備」が 36.4%、「幹線道路の整備」が 29.5%となっている。

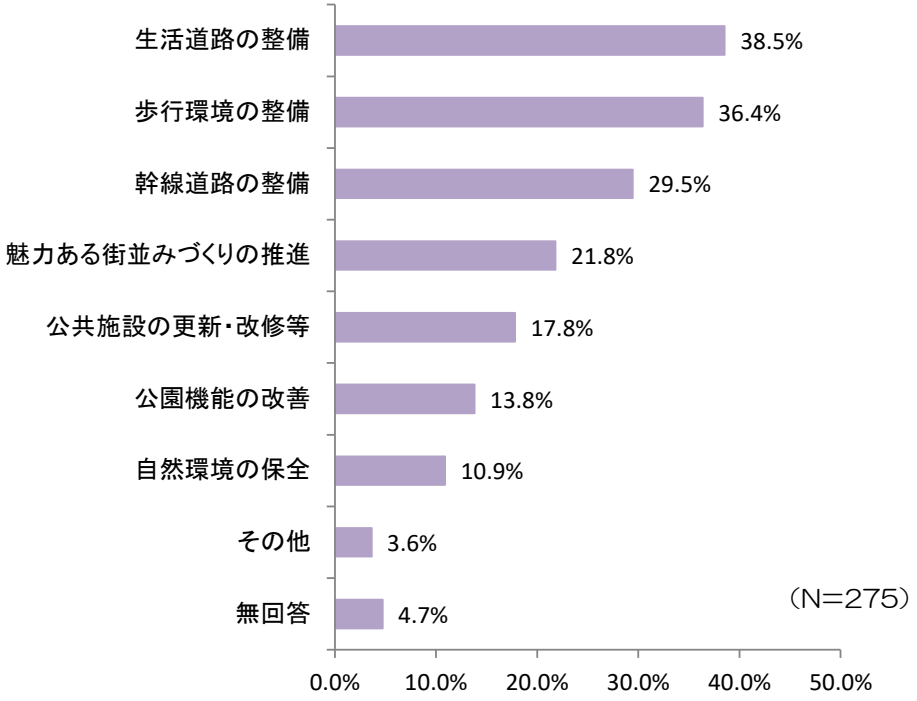

◆ 防災・防犯施策

➢「水害対策の強化」が 39.8%と最も高く、次いで、「ライフラインの確保」が 38.1%、「震災対策の強化」が 33.0%となっている。

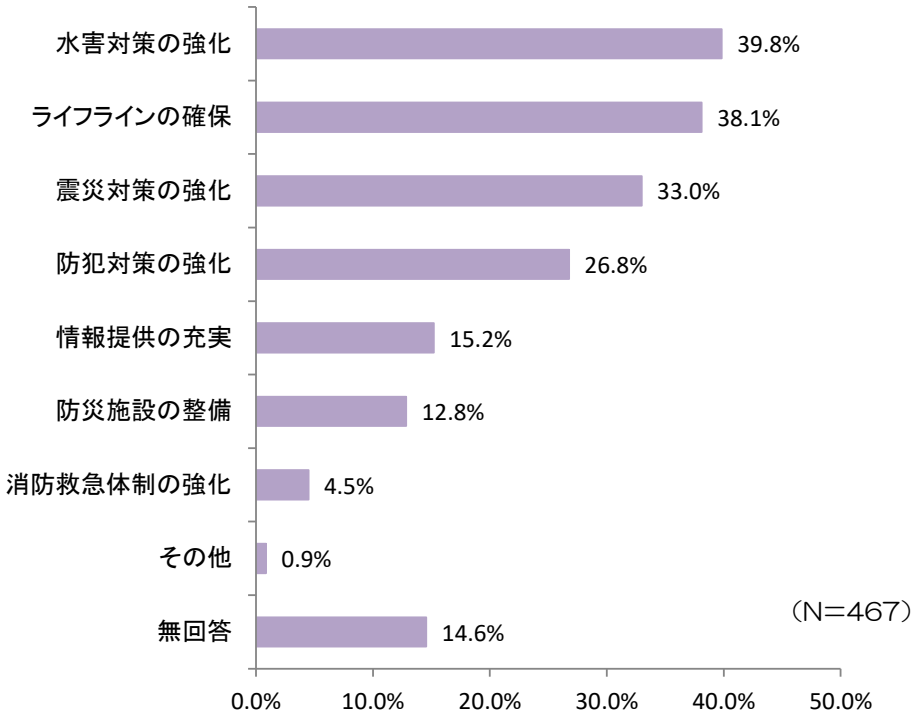

◆ 地域環境施策

➢「環境対策の強化」が 42.9%と最も高く、次いで、「空き家対策の推進」が 40.3%、「環境美化運動の推進」が 30.1%となっている。

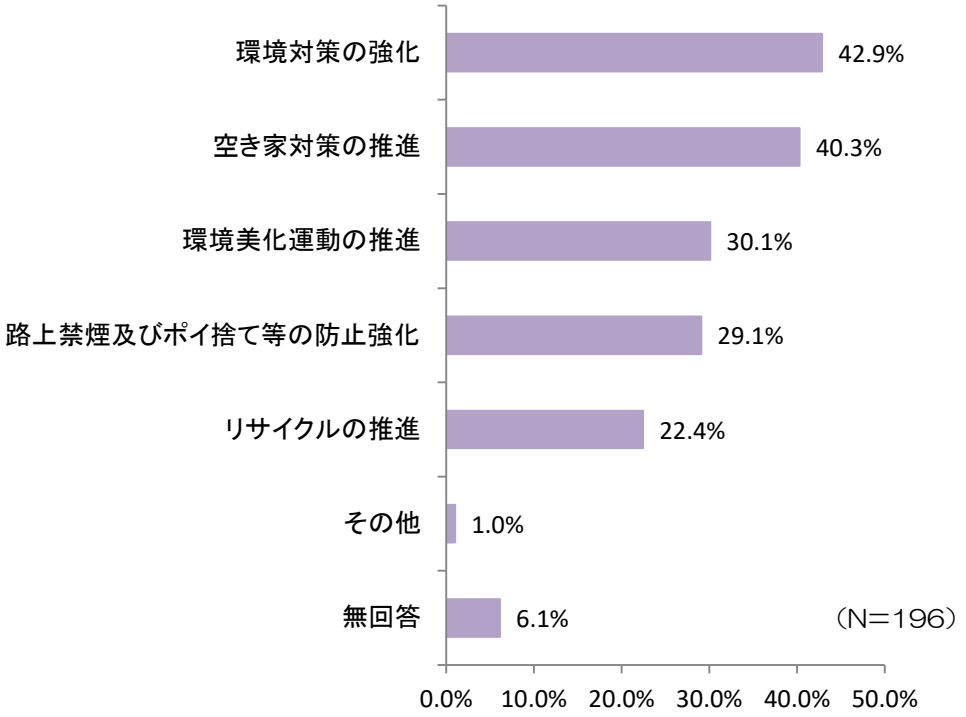

◆ 交通施策

➢「歩道・信号機などの整備」が 45.8%と最も高く、次いで、「バス路線網の見直し」が 33.5%、「街路灯の整備」が 28.1%となっている。

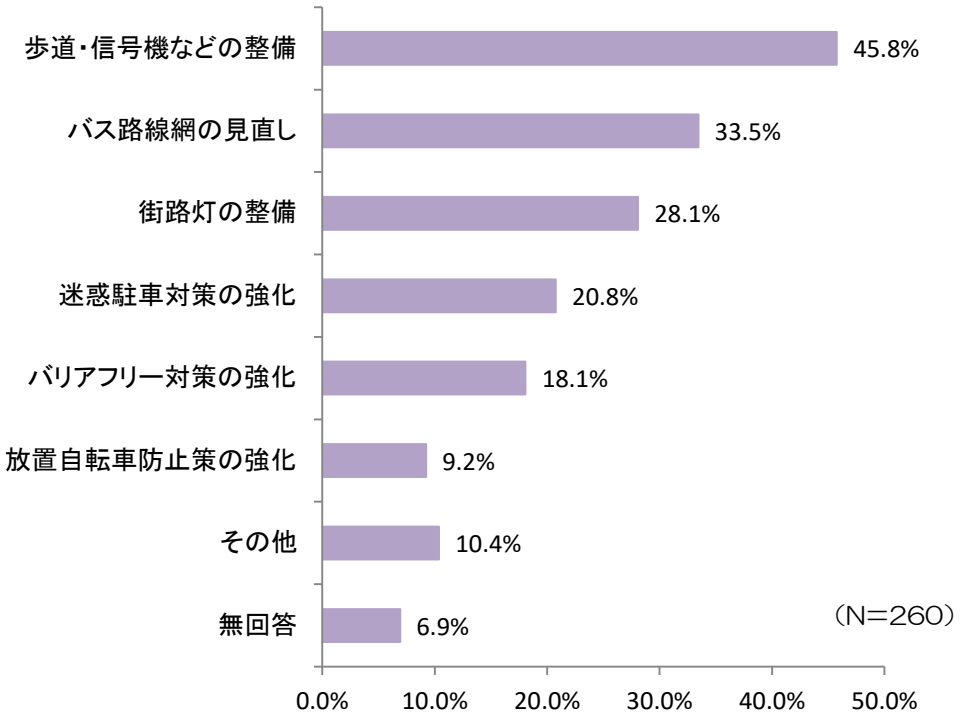

◆ 市民協働施策

➢「協働によるまちづくり等の促進」が 38.2%と最も高く、次いで、「情報提供の充実」が 35.3%、「地域活動のリーダー育成」が 26.5%となっている。

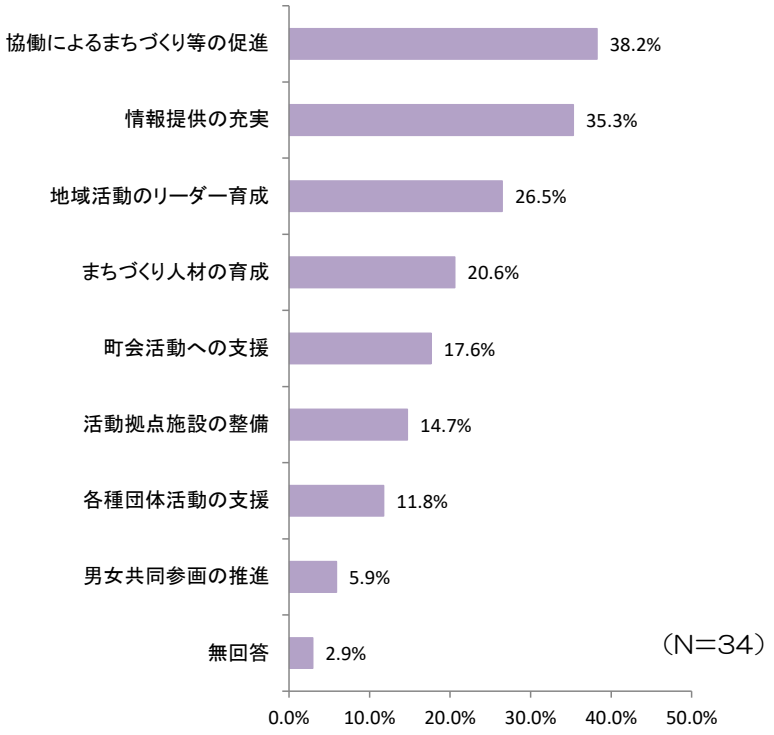

◆ 産業振興施策

➢「魅力ある商店街の形成」が 58.9%と最も高く、次いで、「空き店舗の活用」が 34.8%、「起業の支援・新産業の育成」が 18.4%となっている。

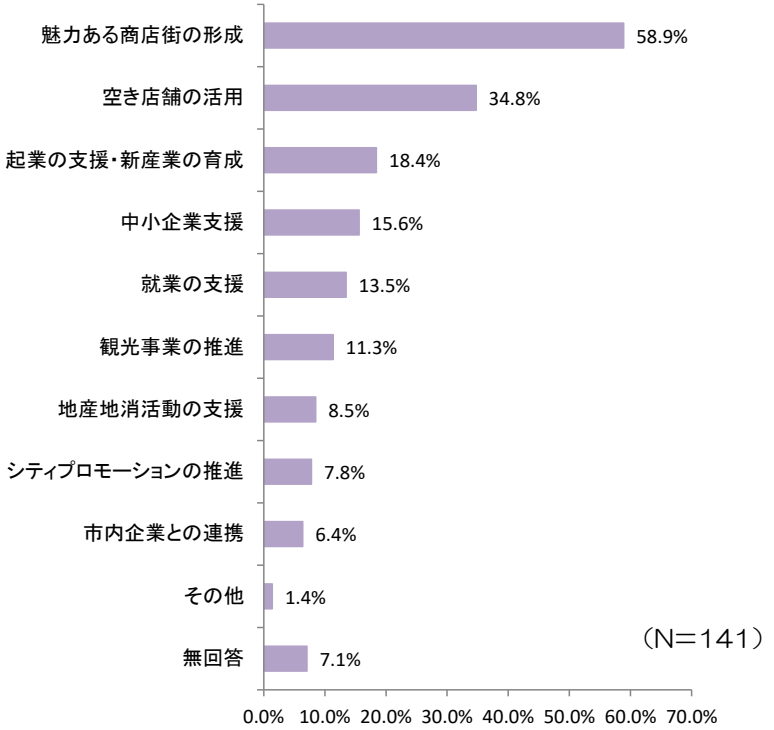

◆ 健康づくり施策

➢「特定健診・がん検診などの充実」が 53.4%と最も高く、次いで、「健康づくり事業の提供」が 44.8%、「こころの健康づくりの充実」が 25.3%となっている。

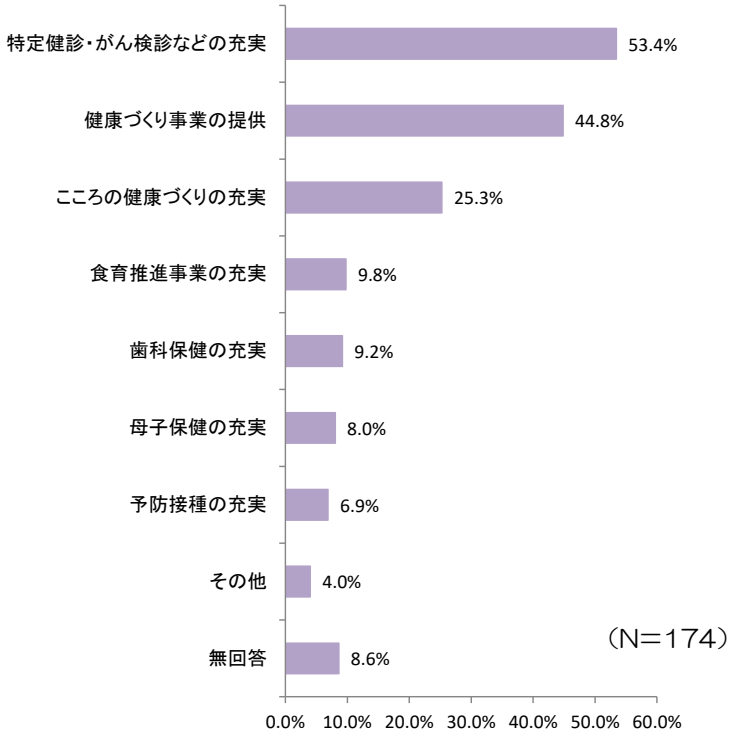

◆ 子育て支援施策

➢「子育てと仕事の両立を支援する就業環境の整備」が 46.6%と最も高く、次いで、「子育て家庭への経済的支援」が 39.1%、「保育サービスの充実」が 22.9%となっている。

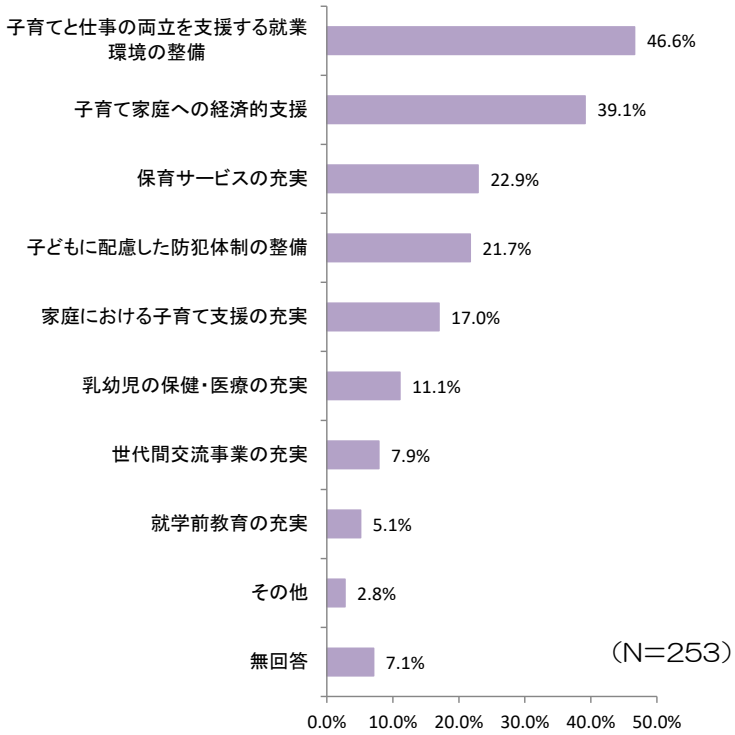

◆ 高齢者施策

➢「高齢者にやさしいまちづくりの推進」が 39.9%と最も高く、次いで、「介護予防・健康づくりの推進」が 27.6%、「介護サービスの質的向上」が 26.0%となっている。

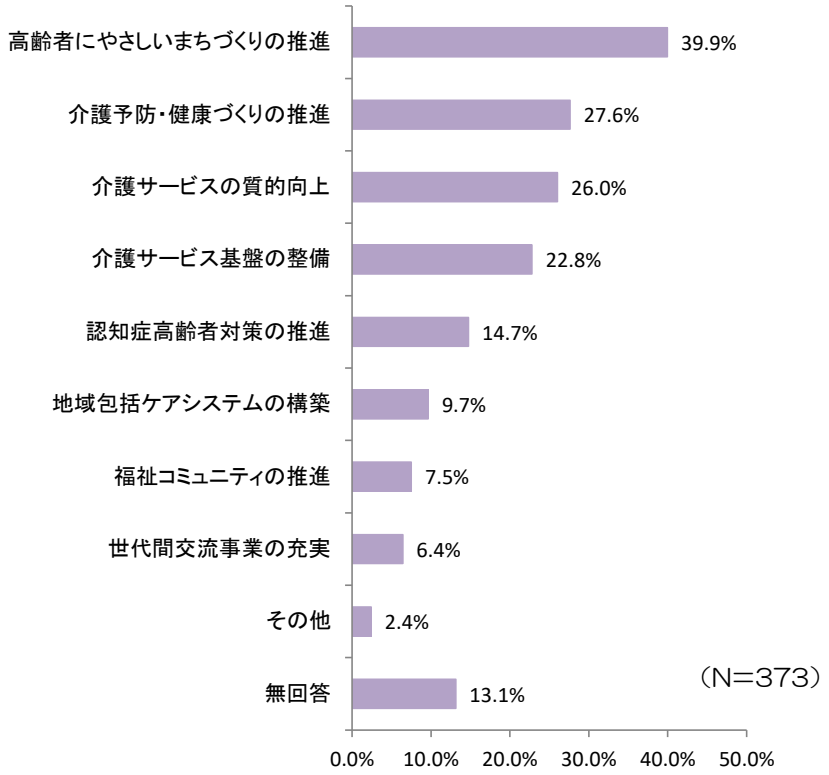

◆ 障がい者施策

➢「相談体制・援助業務の充実」が 38.5%と最も高く、次いで、「障がい者にやさしいまちづくりの推進」が 26.9%、「福祉サービスの充実」が 24.4%となっている。

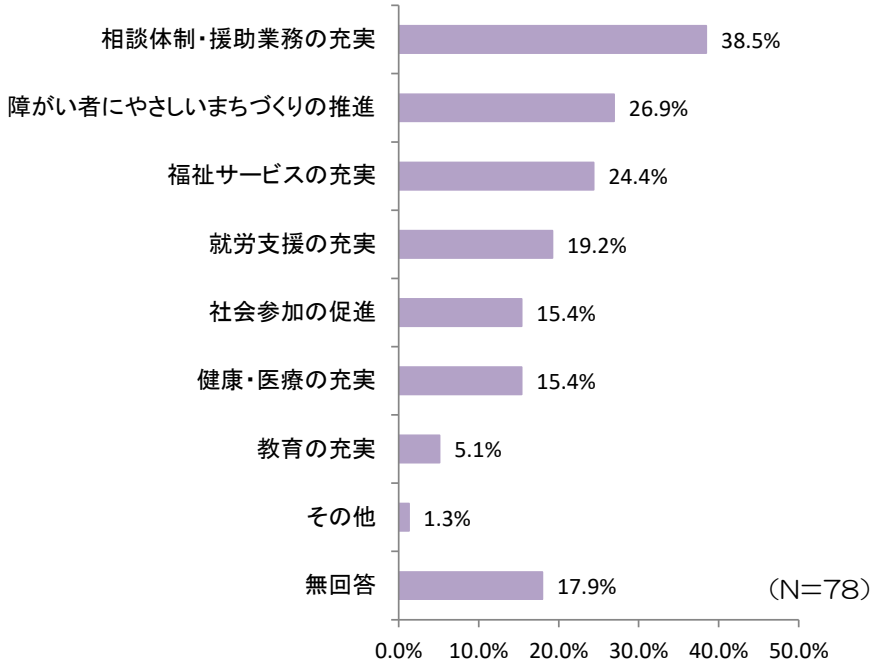

◆ 学校教育施策

➢「教職員の資質の向上」が 41.4%と最も高く、次いで、「基礎体力・基礎学力の向上及び規律ある態度の醸成」が 32.5%、「複数・少人数指導体制の充実」が 27.4%となっている。

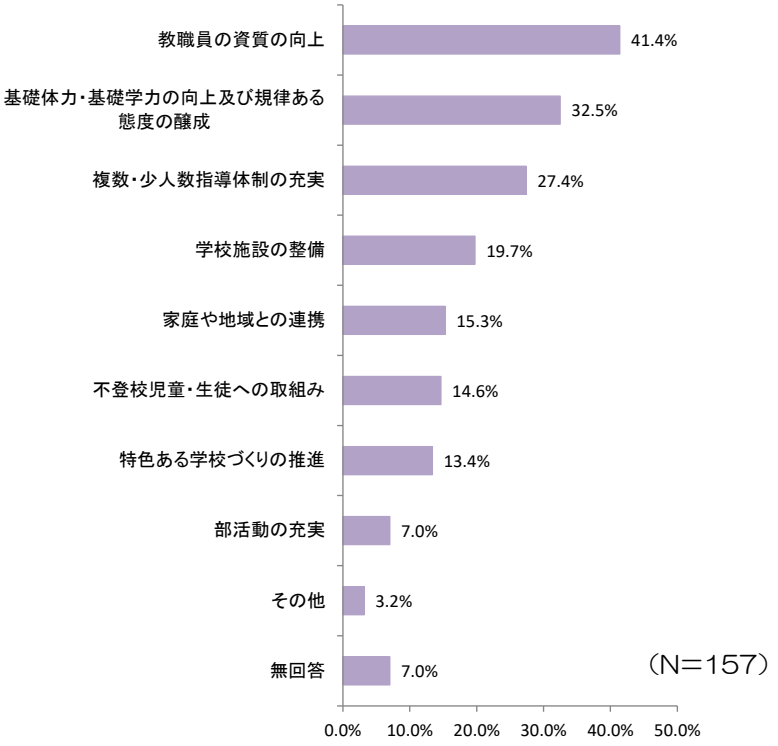

◆ 生涯学習施策

➢「生涯学習事業の推進」が 43.8%と最も高く、次いで、「情報提供の充実」が 28.1%、「生涯スポーツ事業の推進」が 25.0%となっている。

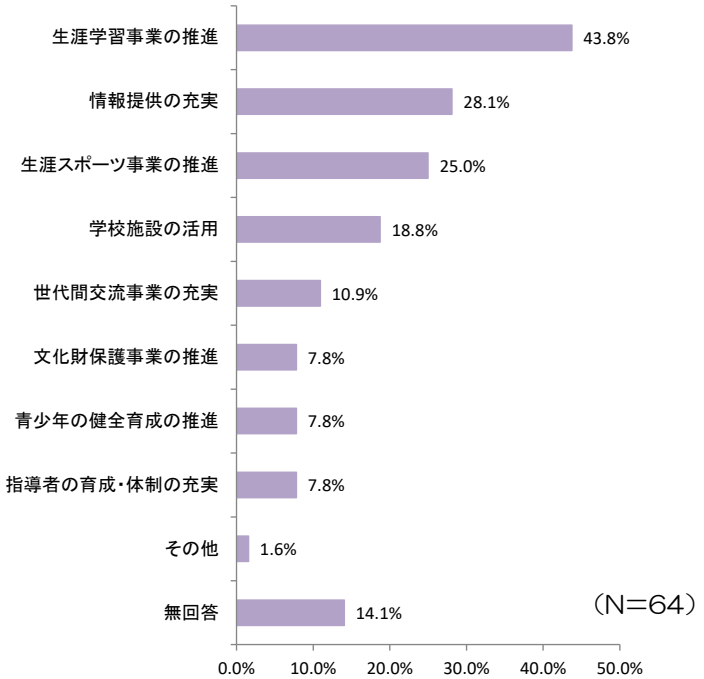

◆ 行財政改革

➢「職員の資質の向上」が 35.0%と最も高く、次いで、「事業の見直し・削減」が 33.3%、「新たな歳入の確保策」が 27.4%となっている。

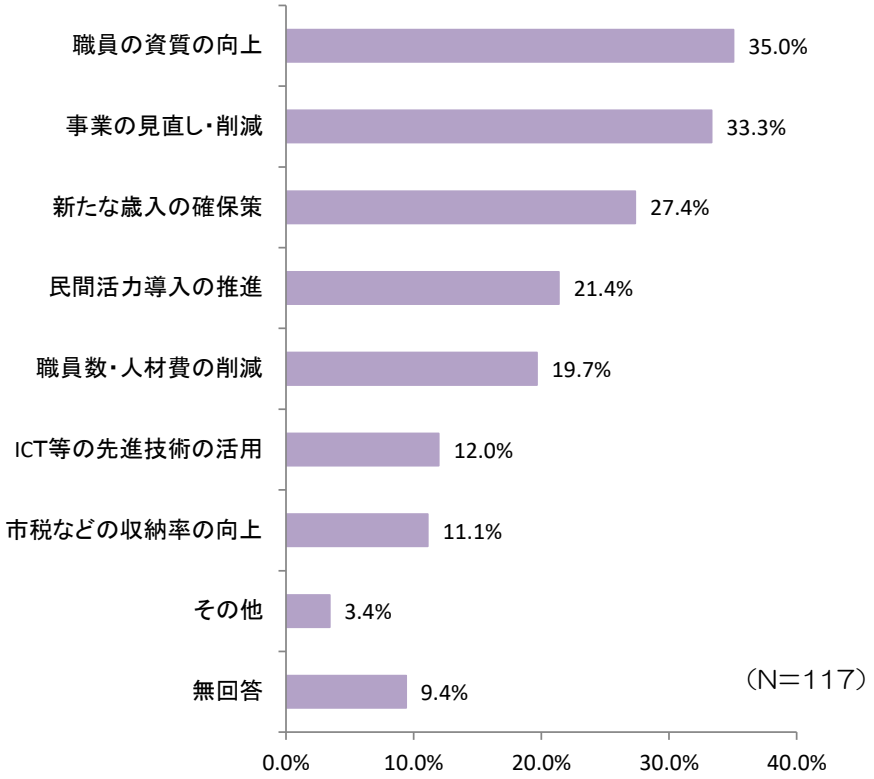

（８）市政への関心（ＳＡ）

➢「まあまあ関心がある」が 41.8%と最も高く、次いで、「どちらともいえない」が 26.4%、「あまり関心がない」が 17.1%となっている。

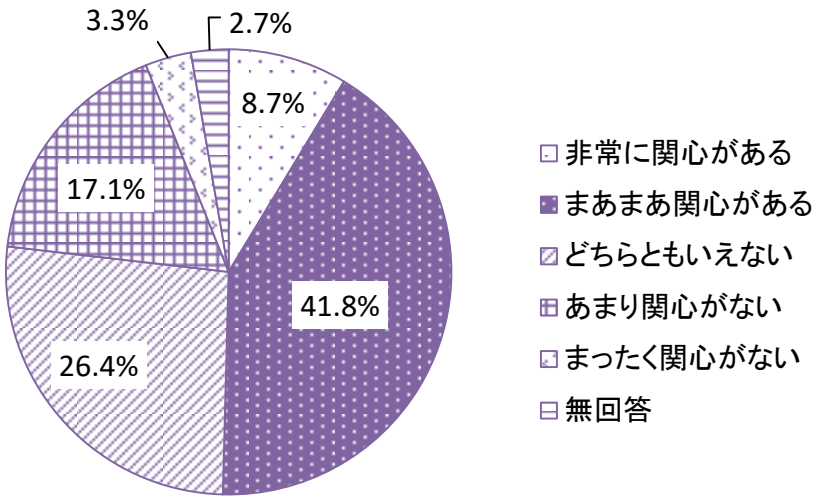

（N=958）

（9）要望を伝える方法（ＳＡ）

➢「市の担当課へ直接行くか電話をする」が 55.0%と最も高く、次いで、「市長への手紙」（メール・郵送）を利用する」が 14.2%、「市議会議員などに要望する」が 8.2%となっている。

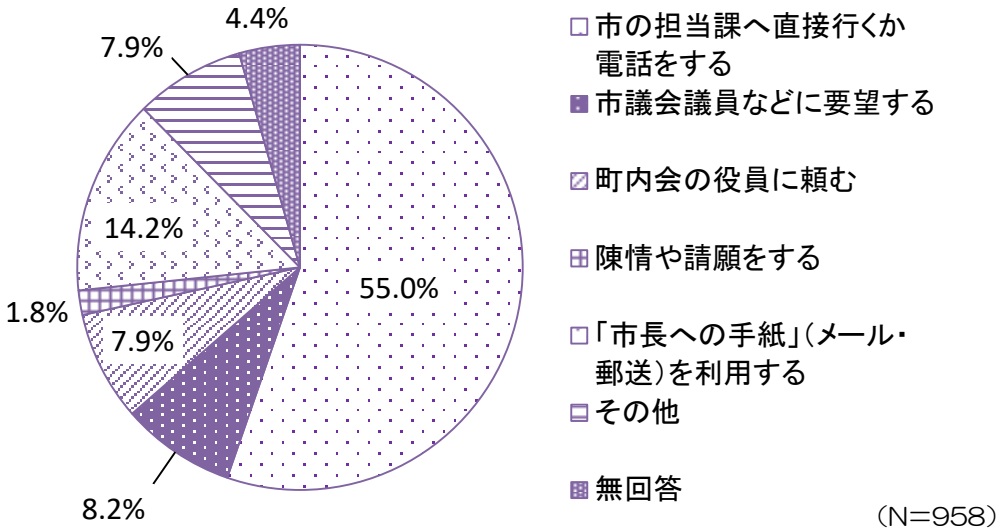

（N=958）

（１０）要望の市政への反映（ＳＡ）

➢「どちらともいえない」が 50.7%と最も高く、次いで、「まあまあ反映されている」16.1%、「あまり反映されていない」が 15.7%となっている。

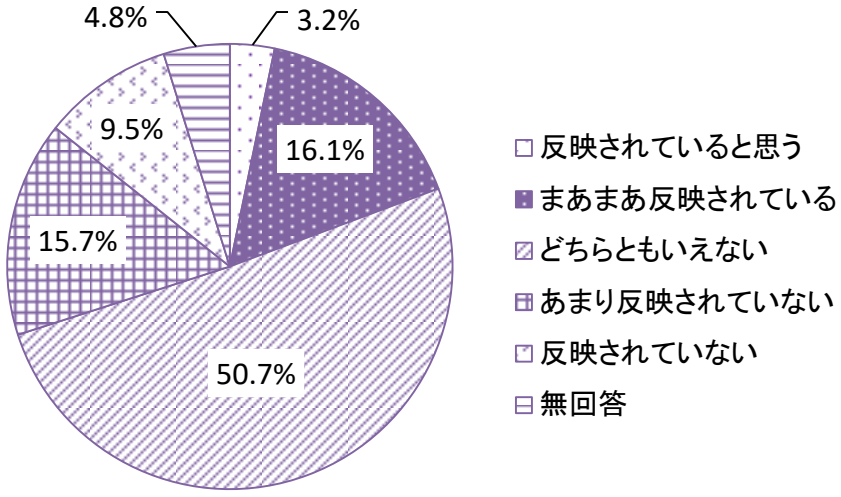

（N=958）

（１１）制度・事業の認知度（MA）

➢「デマンド交通」が 43.6%と最も高く、次いで、「コミュニティふれあいサロン」が 35.6%、「和舟回遊事業「いろはの渡し」」が 34.4%となっている。

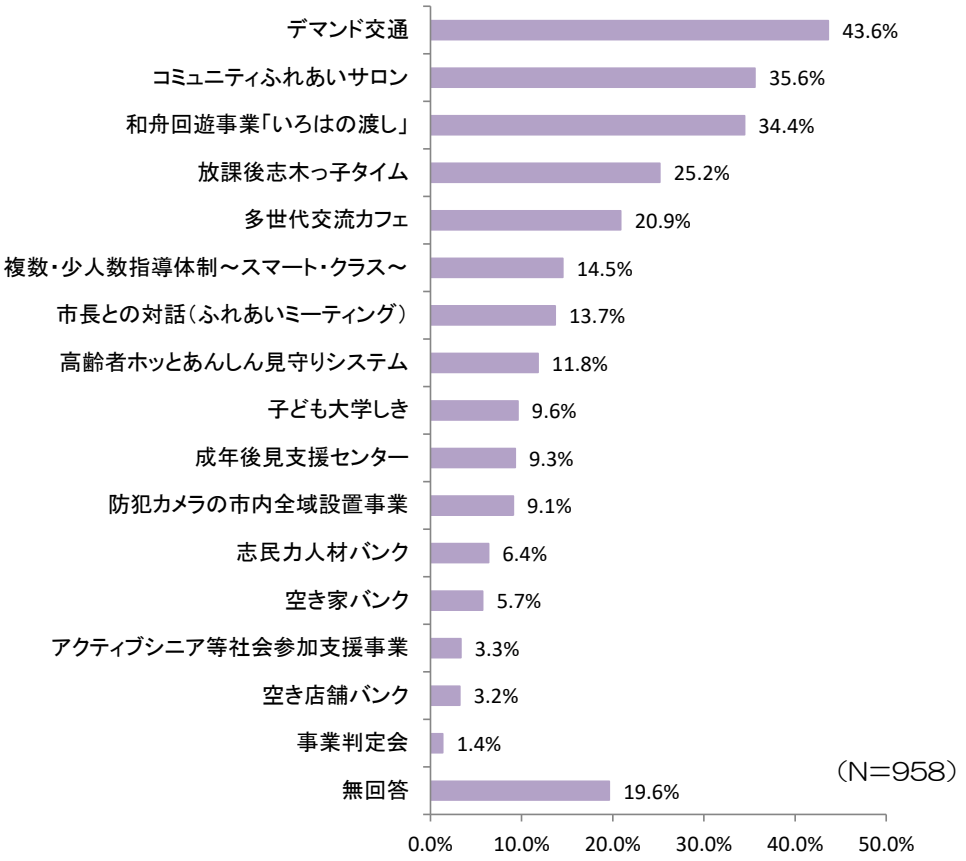

（１２）将来期待する市政運営（ＳＡ）

➢「現状の行政サービスの水準を維持しつつ、負担増は控えるべきである」が 59.6%と最も高く、次いで、「わからない」が 13.8%、「水準の高い行政サービスや現状の行政サービスの提供を受けるためには、今以上の負担もやむを得ない」が 13.6%となっている。

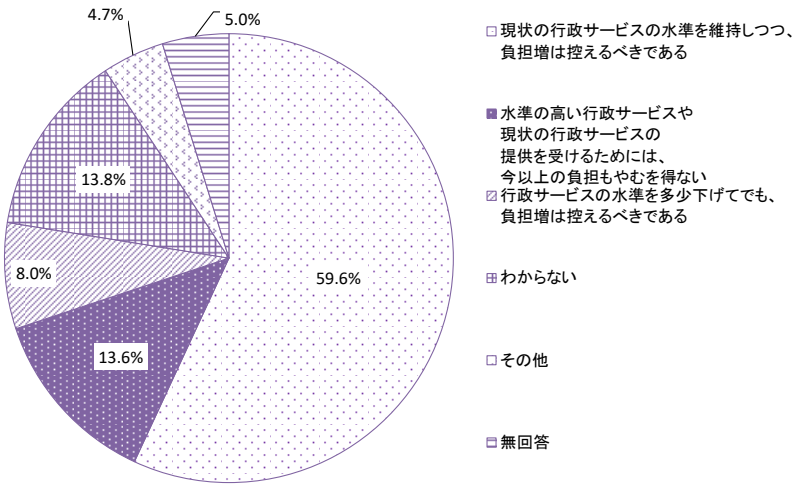

（N=958）

（１３）市からの情報入手方法（MA）

➢「広報紙「広報しき」」が 83.0%と最も高く、次いで、「志木市ホームページ」が 24.8%、「新聞・テレビなどの」が 13.8%となっている。

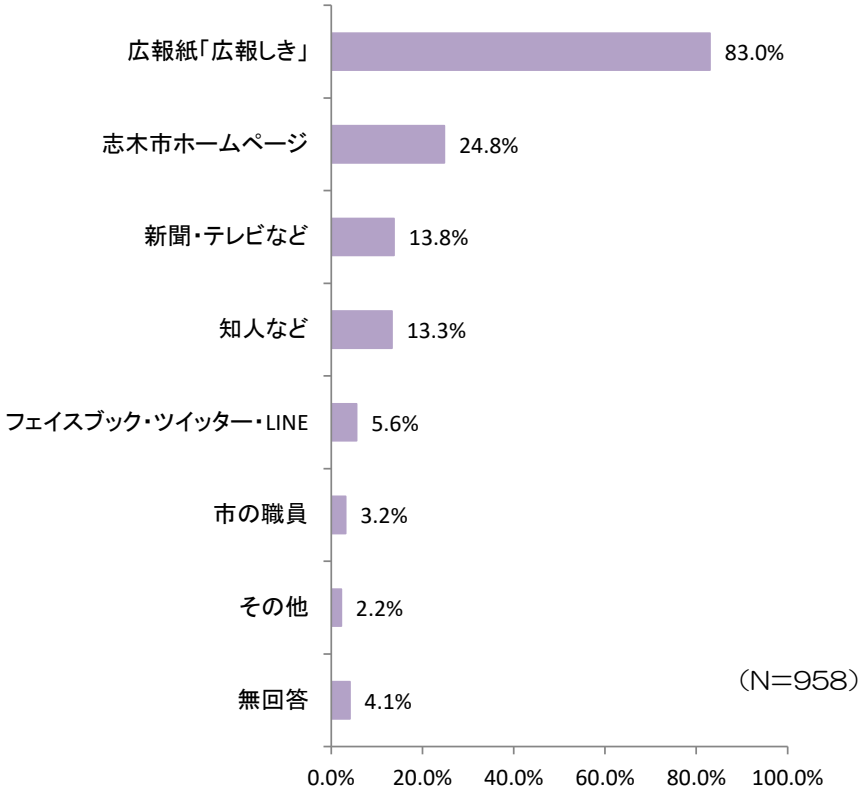

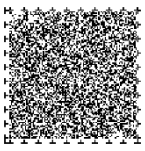

4.　意見公募手続制度の結果

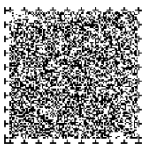

志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）後期実現計画を策定するにあたり、志木市意見公募手続条例に基づき、計画案を公表し、意見公募（パブリックコメント）を実施しました。

■意見募集期間

令和２年１２月１日（火）から令和３年１月４日（月）まで

■計画の閲覧場所

市ホームページ、秘書政策課、柳瀬川駅前出張所、志木市役所出張所（仮設）、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館

■意見公募の結果

人　　数（０人）

意見件数（０件）

志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）後期実現計画

令和３年２月発行

発行　　志木市

編集　　市長公室秘書政策課

〒353-8501　埼玉県志木市中宗岡１丁目１番１号

TEL：048-473-1111（代表）

E-mail： seisaku@city.shiki.lg.jp

志木市